

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	研究科の設置						※同一法人2大学（兵庫医科大学、兵庫医療大学）の統合を目的とした学部等設置認可申請		
フリガナ設置者	がっこうほけん ひょうこいががく								
フリガナ大学の名称	ひょうこいががくがく								
大学本部の位置	兵庫県西宮市武庫川町1番1号								
大学の目的	<p>本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。</p>								
新設学部等の目的	<p>薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、獨創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	<p>【基礎となる学部等】 薬学部医療薬学科</p> <p>14条特例の実施</p> <p>※兵庫医療大学大学院の在学学生を転学させる</p>
	薬学研究科 [Graduate School of Pharmacy]	年	人	年次人	人		年月第年次		
	医療薬学専攻 [Course of Clinical Pharmacy]	4	3	-	12	博士（薬学） [Doctor of Philosophy in Pharmacy]	令和4年4月第1・2・3・4年次	兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番6	
	計		3	-	12				
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	<p>兵庫医科大学 薬学部 医療薬学科 (150) (令和3年3月認可申請) ※第1・2・3・4・5・6年次開設 看護学部 看護学科 (100) (令和3年3月認可申請) ※第1・2・3・4年次開設 リハビリテーション学部 理学療法学科 (40) (令和3年3月認可申請) ※第1・2・3・4年次開設 作業療法学科 (40) (令和3年3月認可申請) ※第1・2・3・4年次開設</p> <p>兵庫医科大学大学院 看護学研究科 修士課程 看護学専攻 (8) (令和3年3月認可申請) ※第1・2年次開設 医療科学研究科 修士課程 医療科学専攻 (8) (令和3年3月認可申請) ※第1・2年次開設</p> <p>兵庫医療大学（廃止） 薬学部 医療薬学科 (△150) 看護学部 看護学科 (△100) リハビリテーション学部 理学療法学科 (△40) 作業療法学科 (△40) ※令和4年4月学生募集停止（全学生転学により令和4年4月大学廃止の認可申請）</p> <p>兵庫医療大学大学院（廃止） 薬学研究科 博士課程 医療薬学専攻 (△3) 看護学研究科 修士課程 看護学専攻 (△8) 医療科学研究科 修士課程 医療科学専攻 (△8) ※令和4年4月学生募集停止（全学生転学により令和4年4月大学院廃止の認可申請）</p>						<p>※同一法人2大学（兵庫医科大学、兵庫医療大学）の統合を目的として、兵庫医科大学へ薬学部／薬学研究科、看護学部／看護学研究科、リハビリテーション学部／医療科学研究科を設置する。</p> <p>※兵庫医療大学の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持する他、教育課程、教員、学生支援体制等を承継する。</p> <p>※設置後、兵庫医療大学／大学院の廃止認可申請を行う。</p>		

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	薬学研究科 医療薬学専攻	4科目	17科目	0科目	21科目	30単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等		※「新設分」は兵庫医療大学の教員を承継する。 ※令和3年3月設置認可申請 ※令和3年3月設置認可申請
	新設分	薬学研究科 医療薬学専攻（博士課程）	19人 (15)	1人 (5)	8人 (8)	10人 (10)	38人 (38)	0人 (0)	0人 (0)	
		看護学研究科 看護学専攻（修士課程）	12 (12)	4 (5)	10 (10)	5 (5)	31 (32)	0 (0)	72 (72)	
		医療科学研究科 医療科学専攻（修士課程）	9 (9)	2 (2)	5 (5)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	26 (26)	
	計		40 (36)	7 (12)	23 (23)	15 (15)	85 (86)	0 (0)	— (—)	
	既設分	医学研究科 医科学専攻（博士課程）	69 (69)	22 (22)	87 (87)	141 (141)	319 (319)	0 (0)	1 (1)	
		医学研究科 先端医学専攻（博士課程）	11 (11)	1 (1)	12 (12)	22 (22)	46 (46)	0 (0)	0 (0)	
		計	80 (80)	23 (23)	99 (99)	163 (163)	365 (365)	0 (0)	— (—)	
	合計		120 (116)	30 (35)	122 (122)	178 (178)	450 (451)	0 (0)	— (—)	
	教員以外の職員の概要	職種		専任	兼任	計				
事務職員		372 (372)	303 (303)	675 (675)						
技術職員		19 (19)	1 (1)	20 (20)						
図書館専門職員		6 (6)	0 (0)	6 (6)						
その他の職員		1,548 (1,548)	189 (189)	1,737 (1,737)						
計		1,945 (1,945)	493 (493)	2,438 (2,438)						
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計					
	校舎敷地	84,793.79 m ²	0 m ²	0 m ²	84,793.79 m ²					
	運動場用地	34,842.30 m ²	0 m ²	0 m ²	34,842.30 m ²					
	小計	119,636.09 m ²	0 m ²	0 m ²	119,636.09 m ²					
	その他	19,571.55 m ²	0 m ²	0 m ²	19,571.55 m ²					
合計	139,207.64 m ²	0 m ²	0 m ²	139,207.64 m ²						
校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計						
	80,410.43 m ² (92,050.25 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	80,410.43 m ² (92,050.25 m ²)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	※大学全体【うち、神戸キャンパス分】 ・講義室 20室 ・演習室 29室 ・実験実習室 36室 ・情報処理学習施設 2室 ・語学学習施設 0室				
	36室	98室	50室	4室 (補助職員 3人)	0室 (補助職員 0人)					
専任教員研究室	新設学部等の名称			室数			※薬学部・薬学研究科で共通			
	薬学研究科 医療薬学専攻			39 室						

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	※薬学部・薬学研究科で共通 【大学全体での共用分】 ・図書 9,965冊 ・学術雑誌 7,200種 ・うち電子ジャーナル 7,148種 ・視聴覚 495点 ・機械・器具 3,071点 ・標本 37点	
	薬学研究科 医療薬学専攻	7,972 [3,351] (7,501 [3,222])	270 [222] (270 [222])	159 [158] (159 [158])	400 (322)	1,010 (1,010)	0 (0)		
	計	7,972 [3,351] (7,501 [3,222])	270 [222] (270 [222])	159 [158] (159 [158])	400 (322)	1,010 (1,010)	0 (0)		
図書館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数				※大学全体 【うち、神戸キャンパス分】 ・面積 2,795.24㎡ ・閲覧座席数 408席 ・収容可能冊数 88,333冊	
	3,792.24㎡	566席		128,611冊					
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要						※大学全体 【うち、神戸キャンパス分】 ・体育館 2,351㎡	
	8,041.47 ㎡	(西宮キャンパス) 野球場1面 テニスコート3面			(神戸キャンパス) テニスコート2面				
経費の見積り及び維持方法の概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。 ※経費の見積り金額については薬学部と薬学研究科の合計 【神戸キャンパス全体での共用分(設備購入費)】 33,968千円
	教員1人当り研究費等		450千円	450千円	450千円	450千円	—	—	
	共同研究費等		2,000千円	2,000千円	2,000千円	2,000千円	—	—	
	図書購入費	36,260千円	36,260千円	36,260千円	36,260千円	36,260千円	—	—	
	設備購入費	0	313千円	313千円	313千円	313千円	—	—	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
600千円	500千円	500千円	500千円	—	—				
学生納付金以外の維持方法の概要			寄附金収入・補助金収入・手数料収入等を充当						

既設大学等の状況	大学の名称	兵庫医科大学							令和2年度、3年度入学定員増(4人)	
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		所在地
	医学部 医学科	年	人	年次人	人	学士(医学)	1.00	S47		兵庫県西宮市武庫川町1番1号
既設大学等の状況	大学の名称	兵庫医科大学大学院								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度		所在地
	医学研究科 医科学専攻 先端医学専攻	年	人	年次人	人	博士(医学) 博士(医学)	1.17 0.06	S53		兵庫県西宮市武庫川町1番1号
附属施設の概要	<p>名称：兵庫医科大学病院 目的：教育、診療 所在地：西宮市武庫川町1番1号 設置年月：昭和47年4月 規模等：土地20,107.37㎡ 建物90,034.35㎡</p> <p>名称：兵庫医科大学ささやま医療センター 目的：教育、診療 所在地：丹波篠山市黒岡5番地 設置年月：平成9年10月（平成22年6月「兵庫医科大学ささやま医療センター」と改称） 規模等：土地17,391.97㎡ 建物11,953.02㎡</p> <p>名称：兵庫医科大学図書館 目的：教育 所在地：西宮市武庫川町1番1号（西宮キャンパス）、神戸市中央区港島1丁目3番6（神戸キャンパス） 設置年月：昭和47年4月（西宮キャンパス）、平成19年4月（神戸キャンパス） 規模等：997㎡（西宮キャンパス）、2,795.24㎡（神戸キャンパス）</p> <p>名称：薬用植物園 目的：大学設置基準に定める薬学部教育のための附属施設として設置 所在地：神戸市中央区港島1丁目3番6 設置年月：平成19年4月 規模等：面積556㎡、園内附帯施設 温室47㎡</p>									

教育課程等の概要															
(薬学研究科医療薬学専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
薬学専門基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1前	1			○			4	1	3			オムニバス 共同(一部) オムニバス オムニバス オムニバス	
	先端医薬学特論Ⅱ	1前	1			○			5		1				
	先端医薬学特論Ⅲ	1後	1			○			5		1				
	先端医薬学特論Ⅳ	1後	1			○			5		2				
	小計(4科目)	—	4	0	0	—	—	—	19	1	7	0	0		0
薬学専門演習科目	医薬品創製科学演習Ⅰ	1通		4			○		5		3	1		共同	
	医薬品創製科学演習Ⅱ	2通		4			○		5		3	1		共同	
	免疫病態制御学演習Ⅰ	1通		4			○		2	1	1			共同	
	免疫病態制御学演習Ⅱ	2通		4			○		2	1	1			共同	
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ	1通		4			○		2		1	2		共同	
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	2通		4			○		2		1	2		共同	
	微生物学演習Ⅰ(基盤的微生物学演習)	1通		4			○		2			2		共同	
	微生物学演習Ⅱ(先進的微生物学演習)	2通		4			○		2			2		共同	
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	1通		4			○		2		1	2		共同	
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	2通		4			○		2		1	2		共同	
	医薬品適正治療科学演習Ⅰ(分子薬物動態学演習)	1通		4			○		1			1		共同	
	医薬品適正治療科学演習Ⅱ(臨床ゲノム薬理学演習)	2通		4			○		1			1		共同	
	応用医療薬学演習Ⅰ	1通		4			○		4		2	1		共同	
	応用医療薬学演習Ⅱ	2通		4			○		4		2	1		共同	
呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ	1通		4			○		1			1		共同		
呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	2通		4			○		1			1		共同		
小計(16科目)	—	0	64	0	—	—	—	19	1	8	10	0	0	—	
研究指導科目	医療薬学特別研究	1~4通	18				○		18	1	7				
	小計(1科目)	—	18	0	0	—	—	18	1	7	0	0	0	—	
合計(21科目)			—	22	64	0	—	—	19	1	8	10	0	0	—
学位又は称号	博士(薬学)			学位又は学科の分野				薬学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
専門基礎科目については4単位、専門演習科目については履修する領域に応じた演習8単位以上、研究指導科目については18単位を履修し、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。								1学年の学期区分			2期				
								1学期の授業期間			15週				
								1時限の授業時間			90分				

教育課程等の概要

（薬学部医療薬学科）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
ラの大シ1学生	アカデミックリテラシー	1前	2			○			6	1	3	2	0	兼25 兼5	共同 ※演習	
	医療概論	1前	1			○					1					
	小計（2科目）	—	3	0	0	—			6	1	3	2	0	兼27	—	
導入教育科目	化学入門	1前	2			○				1					共同 共同 ※演習・実習 オムニバス	
	物理化学入門Ⅰ	1前	1			○			1			1				
	物理化学入門Ⅱ	1後	1			○			1			1				
	生物学入門	1前	2			○					1					
	薬学入門Ⅰ（薬剤師の使命）	1前	2			○			18		8	10	1			
	薬学入門Ⅱ（薬と病気の科学）	1前	1			○			5		2	4				
	計算演習	1前	1				○				1					
小計（7科目）	—	9	0	0	—			18	1	10	10	1	兼0	—		
基礎科目	健康スポーツ科学Ⅰ	1前	1					○						兼3	共同 共同	
	健康スポーツ科学Ⅱ（理論を含む）	1後	1					○						兼4		
	統計学	1後		2		○					1				兼1 兼1 兼1 兼2 兼1 兼1 兼1	
	心理学	1前	2			○										
	哲学	1前		2		○										
	人間発達学	1前		2		○										
	生命・医療倫理学	1後	2			○										
	芸術学	1前		2		○										
	社会学	1前		2		○										
	臨床心理学（カウンセリング論を含む）	1後	2			○										
	教育学	1前		2		○										
	法学（日本国憲法を含む）	1後		2		○										
小計（12科目）	—	6	16	0	—			0	0	1	0	0	兼13	—		
外国語	基礎英語	1前	2			○								兼4	※演習	
	英語会話	1後	2				○							兼3		
	科学英語	2前		2		○								兼1	※演習	
	応用英語	2後		2		○								兼1		
	中国語	1後		2			○							兼2		
	韓国語	1後		2			○							兼2		
小計（6科目）	—	4	8	0	—			0	0	0	0	0	兼10	—		
体臨床	早期臨床体験実習	1前	1					○	1	1	3			兼24	共同	
	小計（1科目）	—	1	0	0	—			1	1	3	0	0	兼24	—	
専門基礎分野	薬学英語Ⅰ	2後	1			○					1				兼2 兼13 兼7 兼5 兼16 兼1 兼1 共同 ※講義 ※演習 集中 オムニバス オムニバス 集中 ※講義	
	薬学英語Ⅱ	4前	1			○			1							
	臨床論文評価学入門（英文読解）	4後	1				○		1							
	医療コミュニケーション	3～4	1			○										
	チーム医療概論	2後	1			○			1	1	3	1				
	看護論	3前	1			○										
	総合リハビリテーション論	3前	1			○										
	チーム医療演習	4前	1				○		5	1	2					
	チュートリアル	3前	1				○				2	1				
	社会福祉学	2前	2				○									
	ユニバーサルデザイン論	1後	1				○									
	科学計算演習	1後	1				○		5		3	3				
	医療統計学	4後	1				○				1					
小計（13科目）	—	14	0	0	—			10	1	9	5	0	兼34	—		
物理系薬学	物理化学Ⅰ（物質の構造）	2前	1			○			1			1			共同 共同	
	物理化学Ⅱ（物質の性質）	2後	1			○			1			1				
	物理化学Ⅲ（エネルギーと平衡）	3後	2			○			1			1				
	構造生物化学	3後・4後		1		○					1					
	アドバンスト物理化学	4前・6前		1		○			1							
	分析化学Ⅰ（無機錯体化学）	1後	1			○					1					
	分析化学Ⅱ（容量分析）	2前	1			○					1					
	分析化学Ⅲ（分光分析）	2前	1			○					1					
	分析化学Ⅳ（重量分析・定性分析・分離分析）	2後	1			○					1					
	分析化学Ⅴ（臨床分析・画像診断）	3後	1			○					1					
	物理系薬学実習	2前	1.5					○	2		3	1				
小計（11科目）	—	10.5	2	0	—			2	0	3	1	0	兼0	—		
化学系薬学	基礎有機化学Ⅰ（基礎と立体化学等）	1前	1			○			1		1				共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同 共同	
	基礎有機化学Ⅱ（基本的な有機反応）	1後	1			○			1							
	有機化学Ⅰ（基礎とアルカン等）	2前	2			○			1							
	有機化学Ⅱ（求核置換等）	2後	2			○			1		1					
	有機化学Ⅲ（求電子置換等）	3前	2			○			1		1					
	医薬品化学	3後	2			○			2							
	創薬化学	4前・6前		1		○			1							
	アドバンスト有機化学	3後・4後		1		○			1		1					
	薬用資源学	3後	1			○			1							
	化学構造解析学	3前	1			○			1							
	天然薬物学	2後	1			○					1					
	天然物化学	2前	1			○			1							
	化粧品科学	4後・6後		1		○					1					
	有機化学実習	2後	1					○	2		2					
天然薬物学実習	3前	1					○	1		3						
小計（15科目）	—	16	3	0	—			4	0	3	0	0	兼0	—		

教育課程等の概要

(薬学部医療薬学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
生物系薬学	生物化学Ⅰ (生物を構成する物質)	1後	1			○			1				1		共同
	生物化学Ⅱ (細胞とセントラルドグマ)	1後	1			○			1						共同
	生物化学Ⅲ (酵素とタンパク質)	2前	1			○			1				1		共同
	生物化学Ⅳ (情報伝達のしくみ)	2前	1			○			1				1		共同
	生物化学Ⅴ (エネルギーを得るしくみ)	2後	1			○			1				1		共同
	生物化学Ⅵ (分子生物学、遺伝子工学)	3前	1			○			1						
	糖鎖生物学	4前・6前		1		○			1						
	糖鎖創薬学	4後・6後		1		○			1				1		共同
	アドバンスト生物化学	3後・6後		1		○			1						
	生理化学Ⅰ (細胞)	1前	1			○			1						
	生理化学Ⅱ (造血・呼吸)	1後	1			○			1						
	生理化学Ⅲ (循環・消化)	2前	1			○			1						
	生理化学Ⅳ (神経・運動等)	2前	1			○			1						
	生理化学Ⅴ (感覚・内分泌等)	2後	1			○			1						
	免疫学	2後	2			○			1		1				
	バイオ医薬品とゲノム情報	3前	2			○			1		1				
	腫瘍生物学	4後・6後		1		○					1				
	病理学概論	4前	1			○								兼2	
	生物薬学実習	2後	1					○			1		2		共同
	生理解剖学実習	3前	1					○	6		1	4	1		共同
小計 (20科目)		—	18	4	0	—	—	—	6	0	1	5	1	兼2	—
衛生薬学	感染症学入門	2前	1			○			1						
	感染症学Ⅰ (細菌・真菌感染症および寄生虫症など)	2前	1			○			1						
	感染症学Ⅱ (ウイルス感染症およびプリオン病など)	2後	1			○			1						
	感染症治療学	3前	1			○			1						
	感染制御学	3後・6後		1		○			1				1		共同
	公衆衛生学	4後	2			○			1						
	衛生化学Ⅰ (環境衛生学)	2後	2			○			1				1		
	衛生化学Ⅱ (栄養学・食品衛生学)	3前	2			○			1				1		
	毒性学	3前	1			○			1						
	医薬品安全性学	4後	2			○			2						
	放射化学	4前	1			○			1						
	医薬品開発学	4前	1			○			1						
	薬物相互作用学	4前・6前		1		○			1						
	ペット医薬品学	4後・6後		1		○			1						
衛生薬学実習	3後	1					○	3				3		共同	
小計 (15科目)		—	16	3	0	—	—	—	4	0	0	3	0	兼0	—
薬理学	薬理学Ⅰ (基礎と神経系)	2後	2			○			1						
	薬理学Ⅱ (循環器系等)	3前	2			○					1				
	薬理学Ⅲ (内分泌系等)	3後	1			○					1				
	薬理学実習	3後	1					○	1			2			共同
	小計 (4科目)		—	6	0	0	—	—	1	0	2	0	0	兼0	—
病態薬物治療学	臨床医学入門	2前	1			○			1						
	薬物治療学Ⅰ (血液・消化器・生殖器等疾患)	3前	2			○			2				1		
	薬物治療学Ⅱ (心臓・血管系疾患等)	3後	2			○			2				1		
	薬物治療学Ⅲ (精神疾患等)	3後	2			○			2				1		
	アドバンスト薬物治療学	4後・6後		1		○			1				1		
	東洋医学入門	1前	1			○			1				1		
	漢方治療学	4前	2			○			1				1		
	漢方方剤学	4後・6後		1		○			1						
	漢方薬理学	4後・6後		1		○			1						
	臨床診断学	4前	2			○			1				1		
小計 (10科目)		—	12	3	0	—	—	—	3	0	0	2	0	兼0	—
薬剤薬物動態学	臨床ゲノム薬理学	4前	1			○			1						
	臨床薬効評価学	4後・6後		1		○			1						
	薬物動態学Ⅰ (薬物の生体内運命)	2後	2			○			1						
	薬物動態学Ⅱ (薬物速度論, TDMを含む)	3前	2			○			1						
	理論薬理学	2後	2			○					1				
	製剤学Ⅰ (剤形、プロドラッグ)	3前	2			○					1				
	製剤学Ⅱ (製剤総則)	3後	1			○					1				
	先端医療薬理学	3前・6前		1		○					1				
	薬剤・調剤学実習	3前	1					○	2			1	3		共同
	薬物動態学実習	3後	1					○	2				3		共同
小計 (10科目)		—	12	2	0	—	—	—	3	1	2	6	0	兼0	—

教育課程等の概要

（薬学部医療薬学科）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
臨床薬学	実務実習事前学習Ⅰ	3後	1				○		1							
	実務実習事前学習Ⅱ	4前	2					○	6		1	2		兼1	共同	
	実務実習事前学習Ⅲ	4後	2					○	4		1	3	1	兼1	共同	
	薬剤経済学	4後	1				○				1					
	薬事関係法規・薬事制度	4前	1				○				1					
	新薬局論（薬学教育改革のエンドポイント）	4前・6前		1			○		4							
	機能食品学	2後・6後		1			○		1							
	医薬品情報学	4前	2				○		1							
	コミュニティーファーマシー	4前	2				○		1			1			共同	
	医療安全管理	4前	1				○		1		1					
	化学療法学	4後	1				○		1							
	セルフメディケーション	4後	1				○		2						共同	
	処方解析演習	4後	1					○	1							
	輸液栄養学	4前	1					○				1				
	救急・災害医療	4後・6後		1				○						兼8	オムニバス	
小計（15科目）		—	16	3	0		—		7	0	3	4	1	兼9	—	
薬局実習・病院実習	病院実務実習	4～5	10					○	18	1	8	11	1	兼1	共同	
	薬局実務実習	4～5	10					○	18	1	8	11	1		共同	
	小計（2科目）	—	20	0	0		—		18	1	8	11	1	兼1	—	
研究実習・演習	研究実習（課題解決型薬学研究・基礎と応用）	4～5	12.5					○	18	1	8	10	1		共同	
	研究研修（課題解決型薬学研究・発展）	6前	2.5					○	18	1	8	10			共同	
	基礎薬学演習	4通	1						10		5	1			共同	
	総合演習Ⅰ	6前	2.5					○	18		8	10			共同	
	総合演習Ⅱ	6後	2.5					○	18		8	10			共同	
小計（5科目）	—	21	0	0		—		18	1	8	11	1		—		
合計（148科目）		—	184.5	44	0		—		18	2	10	11	1	兼84	—	
学位又は称号		学士（薬学）			学位又は学科の分野			薬学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
基礎分野：必修23単位、選択6単位以上（うち選択必修科目2単位を含む。） 専門基礎分野：必修14単位、 専門分野：必修147.5単位、選択5単位以上、 計必修184.5単位、選択11単位以上の合計195.5単位以上を卒業要件とする。 なお、基礎分野の選択科目のうち、中国語、韓国語から2単位を選択必修とする。 （履修科目の登録の上限：47単位（年間））								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

学校法人兵庫医科大学 設置認可等に関わる組織の移行表

今回の設置認可申請は、本法人が設置する2大学(兵庫医科大学・兵庫医療大学)の統合を目的としたものである。手続き上、兵庫医科大学に薬学部・看護学部・リハビリテーション学部/薬学研究科・看護学研究科・医療科学研究科の3学部3研究科を設置し、兵庫医療大学の在学生全員を統合時(令和4年4月1日)に転学させ、兵庫医療大学を廃止することとなる。なお、下表のとおり、統合前後で3学部3研究科の教育研究組織や学生数に変更はなく、教員、校地、校舎、施設、設備、学生支援体制等も同一性を保持する。

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容定員	変更の事由
兵庫医科大学 医学部 医学科	112	—	672	兵庫医科大学 医学部 医学科 薬学部 医療薬学科 看護学部 看護学科 リハビリテーション学部 理学療法学科 作業療法学科	108	—	668	学部の設置(認可)
					<u>150</u>	—	<u>900</u>	学部の設置(認可)
					<u>100</u>	—	<u>400</u>	学部の設置(認可)
					40	—	160	
					40	—	160	
計	112	—	672	計	<u>438</u>	—	<u>2,288</u>	定員変更(330)
兵庫医療大学 薬学部 医療薬学科 看護学部 看護学科 リハビリテーション学部 理学療法学科 作業療法学科	150	—	900		0	—	0	大学の廃止(認可) 令和4年度学生募集停止
	100	—	400		0	—	0	令和4年度学生募集停止
	40	—	160		0	—	0	令和4年度学生募集停止
	40	—	160		0	—	0	
計	330	—	1,620	計	0	—	0	
兵庫医科大学大学院 医学研究科 医科学専攻(D) 先端医学専攻(D)	40	—	160	兵庫医科大学大学院 医学研究科(D) 医科学専攻(D) 先端医学専攻(D) 薬学研究科 医療薬学専攻(D) 看護学研究科 看護学専攻(M) 医療科学研究科 医療科学専攻(M)	40	—	160	研究科の設置(認可)
	20	—	80		20	—	80	研究科の設置(認可)
					3	—	12	研究科の設置(認可)
					8	—	16	研究科の設置(認可)
					8	—	16	
計	60	—	240	計	<u>79</u>	—	<u>284</u>	定員変更(19)
兵庫医療大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻(D) 看護学研究科 看護学専攻(M) 医療科学研究科 医療科学専攻(M)	3	—	12		0	—	0	大学院の廃止(認可) 令和4年度学生募集停止
	8	—	16		0	—	0	令和4年度学生募集停止
	8	—	16		0	—	0	令和4年度学生募集停止
計	19	—	44	計	0	—	0	

兵庫医科大学の所在地



西宮キャンパス

〒663-8501 兵庫県西宮市武庫川町1-1

- 阪神電鉄 武庫川駅 西口下車 徒歩 約5分 (0.3km)
- タクシー利用 JR甲子園口駅より 約12分 (3.0km)
阪急今津駅より 約18分 (5.8km)

神戸キャンパス

〒650-8530 神戸市中央区港島1丁目3番6

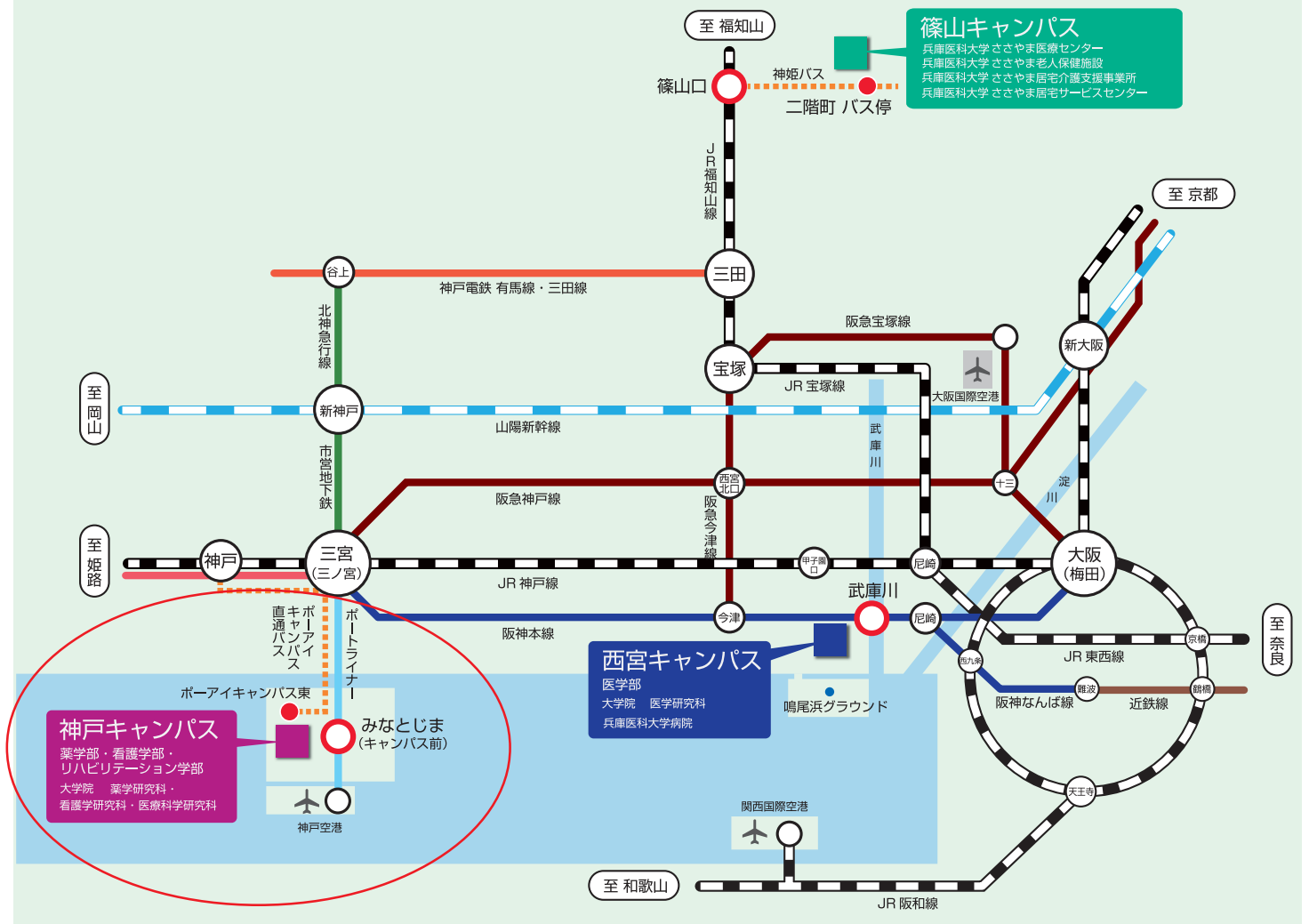
- ポートライナー みなとじま駅下車 徒歩約10分 (0.6km)
- ポーアイキャンパス直通バス(神姫バス) 三宮駅から約12分乗車 / JR神戸駅南から約15分乗車 「ポーアイキャンパス東」下車すぐ
- タクシー利用 三宮駅より 約10分 (3.6km)
新神戸駅より 約14分 (5.1km)

篠山キャンパス

〒669-2321 兵庫県丹波篠山市黒岡5番地

- JR福知山線 篠山口駅下車 神姫バス 篠山営業所行き 約15分乗車 「二階町」バス停下車 徒歩約5分 (0.5km)
- タクシー利用 篠山口駅より 約15分 (5.2km)

各キャンパスへのアクセスマップ



校舎等建物の配置図（神戸キャンパス）

- ① Port Wing
- ② Mt. Wing
- ③ Garden Wing
- ④ Garden Wing Arena（体育館）※校舎面積不算入
- ⑤ 薬用植物園 ※校地面積不算入
- ⑥ テニスコート ※校舎面積不算入

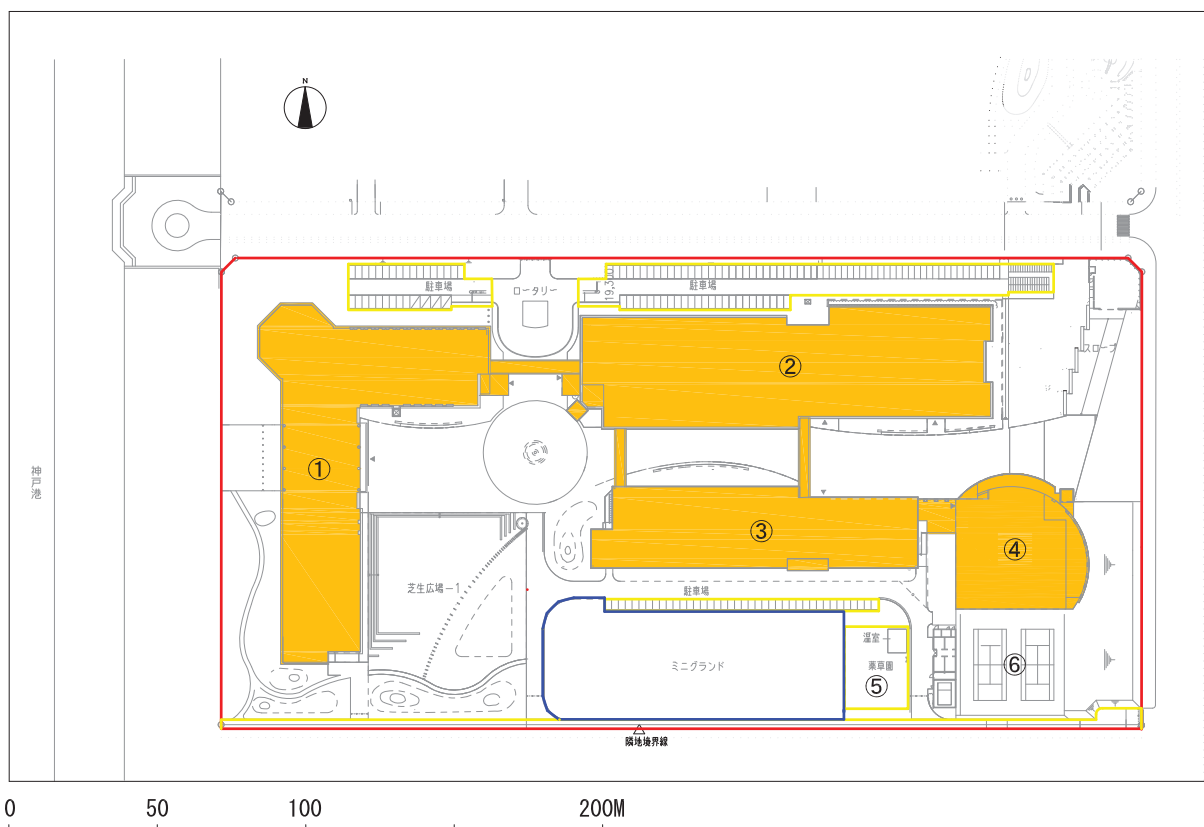
■ 枠は運動場敷地

■ 枠は大学用地

■ 枠は不算入校地面積

校地面積：44,538.00㎡

校舎面積：35,075.83㎡



■ 薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、
薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科の共用

□ 不算入校舎の面積

兵庫医科大学大学院学則（案）

第1章 総 則

（設置）

第1条 本学に、兵庫医科大学大学院（以下「本学大学院」という。）を置く。

（目的）

第2条 本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の発展に寄与する。

（研究科の目的）

第3条 各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 医学研究科は、医科学専攻と先端医学専攻を設け、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医学・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究活動によって得た成果を社会に還元し、また、研究成果を世界に発信し、医学・医療の進歩に貢献できる人材を育成する。
- 2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。
- 3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。
- 4 医療科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

（内部質保証）

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 医療科学研究科

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	8名	16名

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

- ② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。
- ③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)
- ④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)は、研究科ごとに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する

教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

- ② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。
- ③ 医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。

（研究科長）

第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

- ② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。

（研究科教授会）

第11条 各研究科に研究科教授会を置く。

- ② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。
 - 1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
 - 2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
 - 3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- ③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。
 - 1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項
 - 2 学位の授与に関する事項
 - 3 学生の身分に関する事項
 - 4 教育課程に関する事項
 - 5 教員の人事に関する事項
 - 6 研究に関する事項
 - 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
 - 8 学位論文に関する事項
 - 9 研究科の運営に関する重要な事項
 - 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項
- ④ 前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- ⑤ 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

第3章 教育方法等

（教育方法）

第12条 本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。

- ② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数等)

第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修科目の選定及び届出)

第14条 履修する授業科目の選定は、医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員の承認を受けた後、学長に届出るものとする。

(他の専攻分野の授業科目等の履修)

第15条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位数に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)

第16条 学長は、指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位数を超えない範囲でこれを所定の単位数に充当することができる。

- ② 学長は、前項のほか、必要なときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位数(科目等履修生等として修得した単位数を含む。)について、本学大学院において修得した単位数として認めることができる。

- ② 前項により、本学大学院において修得した単位数として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位数を超えないものとする。

第4章 試験、課程の修了要件及び学位

(試験)

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験(以下「科目試験」という。)を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、

科目試験に代えることができる。

② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(追試験)

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

(成績の評価)

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了要件)

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
	先端医学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	修士(医療科学)

- ② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。
- ③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

3 春季休業日

4 夏季休業日

5 冬季休業日

- ② 前項第3号から5号については、別に定める。
- ③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。
- ④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、

薬学又は獣医学)を修了した者

- 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- ② 看護学研究科修士課程及び医療科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。
- 1 大学を卒業した者
 - 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
 - 5 文部科学大臣の指定した者
 - 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学者の選考)

第31条 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。

- ② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。

(入学手続き)

第32条 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の手続きを完了した者につき、入学を許可する。

- ② 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他のやむを得ない事由により、3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。
- ③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。
- ④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

- ⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転入学、再入学)

第36条 他大学の大学院から転入学を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 学長は、前条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合又は、教育に妨げのない場合に限り、選考により相当の学年に入学を許可することがある。
- ③ 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。
- ④ 修業すべき年数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

(外国留学)

第37条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- ② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。
- ③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第38条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することがある。

- ② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、学長が行う。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第8条の在学年限を超えた者
- 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

② 除籍の手続きについては、別に定める。

第7章 学生行動規範

第40条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第43条 入学検定料及び授業料等については、別表2に示すとおりとする。

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

1 医学研究科

一年分 4月1日から4月15日まで

2 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第44条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第45条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第46条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(大学院科目等履修生)

第47条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。

(大学院受託生)

第48条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第49条 他大学の大学院学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。

(その他)

第50条 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

第51条 外国人で、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第 1 2 章 学則の改廃

(改廃)

第 5 2 条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 5 9 年 1 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 6 2 年 5 月 2 5 日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 1 1 月 2 0 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 3 年 1 2 月 2 4 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月1日において現に兵庫医科大学の大学院生である者（第1学年次に在籍する者は除く）及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、なお、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則改正後の規程にかかわらず、第40条を除き、従前の規程による。

附 則

この改正は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月27日から施行する。ただし、入学資格の改正については、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、2020年11月26日から施行し、第14条第3項の規定ならびに別表の改正については、2020年4月1日から適用する。

附 則

- ①この改正は、2022年4月1日から施行する。
- ②2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

別表1

医学研究科 医科学専攻 博士課程

- ・必修科目は全て「講義6単位」「演習6単位」「実験研究（臨床研究）16単位」「共通コース2単位」「特別講義・共通講義4単位」計34単位
- ・授業科目は、講義・演習・実験研究（臨床研究）を含む。
- ・研究目的により、選択科目として他の授業科目をできるだけ履修すること。
修得した単位は、講義4単位、演習4単位、実験研究（臨床研究）4単位をそれぞれ超えない範囲で、必修科目に充当することができる。

研究分野	必修科目	選択科目
	授業科目	授業科目
器官・代謝制御系	生化学	生化学
	生物有機化学	生物有機化学
	循環器病学	循環器病学
	消化管疾患学	消化管疾患学

	肝胆膵内科学	肝胆膵内科学
	糖尿病・内分泌・代謝学	糖尿病・内分泌・代謝学
	血液病学	血液病学
	腎臓病学	腎臓病学
	肝胆膵外科学	肝胆膵外科学
	小児外科学	小児外科学
	上部消化管外科学	上部消化管外科学
	下部消化管外科学	下部消化管外科学
	乳腺内分泌外科学	乳腺内分泌外科学
	心臓血管外科学	心臓血管外科学
	呼吸器外科学	呼吸器外科学
	産科学婦人科学	産科学婦人科学
	泌尿器科学	泌尿器科学
	口腔科学	口腔科学
	総合診療内科学	総合診療内科学
	地域総合医療学	地域総合医療学
	臨床検査医学	臨床検査医学
	地域包括ケア学	地域包括ケア学
	炎症性腸疾患学	炎症性腸疾患学
高次神経 制御系	神経生物学	神経生物学
	神経解剖学	神経解剖学
	神経生理学	神経生理学
	生体情報学	生体情報学
	神経薬理学	神経薬理学
	神経内科学	神経内科学
	神経精神医学	神経精神医学
	脳神経外科学	脳神経外科学
	整形外科学	整形外科学
	麻酔科学・疼痛制御科学	麻酔科学・疼痛制御科学
	耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学
	眼科学	眼科学
	リハビリテーション科学	リハビリテーション科学
	発生生物学	発生生物学
生体応答 制御系	生体機能学	生体機能学
	免疫学	免疫学
	病原寄生虫学	病原寄生虫学
	病原微生物学	病原微生物学
	感染制御学	感染制御学

	分子病理学	分子病理学
	病理診断学	病理診断学
	分子遺伝医学	分子遺伝医学
	臨床免疫学	臨床免疫学
	呼吸器病態学	呼吸器病態学
	小児科学	小児科学
	分子皮膚病態学	分子皮膚病態学
	放射線医学	放射線医学
	救急集中治療医学	救急集中治療医学
	輸血・細胞治療学	輸血・細胞治療学
	胸部腫瘍学	胸部腫瘍学
	放射線腫瘍学	放射線腫瘍学
	医学物理学	医学物理学
	臨床腫瘍薬剤制御学	臨床腫瘍薬剤制御学
生体再生 制御系	造血細胞移植学	造血細胞移植学
	心血管再生医学	心血管再生医学
	臓器再生医学	臓器再生医学
	皮膚再生医学	皮膚再生医学
	形成外科学	形成外科学
	造血幹細胞再生医学	造血幹細胞再生医学
環境病態 制御系	環境病態医学	環境病態医学
	公衆衛生学	公衆衛生学
	法医学	法医学
	災害医学	災害医学
	医療情報学	医療情報学
	医学教育学	医学教育学
	臨床研究学	臨床研究学
	生物統計学	生物統計学
	医療クオリティマネジメント学	医療クオリティマネジメント学

医学研究科 先端医学専攻 博士課程

分子病態 制御系	病態モデル作製学	病態モデル作製学
	分子遺伝子治療学	分子遺伝子治療学
	リウマチ学	リウマチ学
	皮膚病態制御学	皮膚病態制御学
	造血幹細胞学	造血幹細胞学
	アレルギー学	アレルギー学
疼痛情報	疼痛神経科学	疼痛神経科学

制御系	神経機能制御学	神経機能制御学
	疼痛制御医学	疼痛制御医学
	神経治療学	神経治療学
分子再生 医学系	神経再生医学	神経再生医学
	細胞遺伝子治療学	細胞遺伝子治療学

薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授業科目名		単位数
薬学専門 基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1
	先端医薬学特論Ⅱ	1
	先端医薬学特論Ⅲ	1
	先端医薬学特論Ⅳ	1
薬学専門 演習科目	医薬品創製科学演習Ⅰ	4
	医薬品創製科学演習Ⅱ	4
	免疫病態制御学演習Ⅰ	4
	免疫病態制御学演習Ⅱ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	4
	微生物学演習Ⅰ（基盤的微生物学演習）	4
	微生物学演習Ⅱ（先進的微生物学演習）	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅰ （分子薬物動態学演習）	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅱ （臨床ゲノム薬理学演習）	4
	応用医療薬学演習Ⅰ	4
	応用医療薬学演習Ⅱ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	4
薬学研究指導科目	医療薬学特別研究	18

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

		授業科目名	単位数
修士課程共通科目		医療統計学特論	1
		医療倫理学特論	1
		先進医療支援特論	1
看護学共通科目	A	看護教育論	2
		看護倫理	2
		看護理論	2
		看護管理論	2
		看護政策論	2
		コンサルテーション論	2
		看護研究	2
	看護研究演習	1	
	システムティックレビュー	2	
	B	アドバンスト・フィジカルアセスメント	2
臨床薬理学・薬物治療特論		2	
疾病・病態特論		2	
看護学専門科目	基盤看護学分野	基礎看護学特論	2
		基礎看護学援助特論	2
		基礎看護学演習Ⅰ	2
		基礎看護学演習Ⅱ	2
		基礎看護学演習Ⅲ	2
		基礎看護学特別研究	1 0
		看護教育学特論	2
		看護教育学援助特論	2
		看護教育学演習Ⅰ	2
		看護教育学演習Ⅱ	2
		看護教育学演習Ⅲ	2
		看護教育学特別研究	1 0
		看護開発科学特論	2
		看護開発科学援助特論	2
		看護開発科学演習Ⅰ	2
		看護開発科学演習Ⅱ	2
		看護開発科学演習Ⅲ	2
	看護開発科学特別研究	1 0	
	看護学分野 療養支援	急性病態治療学	2
		急性看護学特論	2
急性看護学援助特論Ⅰ		2	

	急性看護学援助特論Ⅱ	2
	急性看護学援助特論Ⅲ	2
	急性看護学演習ⅠA	2
	急性看護学演習ⅡA	2
	急性看護学演習ⅢA	2
	急性看護学演習ⅠB	2
	急性看護学演習ⅡB	2
	急性看護学演習ⅢB	2
	急性看護学実習Ⅰ	2
	急性看護学実習Ⅱ	2
	急性看護学実習Ⅲ	2
	急性看護学実習Ⅳ	4
	急性看護学特別研究	10
	急性看護学課題研究	2
	がん病態治療学	2
	がん看護学特論	2
	がん看護学援助特論Ⅰ	2
	がん看護学援助特論Ⅱ	2
	がん看護学援助特論Ⅲ	2
	がん看護学演習ⅠA	2
	がん看護学演習ⅡA	2
	がん看護学演習ⅠB	2
	がん看護学演習ⅡB	2
	がん看護学演習Ⅲ	2
	がん看護学実習Ⅰ	2
	がん看護学実習Ⅱ	2
	がん看護学実習Ⅲ	2
	がん看護学実習Ⅳ	2
	がん看護学実習Ⅴ	2
	がん看護学特別研究	10
	がん看護学課題研究	2
	慢性看護学特論	2
	慢性看護学援助特論	2
	慢性看護学演習Ⅰ	2
	慢性看護学演習Ⅱ	2
	慢性看護学演習Ⅲ	2
	慢性看護学特別研究	10
	精神看護学特論	2

		精神看護学援助特論	2	
		精神看護学演習Ⅰ	2	
		精神看護学演習Ⅱ	2	
		精神看護学演習Ⅲ	2	
		精神看護学特別研究	1 0	
	家族支援看護学分野	小児看護学	小児看護学特論	2
			小児看護学援助特論	2
			小児看護学演習Ⅰ	2
			小児看護学演習Ⅱ	2
			小児看護学演習Ⅲ	2
			小児看護学特別研究	1 0
		母性看護学	母性看護学特論	2
			母性看護学援助特論	2
			母性看護学演習Ⅰ	2
			母性看護学演習Ⅱ	2
			母性看護学演習Ⅲ	2
			母性看護学特別研究	1 0
		助産学	助産学特論	2
			助産学援助特論	2
			助産学演習Ⅰ	2
			助産学演習Ⅱ	2
			助産学演習Ⅲ	2
			助産学特別研究	1 0
	生活支援看護学分野	老年看護学	老年看護学特論	2
			老年看護学援助特論	2
			老年看護学演習Ⅰ	2
			老年看護学演習Ⅱ	2
			老年看護学演習Ⅲ	2
			老年看護学特別研究	1 0
		地域看護学	地域看護学特論	2
			地域看護学援助特論	2
			地域看護学演習Ⅰ	2
			地域看護学演習Ⅱ	2
地域看護学演習Ⅲ			2	
地域看護学特別研究			1 0	
在宅看護学			在宅看護学特論	2
			在宅看護学援助特論	2
在宅看護学演習Ⅰ	2			

	在宅看護学演習Ⅱ	2
	在宅看護学演習Ⅲ	2
	在宅看護学特別研究	10

医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程

		授業科目名	単位数
修士課程共通科目		医療統計学特論	1
		医療倫理学特論	1
		先進医療支援特論	1
医療科学専門基礎科目		リハビリテーション科学研究法	1
		リハビリテーション科学トピックス	2
		リハビリテーション医学特論	1
		疾病・病態特論	2
		リハビリテーション科学教育論（養成校教育）	1
		リハビリテーション科学教育論（臨床教育）	1
		リハビリテーション科学統計学実践特論	1
		体表解剖学実践特論	1
		物理療法実践特論	1
		バイオメカニクス特論	1
		運動生理学特論	1
		精神作業行動特論	1
		高次脳機能特論	1
		身体系作業学特論	1
		地域作業学特論	1
		高機能広汎性発達障害特論	1
		ウイメンズヘルスト論	1
		鑑別診断学（画像診断・臨床検査）	1
		鑑別診断学（臨床推論）	1
		症例提示法特論	1
		症例検討実践特論	1
	教育学特論	2	
医療科学専門科目	病態運動学分野	運動器障害学特論	2
		運動器障害学特論演習	6
		内部障害学特論	2
		内部障害学特論演習	6
		神経障害学特論	2
		神経障害学特論演習	6
	人間活動	身体・認知活動学特論	2

	科学分野	身体・認知活動学特論演習	6
		精神活動学特論	2
		精神活動学特論演習	6
医療科学 研究指導科目		リハビリテーション科学課題研究	8
		リハビリテーション科学研究	8

別表 2

単位 (円)

研究科名	入学 検定料	区分			
		入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	区分合計
医学研究科	30,000	100,000	150,000	100,000	350,000
薬学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
看護学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
医療科学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

研究科（薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科）の設置

2. 変更点

- ・「研究科の目的」に薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科の目的を追加
- ・「大学院教員の資格要件」を削除
- ・「附則」に転入学生の措置を追加
- ・上記の他、研究科新設による各条項における文言の修正

兵庫医科大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>本学</u>に、兵庫医科大学大学院（以下「<u>本学大学院</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <u>本学大学院は、建学の精神にもとづき、医学・医療の諸理論とその応用について学修・研鑽し、崇高な人間愛を有し、創造性豊かな自立した医学研究者、並びに高度な専門知識・技術を有する医療人を育成する。そのために必要な高度の研究実践能力とその基盤となる豊かな学識を培い、さらに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の<u>発展</u>に寄与する。</u></p> <p>(研究科の目的)</p> <p>第 3 条 <u>各研究科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>医学研究科は、医科学専攻と先端医学専攻を設け、医学に関する高度な専門知識・技術を修得し、高い医学・研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる高度な研究能力を育成する。研究活動によって得た成果を社会に還元し、また、研究成果を世界に発信し、医学・医療の<u>進歩</u>に貢献できる人材を育成する。</u></p>	<p style="text-align: center;">兵庫医科大学大学院学則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>兵庫医科大学</u>（以下「<u>本学</u>」という。）に、兵庫医科大学大学院（以下「<u>本大学院</u>」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 <u>本大学院は、理念に内包される医学諸理論とその応用について学修・研鑽し、創造性豊かな自立した研究者、又は高度な専門知識・技術を有する医療人になるために必要な高度の研究能力とその基盤となる豊かな学識及び崇高な人間愛の精神を培うこと、並びに研究活動によって得た成果を社会に還元することで医学・医療の<u>進展</u>に寄与する。</u></p>

2 薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。

3 看護学研究科は、看護学基礎研究領域及び看護学課題研究・高度実践領域の2領域を設け、それぞれの看護実践の科学的根拠となる基礎理論及びその応用について体系的に学修する。人間性豊かな看護専門職者として、看護学の専門的知識と技術に立脚し、先駆的・創造的に高度看護実践できる能力、並びに看護現象を科学的に解明する教育・研究能力を育成する。

4 医療科学研究科は、リハビリテーション科学領域として、病態運動学分野及び人間活動科学分野の2分野を設け、それぞれの分野において必要となる理論並びに技術を教授することで、社会に有益な人材を輩出しようとするものである。各分野内には研究を主とするコースと、高度実践専門職者の育成を目指すコースをおき、教育研究活動を推進する人材及びより高度な臨床実践能力をもつ人材を育成する。

(内部質保証)

第4条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、もって本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い公表する。

② 内部質保証に関し必要な事項及び実施体制等は、別に定める。

(研究科)

第5条 本学大学院に次の研究科を置く。

- 1 医学研究科
- 2 薬学研究科
- 3 看護学研究科
- 4 医療科学研究科

(内部質保証)

第3条 本大学院は、建学の精神及び各種方針の具現化のため、内部質保証制度を活用して、教育研究水準の向上に努め、その状況を公表するものとする。

(研究科)

第4条 本大学院に医学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(専攻、課程及び定員等)

第6条 前条に規定する各研究科の専攻、課程、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	課程	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	博士課程	40名	160名
	先端医学専攻	博士課程	20名	80名
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	3名	12名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	8名	16名
医療科学研究科	医療科学専攻	修士課程	8名	16名

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

② 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第8条 修士課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

② 博士課程の標準修業年限は4年とし、在学年限は8年を超えてはならない。

③ 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出た時は、医学研究科を除き、各研究科の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。(以下「長期履修」という。)

④ 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第5条 研究科には、次に掲げる専攻を設ける。

医科学専攻

先端医学専攻

(課程)

第6条 本大学院の課程は、博士課程とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 修業年限は、4年を標準とし、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

② 前項の規定に関らず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可を得た場合には、在学期間を8年まで延長することができる。

(第6条に移行)

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、研究科ごとに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員（以下「大学院担当教員」という。）が担当するものとする。

② 大学院担当教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。

(削除)

(学生定員)

第8条 学生定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	研究分野名	年当定員	総定員
医科学専攻	器官・代謝制御系	40	160
	高次神経制御系		
	生体応答制御系		
	生体再生制御系		
	環境病態制御系		
先端医学専攻	分子病態制御系	20	80
	疼痛情報制御系		
	分子再生医学系		
計		60	240

第2章 組織運営

(教員組織)

第9条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授（以下「研究科教授」という。）、准教授、講師及び助教をもって充てるものとする。

② 大学院の教員は、学部、研究所等の教員が兼ねることができる。

(大学院教員の資格要件)

第10条 担当教員は、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- 1 博士の学位を有し、研究上の著名な業績を有する者
- 2 研究上の業績が第1号の者に準ずると認められる者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

<p>③ <u>医学研究科の各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、第1項に定める「大学院担当教員」のうち医学研究科の教授（以下「指導教授」という。）がこれに充たる。ただし、第1項に定める医学研究科の教員のうち教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。</u></p> <p><u>（研究科長）</u></p> <p><u>第10条 各研究科に研究科長を置き、基礎となる学部の学部長をもって充てる。</u></p> <p><u>② 研究科長は、各研究科の学事を統括する。</u></p> <p><u>（研究科教授会）</u></p> <p><u>第11条 各研究科に研究科教授会を置く。</u></p> <p><u>② 研究科教授会組織は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>1 医学研究科の研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。</u></p> <p><u>2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の研究科教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。</u></p> <p><u>3 いずれの研究科教授会も、研究科長が必要と認めた場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。</u></p> <p><u>③ 研究科教授会は、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する事項</u></p> <p><u>2 学位の授与に関する事項</u></p> <p><u>3 学生の身分に関する事項</u></p> <p><u>4 教育課程に関する事項</u></p> <p><u>5 教員の人事に関する事項</u></p> <p><u>6 研究に関する事項</u></p> <p><u>7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項</u></p>	<p><u>（指導教授）</u></p> <p><u>第11条 各専攻に、研究の指導、学位論文の作成等の指導にあたり、学位申請における責任を担う者を置き、これを「指導教授」と称する。</u></p> <p><u>② 指導教授は、研究科教授をもって充てる。ただし、第9条第1項に定める教員のうち研究科教授以外の者から、学長が指名する者をもって指導教授の任を委嘱することができる。</u></p> <p><u>（研究科教授会）</u></p> <p><u>第12条 研究科に研究科教授会（以下「教授会」という。）を置き、学長、副学長、研究科教授をもって組織する。</u></p> <p><u>② 教授会は学長が召集し、その議長となる。</u></p> <p><u>第13条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>1 学生の入学、進級及び課程の修了に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>2 学位の授与に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>3 学生の身分に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>4 教育課程の編成に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>5 教員の人事に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>6 研究に関する<u>こと</u></u></p> <p><u>7 教育研究に関する規程の制定、並びに改廃に関する<u>こと</u></u></p>
---	---

<p>8 学位論文に関する事項</p> <p>9 研究科の運営に関する重要な事項</p> <p>10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定める事項</p> <p>④ 前項に規定するもののほか、<u>学長及び研究科長（以下「学長等」という。）</u>がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>⑤ <u>研究科教授会に関する規程は、別に定める。</u></p>	<p>8 <u>前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項については別に定める。</u></p> <p>② <u>教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>1 <u>教育課程の編成以外の学生教育に関すること</u></p> <p>2 <u>学生の厚生補導に関すること</u></p> <p>3 <u>教育研究費予算に関すること</u></p> <p>③ <u>その他、教授会に関する必要な事項は別に定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 教育方法等</p> <p>(教育方法)</p> <p>第12条 <u>本学大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。</u></p> <p>② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(授業科目及び単位数等)</p> <p>第13条 研究科の専攻別授業科目及び単位数は、<u>別表1</u>のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 教育方法等</p> <p>(教育方法)</p> <p>第14条 <u>本大学院の教育は、研究科が定めるところによる所定の科目の授業並びに研究指導等によって行う。</u></p> <p>② 前項の教育は、多様なメディアを高度に利用し、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>③ 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>(授業科目及び履修方法)</p> <p>第15条 研究科の専攻別授業科目及び単位数並びに履修方法は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>

<p>(履修科目の選定及び届出)</p> <p><u>第14条</u> 履修する授業科目の選定は、<u>医学研究科は指導教授、その他の研究科は研究指導教員</u>の承認を受けた後、学長に届出るものとする。</p> <p>(他の専攻分野の授業科目等の履修)</p> <p><u>第15条</u> 学長は、<u>指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)</p> <p><u>第16条</u> 学長は、<u>指導教授又は研究指導教員が研究指導及び教育上必要と認めたときは、研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、15単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>② 学長は、前項のほか、必要ときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。<u>ただし、修士課程の学生にあつては、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。</u></p> <p><u>(入学前の既修得単位の認定)</u></p> <p><u>第17条</u> 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科において、<u>教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前の大学院における既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)</u>について、<u>本学大学院において修得した単位として認めることができる。</u></p> <p>② <u>前項により、本学大学院において修得した単位として認めることができる単位数は、他大学の大学院等における履修認定単位数とあわせて15単位を超えないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 試験、課程の修了要件及び学位</p> <p>(試験)</p>	<p>(履修科目の選定及び届出)</p> <p><u>第16条</u> 履修する授業科目の選定は、<u>指導教授の承認を受けた後、学長に届出るものとする。</u></p> <p>(他の専攻分野の授業科目等の履修)</p> <p><u>第17条</u> 学長は、<u>指導教授が研究指導上必要と認めたときは、教授会の意見を聴き、他の専攻分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>(他大学の大学院等の授業科目の履修並びに研究指導)</p> <p><u>第18条</u> 学長は、<u>指導教授が教育上必要と認めたときは、教授会の意見を聴き、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。</u></p> <p>② 学長は、前項のほか、必要ときは、他大学の大学院等において研究指導を受けることを認めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 試験、課程の修了要件及び学位</p> <p>(試験)</p>
--	---

第18条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

② 科目試験の実施方法は、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

（追試験）

第19条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

（成績の評価）

第20条 科目試験の成績評価は、別に定める。

（単位の認定）

第21条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（修了要件）

第22条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、各研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足り

第19条 専攻分野の正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

② 科目試験の実施方法は、教授会の意見を聴き、学長が定める。

（追試験）

第20条 学長は、疾病その他のやむを得ない事由によって、科目試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

（成績の評価）

第21条 第19条第1項及び第20条の規定に基づく科目試験の成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

② 成績評価は、次の基準によるものとする。

優 100点から80点まで

良 79点から70点まで

可 69点から65点まで

不可 64点以下

（単位の認定）

第22条 前条の規定により科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

② 単位の修得については、別に定める。

（課程の修了要件）

第23条 本大学院博士課程の修了要件は、原則として研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学年限に関しては、極めて優秀な者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上の在学年数とすることができる。

るものとする。

② 博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、研究科において定める所定単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第23条 学位論文及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(学位論文の審査等)

第24条 学位論文及び最終試験は、研究科教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

(第25条第3項に移行)

(学位の授与)

第25条 学長は、前条により本学大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
医学研究科	医科学専攻	博士課程	博士(医学)
	先端医学専攻	博士課程	博士(医学)
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)

(学位論文の提出及び最終試験)

第24条 学位論文は、原則として第3学年修了後に学長に提出し、最終試験を受けられるものとする。ただし、早期学位授与に係る学位論文については、第3学年次に提出することができる。

② 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について、口答又は筆答により行う。

(学位論文の審査等)

第25条 学位論文及び最終試験は、教授会の意見を聴き、学長が合否を決定する。

② 学位論文の審査その他の学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)による。

(学位の授与)

第26条 学長は、博士課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、博士(医学)の学位を授与する。

② 医学研究科において、学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

③ その他学位に関する必要な事項は、兵庫医科大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

（学年）

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第27条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第28条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

3 春 季 休 業 日

4 夏 季 休 業 日

5 冬 季 休 業 日

② 前項第3号から5号については、別に定める。

③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第27条 学長は、博士課程を経ない者又は修了しない者で、学位規程に定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士（医学）の学位を授与する。

第5章 学年、学期及び休業日

（学年）

第28条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第29条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第30条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日 曜 日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

3 春 季 休 業 日

4 夏 季 休 業 日

5 冬 季 休 業 日

② 前項第3号から5号については、別に定める。

③ 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更することができる。

④ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 医学研究科博士課程及び薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

② 看護学研究科修士課程及び医療科学研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、看護学研究科修士課程においては、看護師免許を取得している者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- 3 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学資格)

第31条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると、本大学院が認めた者

<p><u>(入学者の選考)</u></p> <p><u>第31条</u> 入学者は、研究科教授会で選考の上、学長が合格者を決定する。</p> <p><u>② 選考方法は、各研究科の定めるところによる。</u></p> <p><u>(入学手続き)</u></p> <p><u>第32条</u> 前条の選考に合格した者は、指定する期日までに、<u>入学金、授業料等を納入するとともに、本学大学院所定の書類を添えて入学の手続きを完了しなければならない。</u></p> <p><u>(入学許可)</u></p> <p><u>第33条</u> 学長は、前条の手続きを完了した者につき、<u>入学を許可する。</u></p> <p style="text-align: right;">(第29条へ移行)</p> <p style="text-align: right;">(第32条へ移行)</p> <p><u>② 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。</u></p> <p><u>(休学及び復学)</u></p> <p><u>第34条</u> 疾病その他のやむを得ない事由により、<u>3ヶ月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。ただし、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。</u></p>	<p><u>(入学志願の手続)</u></p> <p><u>第32条</u> 入学を志願する者は、<u>入学願書に所定の書類及び入学検定料30,000円を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。</u></p> <p><u>(入学許可)</u></p> <p><u>第33条</u> 学長は、<u>入学志願者に対しては、教授会の定めるところにより、選考の上入学を許可する。</u></p> <p><u>(入学の時期)</u></p> <p><u>第34条</u> 入学の時期は、<u>学年の始めとする。</u></p> <p><u>(入学手続)</u></p> <p><u>第35条</u> 入学を許可された者は、<u>学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の身元保証書及び誓約書を提出し、入学金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(入学許可の取消)</u></p> <p><u>第36条</u> <u>入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。</u></p> <p><u>(休学及び復学)</u></p> <p><u>第37条</u> 疾病その他のやむを得ない事由により、<u>2か月を超えて出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得、休学することができる。疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。</u></p>
---	--

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、医学研究科はその年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができるが、通算して2年を超えることはできない。その他の研究科は、連続して2年又は通算して修業年限を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑤ 休学している者又は休学期間を終了した者が、復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、疾病などによる休学の場合は、休学事由が消滅したと認めた医師の診断書を添付しなければならない。この場合、本学は、本学が承認した医療機関又は医師の診断書を提出させることがある。

(退学)

第35条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

(転入学、再入学)

第36条 他大学の大学院から転入学を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 学長は、前条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合又は、教育に妨げのない場合に限り、選考により相当の学年に入学を許可することがある。

③ 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

④ 修業すべき年数の取扱いは、研究科教授会の意見を聴き、学長が定める。

② 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学をさせることができる。

③ 休学期間は、その年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。

④ 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

⑤ 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

⑥ 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学及び再入学)

第38条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学長は、前項の規定により退学した者で、再入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考により相当の学年に入学を許可することがある。

(外国留学)

第37条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

② 前項の許可を得て留学した期間は、第22条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第16条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更)

第38条 学長は、専攻の変更を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、学長が行う。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者については、研究科教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第8条の在学年限を超えた者
- 3 第34条第3項の休学期間を超えた者
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- 6 他の大学院、大学、短期大学、又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

かに

② 除籍の手続きについては、別に定める。

(特別研究学生の外国留学)

第39条 外国の大学院に留学を志望する学生は、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

② 前項の許可を得て留学した期間は、第23条に定める課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

③ 外国留学において、修得した単位の取扱いは、第18条第1項の規定を準用する。

(専攻の変更等)

第40条 学長は、専攻の変更又は他大学の大学院から転学を志願するときは、選考の上許可することができる。

② 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、学長が行う。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する学生は、これを除籍することができる。

- 1 死亡した者
- 2 所定の在学期間を超えた者
- 3 授業料の納付を怠り、督促を受けても納付しない者

② 除籍の手続きについては別に定める。

第7章 学生行動規範

第40条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第42条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、研究科教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 懲戒に関する規程は、別に定める。

第7章 学生行動規範

第42条 学生の心得、規律等については、別に定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第43条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

② 表彰は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

(懲戒)

第44条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒に関する手続きを経て懲戒する。ただし、その情状によっては、懲戒の程度を軽減し、あるいは懲戒しないことがある。

② 懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

③ 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為
- 4 本学の学則及び規程に違反する行為
- 5 論文等執筆における学問的倫理に反する行為
- 6 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

④ 懲戒は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

⑤ 学生の懲戒に関する規程は別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料及び授業料等)

第43条 入学検定料及び授業料等については、別表2に示すとおりとする。

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。

1 医学研究科

一年分 4月1日から4月15日まで

2 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第44条 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生等

(大学院聴講生)

第45条 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することがある。

(大学院研究生)

第46条 本学大学院において特定の事項について研究を希望する者については、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

第9章 学 費 等

(学費等)

第45条 入学金及び学費は、それぞれ次のとおりとする。

入 学 金 100,000円

授 業 料 150,000円(年額)

実験実習費 100,000円(年額)

(学費の納付)

第46条 学費は、毎年4月15日までに納付しなければならない。

② 休学期間中の学費は免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の学費は、返還しない。退学し又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

第10章 特別聴講学生、特別研究学生

<p>(大学院科目等履修生)</p> <p><u>第47条</u> 本学大学院の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、科目等履修生として入学を許可することがある。</p> <p>(大学院受託生)</p> <p><u>第48条</u> 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、医学研究科を除き、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(特別研究学生)</p> <p><u>第49条</u> 他大学の大学院学生で、<u>本学</u>において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第50条</u> 大学院聴講生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院受託生及び特別研究学生に関する規程は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第11章 外国人特別学生</p> <p>(外国人特別学生)</p> <p><u>第51条</u> 外国人で、<u>本学</u>大学院に入学を志願する者があるときは、外国人特別学</p>	<p>(特別聴講学生)</p> <p><u>第47条</u> 他大学の大学院学生等で、<u>本大学院</u>において授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学との協議等に基づき、特別聴講学生として受け入れることがある。</p> <p><u>② 特別聴講学生には単位を付与することができる。</u></p> <p>(特別研究学生)</p> <p><u>第48条</u> 他大学の大学院学生で、<u>本大学院</u>において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることがある。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第49条</u> 特別聴講学生及び特別研究学生については、別に定めるほかはこの学則及び関係の規程を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第11章 外国人特別学生</p> <p>(外国人特別学生)</p> <p><u>第50条</u> 外国人で、<u>本大学院</u>に入学を志願する者があるときは、外国人特別学</p>
---	--

生として選考の上入学を許可することがある。

② 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第52条 大学院学則の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

① この改正は、2022年4月1日から施行する。

② 2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。

別表1 (各研究科科目一覧及び単位数)

(医学研究科科目一覧 省略)

■ 薬学研究科 医療薬学専攻 博士課程

授業科目名		単位数
薬学専門	先端医薬学特論Ⅰ	1
基礎科目	先端医薬学特論Ⅱ	1

として選考の上入学を許可することがある。

② 前項の学生は、定員外とする。

③ 外国人特別学生には、この学則を準用する。

第12章 学則の改廃

(改廃)

第51条 この学則の改廃は、学長が発議し、理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

(中 略)

別表1 (医学研究科科目一覧及び単位数)

(医学研究科科目一覧 省略)

	先端医薬学特論Ⅲ	1
	先端医薬学特論Ⅳ	1
薬学専門演習科目	医薬品創製科学演習Ⅰ	4
	医薬品創製科学演習Ⅱ	4
	免疫病態制御学演習Ⅰ	4
	免疫病態制御学演習Ⅱ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ	4
	神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	4
	微生物学演習Ⅰ（基盤の微生物学演習）	4
	微生物学演習Ⅱ（先進的微生物学演習）	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	4
	分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅰ （分子薬物動態学演習）	4
	医薬品適正治療科学演習Ⅱ （臨床ゲノム薬理学演習）	4
	応用医療薬学演習Ⅰ	4
	応用医療薬学演習Ⅱ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ	4
	呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	4
	医療薬学特別研究	18
薬学研究指導科目	医療薬学特別研究	18
■ 看護学研究科 看護学専攻 修士課程		
	授業科目名	単位数
修士課程共通科目	医療統計学特論	1
	医療倫理学特論	1
	先進医療支援特論	1

		看護教育論	2	
		看護倫理	2	
看護学 共通科目	A	看護理論	2	
		看護管理論	2	
		看護政策論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護研究	2	
		看護研究演習	1	
		システムティックレビュー	2	
	B	アドバンスト・フィジカルアセスメント	2	
		臨床薬理学・薬物治療特論	2	
		疾病・病態特論	2	
看護学 専門科目	基盤看護学 分野	基礎看護学特論	2	
		基礎看護学援助特論	2	
		基礎看護学演習Ⅰ	2	
		基礎看護学演習Ⅱ	2	
		基礎看護学演習Ⅲ	2	
		基礎看護学特別研究	10	
		看護教育学特論	2	
		看護教育学援助特論	2	
		看護教育学演習Ⅰ	2	
		看護教育学演習Ⅱ	2	
		看護教育学演習Ⅲ	2	
		看護教育学特別研究	10	
		看護開発科学特論	2	
		看護開発科学援助特論	2	
		看護開発科学演習Ⅰ	2	
		看護開発科学演習Ⅱ	2	

		看護開発科学演習Ⅲ	2	
		看護開発科学特別研究	10	
看護学専門科目	療養支援看護学分野	急性病態治療学	2	
		急性看護学特論	2	
		急性看護学援助特論Ⅰ	2	
		急性看護学援助特論Ⅱ	2	
		急性看護学援助特論Ⅲ	2	
		急性看護学演習ⅠA	2	
		急性看護学演習ⅡA	2	
		急性看護学演習ⅢA	2	
		急性看護学演習ⅠB	2	
		急性看護学演習ⅡB	2	
		急性看護学演習ⅢB	2	
		急性看護学実習Ⅰ	2	
		急性看護学実習Ⅱ	2	
		急性看護学実習Ⅲ	2	
		急性看護学実習Ⅳ	4	
		急性看護学特別研究	10	
		急性看護学課題研究	2	
		がん病態治療学	2	
		がん看護学特論	2	
		がん看護学援助特論Ⅰ	2	
		がん看護学援助特論Ⅱ	2	
		がん看護学援助特論Ⅲ	2	
		がん看護学演習ⅠA	2	
		がん看護学演習ⅡA	2	
		がん看護学演習ⅠB	2	
		がん看護学演習ⅡB	2	

		がん看護学演習Ⅲ	2	
		がん看護学実習Ⅰ	2	
看護学専門科目	療養支援看護学分野	がん看護学実習Ⅱ	2	
		がん看護学実習Ⅲ	2	
		がん看護学実習Ⅳ	2	
		がん看護学実習Ⅴ	2	
		がん看護学特別研究	10	
		がん看護学課題研究	2	
		慢性看護学特論	2	
		慢性看護学援助特論	2	
		慢性看護学演習Ⅰ	2	
		慢性看護学演習Ⅱ	2	
		慢性看護学演習Ⅲ	2	
		慢性看護学特別研究	10	
		精神看護学特論	2	
		精神看護学援助特論	2	
		精神看護学演習Ⅰ	2	
		精神看護学演習Ⅱ	2	
		精神看護学演習Ⅲ	2	
	精神看護学特別研究	10		
	家族支援看護学分野	小児看護学特論	2	
		小児看護学援助特論	2	
		小児看護学演習Ⅰ	2	
		小児看護学演習Ⅱ	2	
		小児看護学演習Ⅲ	2	
小児看護学特別研究		10		
母性看護学特論		2		
母性看護学援助特論		2		

		母性看護学演習Ⅰ	2	
		母性看護学演習Ⅱ	2	
	家族支援看護学分野	母性看護学演習Ⅲ	2	
		母性看護学特別研究	10	
		助産学特論	2	
		助産学援助特論	2	
		助産学演習Ⅰ	2	
		助産学演習Ⅱ	2	
		助産学演習Ⅲ	2	
		助産学特別研究	10	
		生活支援看護学分野	老年看護学特論	2
	老年看護学援助特論		2	
	老年看護学演習Ⅰ		2	
	老年看護学演習Ⅱ		2	
	老年看護学演習Ⅲ		2	
	老年看護学特別研究		10	
	地域看護学特論		2	
	地域看護学援助特論		2	
	地域看護学演習Ⅰ		2	
	地域看護学演習Ⅱ		2	
	地域看護学演習Ⅲ		2	
	地域看護学特別研究		10	
在宅看護学特論	2			
在宅看護学援助特論	2			
在宅看護学演習Ⅰ	2			
在宅看護学演習Ⅱ	2			
在宅看護学演習Ⅲ	2			
在宅看護学特別研究	10			

■ 医療科学研究科 医療科学専攻 修士課程

授業科目名		単位数
修士課程共通科目	医療統計学特論	
	医療倫理学特論	
	先進医療支援特論	
医療科学専門基礎科目	リハビリテーション科学研究法	1
	リハビリテーション科学トピックス	2
	リハビリテーション医学特論	1
	疾病・病態特論	2
	リハビリテーション科学教育論（養成校教育）	1
	リハビリテーション科学教育論（臨床教育）	1
	リハビリテーション科学統計学実践特論	1
	体表解剖学実践特論	1
	物理療法実践特論	1
	バイオメカニクス特論	1
	運動生理学特論	1
	精神作業行動特論	1
	高次脳機能特論	1
	身体系作業学特論	1
	地域作業学特論	1
	高機能広汎性発達障害特論	1
	ウイメンズヘルス特論	1
	鑑別診断学（画像診断・臨床検査）	1
	鑑別診断学（臨床推論）	1
	症例提示法特論	1
症例検討実践特論	1	

		教育学特論	2
		鑑別診断学（画像診断・臨床検査）	1
		鑑別診断学（臨床推論）	1
		症例提示法特論	1
		症例検討実践特論	1
		教育学特論	2
医療科学 専門科目	病態 運動学 分野	運動器障害学特論	2
		運動器障害学特論演習	6
		内部障害学特論	2
		内部障害学特論演習	6
		神経障害学特論	2
		神経障害学特論演習	6
	科学 分野 人間 活動	身体・認知活動学特論	2
		身体・認知活動学特論演習	6
		精神活動学特論	2
		精神活動学特論演習	6
医療科学 研究指導科目	リハビリテーション科学課題研究	8	
	リハビリテーション科学研究	8	

別表 2

単位 (円)

研究科名	入学 検定料	区分			
		入学金	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)	区分合計
医学研究科	30,000	100,000	150,000	100,000	350,000
薬学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
看護学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000
医療科学研究科	30,000	100,000	400,000	100,000	600,000

※上記金額以外に学外実習に関する費用を個別に徴収する場合がある。

兵庫医科大学大学運営会議規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、学則第16条第3項の規定に基づき、大学運営会議（以下「会議」という。）に関して必要な事項を定める。

（役割）

第2条 会議は、本学の運営に関する次の各号に掲げる事項について審議し、学長が当該事項の決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1 将来計画に関する事項
- 2 教育研究活動に係る基本方針及び計画に関する事項
- 3 入試に関する基本方針に関する事項
- 4 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- 5 教育研究予算に関する事項
- 6 内部質保証に関する事項
- 7 教員その他重要な人事に関する事項
- 8 学部間、研究科間の調整に関する事項
- 9 その他学長が必要と認める重要事項

（構成員）

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 学部長

（会議）

第4条 会議は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者がこれを代行する。

- ② 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- ③ 議長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- ④ 会議の議事については、議事録を作成し、構成員の確認を得なければならない。

（開催）

第5条 会議は原則として、月1回定例開催する。ただし、臨時に開催が必要な場合は、学長が召集することができる。

(役員会への報告)

第6条 学長は、常務会、理事会に必要な応じて大学運営会議審議事項等を報告する。

(事務)

第7条 会議の事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

①この規程は、平成28年4月1日から施行する。

②この規程の制定に伴い、「兵庫医科大学学長・副学長会議に関する内規」(平成27年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する

兵庫医科大学研究科教授会規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、大学院学則第 1 1 条第 5 項の規定に基づき、研究科教授会に関する必要な事項を定める。

（構成）

第 2 条 研究科教授会は、大学院学則第 1 1 条第 2 項に基づき、以下の者をもって構成する。

1 医学研究科教授会は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。ただし、臨床教授及び教育教授等は、この専任の教授には含まれないものとする。

2 薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の各教授会は、研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

（審議）

第 3 条 研究科教授会は、大学院学則第 1 1 条第 3 項に基づく事項を審議し、学長に意見を述べるものとし、同条第 4 項に基づき学長及び研究科長の求めに応じて、意見を述べることができる。

（議長・招集）

第 4 条 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

② 研究科長に事故があるときは、研究科長があらかじめ指名した者がこれを代行する。

③ 研究科教授会を招集するには、あらかじめその目的である事項を文書で通知する。ただし、急を要するときはこの限りでない。

④ 議長は、研究科教授会の運営等について、学長と事前協議するものとする。

（開催）

第 5 条 研究科教授会は、原則として月 1 回定例開催する。ただし、必要あるときは随時開くことができる。

（定足数）

第 6 条 研究科教授会は、第 2 条に規定する構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、特別な定めがある場合を除き構成員の総数から除外する。

1 引続き 2 月以上にわたり研究科教授会に出席することができないと認められる者

2 海外に出張中の者

(研究科教授会構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じて構成員以外の者を臨時に出席させ意見を聴くことができる。

② 議長は、必要に応じて、教職員を出席させることができる。

(議事録作成・公開)

第8条 研究科教授会の議事については、議事録を作成し、研究科教授会構成員の確認を得なければならない。

② 研究科教授会の議事次第は、学内外に公開する。

③ 研究科教授会の議事要旨は、学内に公開する。

④ 研究科教授会における発言は、公開しない。

(各種委員会の設置)

第9条 研究科教授会は、必要に応じて、各種の委員会を置く。

② 委員会に関する規程は、別に定める。

(役員会への報告)

第10条 学長は、常務会、理事会に必要に応じて研究科教授会審議事項等を報告する。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が発議し、研究科教授会及び大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。

目 次

I	設置の趣旨及び必要性	P. 2
II	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P. 10
III	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 11
IV	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 14
V	基礎となる学部との関係	P. 16
VI	「大学院設置基準」第2条の2項又は第14条による教育方法の実施	P. 16
VII	入学者選抜の概要	P. 19
VIII	教員組織の編成の考え方及び特色	P. 20
IX	施設・設備等の整備計画	P. 22
X	管理運営	P. 24
X I	自己点検・評価	P. 26
X II	情報の公表	P. 28
X III	教育内容等の改善のための組織的な研修等	P. 28
X IV	転入学する学生への措置について	P. 30

I 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人の沿革

学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）は、昭和46年11月に学校法人寄附行為認可を受け、翌年4月に、「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」を建学の精神として、医学部単一学部からなる兵庫医科大学を開学し、昭和53年4月には大学院医学研究科を設置した（西宮キャンパス）。

平成9年10月には、地域医療に貢献すべく兵庫医科大学篠山病院を開設し、その後、平成11年9月にささやま老人保健施設を開設した（篠山キャンパス）。

平成19年には、将来的な医療の在り方、これに対する医学部教育の実績を積み重ねてきた本法人の役割・責任を踏まえ、「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する。」との教育理念に基づき、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）及びリハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）の3学部4学科を擁する兵庫医療大学を開学した。その後、平成23年4月に大学院看護学研究科及び医療科学研究科を、平成25年4月に大学院薬学研究科を設置した（神戸キャンパス）。

このように、本法人は医療総合大学を標榜しチーム医療推進のため、「学校法人兵庫医科大学のチーム医療」を定め、チーム医療を実践する医療人の育成に努めてきた。

兵庫医科大学開学から49年、兵庫医療大学開学から14年が経過し、建学の精神に則り、多くの有為な医療人を社会に輩出するとともに、教育・研究基盤も拡充し、医療系大学として一定の評価を得るまでに成長してきた（令和2年度までの卒業生数は、兵庫医科大学医学部4,408名、兵庫医療大学：薬学部1,171名、看護学部1,136名、リハビリテーション学部927名）。

(2) 設置（統合）の経緯及び趣旨

現在、大学を取り巻く環境は、18歳人口減少という人口構造の変化の中、厳しさを増しており、各大学が生き残りをかけて戦略を模索している。また、大学の連携・統合等の点では、国立大学の一法人複数大学制度、私立大学での学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携・統合や事業承継円滑化の環境整備が進められている。

医療系大学等においても、医療人育成機関の増加、国家試験の難関化など厳しい状況に変わりはなく、医科大学が医療系学部を順次設置していく中で、統合後の兵庫医科大学の4学部それぞれが教育改革を行い、「医系総合大学」として特色ある優れた医療人を養成することで社会的責任を果たしていく。

また、チーム医療の現状については、本法人は、「多職種連携教育」に関して「学校法人兵庫医科大学のチーム医療」を定め、その中で「兵庫医科大学・兵庫医療大学間で大学・学部の垣根

を超え、ボーダレスな教育を行う。」「両大学は連携してチーム医療の推進について研究を行い、情報を発信する。」と謳っており、実際に教育面では4学部合同のチーム医療演習などを行い、一定の成果を収めている。では実際に医療現場でチーム医療を両大学の卒業生は実践できているかを見ると、時代の趨勢とともにチーム医療は浸透しつつあるものの、現状では役割分担の域を出ず、多職種が「連携」しているとは言い難い状況にある。今後は、医療の質向上のためには、業務分担ではなく、多職種が連携し、相互に影響する多職種連携「Interprofessional」を目指す必要がある。

現在、本法人では、西宮キャンパスの新病院建設計画を進めており、予定では令和8年度開院となる。統合後、兵庫医科大学全学部の学生は、最新の医療施設・設備を整えた新病院で臨床実習等を行うことが可能となり、教育環境が一層改善されることとなる。また、新病院建設に合わせて地域医療機関との連携を一層強化することにより、卒業生の安定的な就職先の確保にも寄与することが見込まれる。

以上のことも含め、今後の将来展望を踏まえて、本法人に求められる①質の高い医師、医療専門職者を養成するための教育・研究体制の充実及び教育の質の向上 ②法人運営及び組織体制の強化 ③「医系総合大学」としての認知度及び評価の向上などの点から、「医学部」「薬学部」「看護学部」「リハビリテーション学部」それぞれにおける教育を従来以上に緊密な連携のもと実施するため、兵庫医科大学と兵庫医療大学を統合し、4学部5学科の新たな「医系総合大学」とすることの結論に至り、令和2年11月28日開催の理事会において、令和4年4月に兵庫医療大学の3学部3研究科を、現状と同じ内容で兵庫医科大学に設置し、兵庫医療大学は廃止するという大学統合計画が承認された。兵庫医療大学の廃止に際しては、令和4年4月1日に同大学の学生募集停止及び在学生の兵庫医科大学への転入学を併せて実施する。

当該計画においては、文部科学省から、令和2年10月に「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第四の四の(三)の適用審査において、「適用可能」との回答を得ており、また、令和2年12月には「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第3条に係る教員審査省略の該当の適否の事前相談において、「教員審査の省略が可能」との回答を得ている。

(3) 薬学研究科設置の趣旨

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は、平成25年3月に薬学部が完成年度を迎えた後に、同年4月開設された。

近年の医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、医薬品の適正使用という社会ニーズに応え、医療人として質の高い薬剤師を養成するため、平成18年度から6年制の学部教育が開始された。しかしその目標は学部教育だけで完結するものではない。質の高い薬剤師は臨床の場で新

たな問題点を見つけ出し、自らそれを研究し解決する能力を持つことが必要である。また、高度治療の開発には臨床経験を有する医師による基礎医学の分野での貢献が著しい。新たな薬物療法の開発には薬剤師資格を有し、高度な研究能力を併せ持つ研究者の養成が必要である。基礎薬学の研究においても、臨床経験を有する薬剤師が純粋な基礎科学者とは異なる視点から関与することにより、新たな展開が期待される。かかる社会的状況を踏まえ、兵庫医療大学では大学院薬学研究科博士課程を置いて次世代の薬学研究者並びに高度な研究能力を持つ薬剤師の育成を推進することとした。

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、以下のような人材を育成することを目指して教育・研究活動を行ってきた。

①高度な研究能力、すなわち臨床現場において問題点を発見し、それを解決する適切な研究計画を立案し、さらにその成果を論文化することのできる能力を持って薬剤師業務の質向上と変革を推進することができる。

②医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から眺め、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる。

特に、現場の薬剤師がもっと研究に興味を持ち、臨床研究を行うことが医療の世界の中での薬剤師の存在価値を高めると考え、学生募集において社会人にも門戸を広げ、現在医療現場で活躍している薬剤師のアカデミック志向キャリアパスを配慮してきた。結果として、平成29年3月から令和2年3月までに6名の修了者が博士号を取得したが、5名は常勤の職員として勤務しながら在籍し、3名は卒業後病院薬剤師として勤務している。また、同一学校法人に属する兵庫医科大学との協力関係を活用し、学際的な研究教育を行ってきた。6名の修了者のうち、2名は兵庫医科大学病院に勤務する薬剤師であった。

2大学統合後も、本学の基本理念である次世代の医療を担う医療人の育成の趣旨を発展させるべく薬学分野において、新たな展開を目指す研究を推進するとともに、社会の期待に対応すべく高度な研究能力を持つ薬剤師、薬学研究者を育成する大学院博士課程を設置したい。

(4) 薬学研究科設置の必要性

高齢化社会を迎え、医療に対するニーズは高まる一方であり、さらに医療の質の向上が求められる。我々は6年制の薬学部医療薬学科の上に立つ大学院として、高度な研究能力を有する薬剤師、及び薬剤師として臨床経験を有する薬学研究者を養成し、医療の質の向上に貢献する研究者を養成する。近年の医療の高度化に伴い、医療現場においてそれを実践するマンパワーに対する要求が高まっている。多職種協働（スキルミックス）の推進は医療レベルの高度化の必然的な

結果であり、様々な紆余曲折はあっても今後推進されていくことは間違いない。

我々が現在の医療界で必要とされていると考える人材の第一は、医療の質の向上に貢献する医療薬学研究マインドを持つ研究者・薬剤師である。4年制のみで薬学教育を行っていた時代には、研究マインドを持った人材の多くは基礎研究の分野を目指して大学や製薬企業に勤務し、臨床業務に携わることは少なかった。これからの薬剤師、薬学研究者には、チーム医療の中で高度な専門性職能が求められる。特に薬学分野では、過去に悲惨な薬害事件が数多く発生してきた経緯から、医薬品の安全使用に対する社会の要求は高まる一方である。このような事態を繰り返さないためには、薬剤師が積極的に薬物治療の科学的根拠の構築に寄与すべきである。次々と新薬が開発される中で、それらを適正に使用するには、知識の修得だけでは不十分であり、副作用の特性をいち早く感知し、薬物との因果関係に関する高度な判断力が求められる。すなわち、様々な医学的事象を科学的に検討できる能力を持つ薬剤師が必要とされる。臨床現場で積極的に問題点を見出し、それを研究課題として解決策を提示し、その成果を社会に還元することができる薬剤師が求められる。かかる薬剤師を養成するには、大学院において然るべきテーマを与え研究活動に従事させることが最も有効である。専門薬剤師制度は、現在、がんや感染制御、精神科、妊婦・授乳婦、H I V感染等の分野で制定されているが、これらの制度は第一線の病院で臨床経験を積むことに重点が置かれている。これらの資格を取得するにはピアレビューのある雑誌に複数の論文が掲載されることが求められる。研究能力を獲得することは専門薬剤師制度に基盤を与え、大学院教育における高度な研究能力を有する薬剤師を養成することは先進医療技術の開発のみならず、入学者のキャリアパスの基盤となる。

我々が現在の医療界で必要とされていると考える人材の第二は、臨床経験を有する薬学研究者である。すなわち、医療の現場を体験した事があり、医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から眺め、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる人材を育てたいと考える。製薬業界においては、新薬候補の基礎的開発部門と臨床現場とのブリッジングを行える人材が必要とされている。これらの専門家を養成するために、先端医療の場で研究を行うことが必要とされる場合もある。その際には我々は兵庫医科大学病院と共同してこれを実現する。さらに基礎薬科学の研究者の養成も大学院薬学研究科の重要な責務と考えている。この分野は、伝統ある国公立大学の4年制薬学部を基礎とする大学院が有力であるとされているが、4年制薬学部は薬剤師資格取得が目的でないため、その教育課程も異なり、通常、卒業生には薬剤師受験資格はない。医療の現場と薬の開発現場との距離は意外と遠く、現在、薬剤の開発者が医療者と交流する機会は乏しい。新薬開発のアイデアは臨床の現場にこそあり、医療薬学の素養を持つ基礎薬科学研究者には新しい発想で基礎研究に取り組める素養が培われる。医学の分野では、臨床経験をつんだ後に基礎医学の分野に進んだ科学者はP h y s i c i a n S c i e n t i s t sといわれ、その中でノーベル賞を受

賞するほどの業績をあげた者は枚挙に暇がない。薬学の世界においても、臨床薬剤師として抱いた問題点を基礎薬科学研究に反映させ、その解決策を見出していく Pharmacist Scientist を養成することは、医療現場から研究現場へのアカデミック志向キャリアパスを提供し、基礎薬学の分野に新風を吹き込むものと期待する。

これらの社会的な要請を鑑み、4年制大学院の教育研究を通じて薬学分野における博士号を有する研究者さらには実務家を輩出することが医療系薬学部の社会的責務である。その結果として研究・教育にかかわる人材養成に繋がる。特に、大学における優れた研究・教育と医療現場の実務が融合し効果的に成果をあげるために、兵庫医科大学と兵庫医療大学が統合し、新たに誕生する兵庫医科大学薬学部に大学院薬学研究科を設置することは意義のあることと考える。

(5) どのような人材を養成するのか

① 教育・研究の理念・目的・目標

学校法人兵庫医科大学は、建学の精神として、「社会への奉仕、人間への深い愛、人間への幅広い科学的理解」を掲げて昭和47年兵庫医科大学を開学し、兵庫医科大学病院を開院した。昭和53年には大学院医学研究科を、平成9年には兵庫医科大学篠山病院（現兵庫医科大学ささやま医療センター）を、平成19年には兵庫医療大学を、平成23年には兵庫医療大学大学院を設立し、医療の諸分野において建学の精神を実現させてきた。現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は、平成25年に設置され、先端的な内容の講義、演習、研究活動によって最先端の薬学に関する知識と科学的な思考力を高め、医療薬学の諸問題を解決する高度な能力を持った人材を養成することにより、社会に貢献してきた。2大学統合後も引き続き、薬学研究の分野で建学の精神を発展させていくことが兵庫医科大学大学院薬学研究科の使命であり、理念・目的・目標を以下のように定める。

<理念>

薬学研究科の理念は、高度な研究能力を有する薬剤師、そして臨床経験を有する薬学研究者を養成することにより、人々の健康の増進及び薬学の進歩・発展に寄与することである。

<目的>

薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。

<目標>

本研究科の目的を達成するために、以下のような人材を育成することを目標とする。

1. 高度な研究能力、すなわち医療の現場において問題点を発見し、それを解決する適切な研究計画を立案し、さらにその成果を論文化するところの能力を持って医療の質向上と変革を推進することができる医療専門職者。
2. 医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から提起し、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる薬学研究者。

上記の理念・目的・目標をより具体的な形で学生に示すために、平成28年に下記のようなディプロマ・ポリシーを作成した。

<ディプロマ・ポリシー>

本研究科所定の単位を修得し、以下の目標を達成した学生の修了を認め、博士（薬学）の学位を授与します。

1. 自立した薬学研究者として活動するために必要な専門的知識を有する。
2. 学術論文等から修得した医療薬学に関する最先端の知識を基に、他者の研究を理解し、かつ批判的に吟味できる能力を有する。
3. 医療の抱える問題点を自ら見出し、それに基づき検証可能な薬学的課題を設定する能力を有する。
4. 薬学的課題を解決するために必要な技能と意欲を有する。
5. 研究成果を論文などとして発表することができる。

このディプロマ・ポリシーを達成することができれば、目標として掲げた人材を育成することができると考えている。2大学統合後もこのディプロマ・ポリシーを維持し、学生と教員で共有し、本研究科の理念・目的・目標にかなう人材を育成していきたい。

② 人材養成の柱

薬学研究科では、前項の目的を達成するために、医療薬学専攻を設ける。特に分野分けは行わない。高度な研究能力を有する薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者を希望する大学院生は、それぞれの目的に合致すると思われる教員を選択して指導を受け、その目的を達する。科目を選択する際の参考として、2つの履修モデルを示す（【資料1】参照）。講義科目は大学院の教員全員で行い、どの大学院生にも薬学者として最低限必要な広い視野を持たせるようにする。さらに演

習科目は数名の教員が共同で行い、それぞれ専門分野における多様なアプローチ法を学び総合的な研究能力を高めるように指導する。

さらに、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は同一法人内の兵庫医科大学大学院医学研究科及び兵庫医科大学病院と協力しながら人材養成に努めてきたが、2大学統合により、今後さらに兵庫医科大学大学院医学研究科や兵庫医科大学病院との協力関係を拡大していく予定である。医療薬学の分野で研究・教育を推進していくためには狭義の薬学のみならず、医学全般の知識を学び研究手法を取り入れていくことが新しい展開につながると考えられる。本大学院では、兵庫医科大学大学院医学研究科や病院と、お互いのセミナーや講演会に積極的に参加しあって、知識・研究手法・シーズを交換し、さらには兵庫医科大学大学院医学研究科の各研究室と協力関係を結ぶなどして、医学と薬学を融合させた研究を行う。

【資料1 履修モデル】

(6) 修了後の進路

①高度な研究能力を有する薬剤師を志向した大学院生は、高度な問題解決能力を修得して修了することで、医療機関に就業し、専門分野において臨床実践、臨床教育、臨床研究等の役割を果たしながら臨床家として活躍し後進を指導する役割を担う。また、平成24年度から病棟薬剤師が保険点数化され、病棟のチーム医療の中で高度な薬物治療のイニシアティブをとっていきのできる薬剤師に対して経済的な基盤が与えられた。大学院博士課程による教育はその様な薬剤師の養成を可能にする。さらに近年薬剤師の養成人員の増加をうけ、病院・薬局にかかわらず、業務を従来の調剤業務以外にも拡大していくことが期待されているが、薬剤師がかかわることによって何か有益なアウトカムが得られるというエビデンスがいまだに乏しく、その必要性が広く認識されているとは言い難い。高度な臨床能力と研究能力を兼ね備えた薬剤師が広く医療の現場に参加することにより、新しい業務に薬剤師が関与することの有用性を証明していくことが今後の薬剤師の業務拡大に必須である。また、その臨床的視点を活かし行政機関等における企画立案にも参画していく役割を担うことが期待される。

さらに大学院において研究に従事する過程で教育に興味を持った大学院生は、臨床現場の他、教育機関に就業し、研究活動を継続しながら後進の教育指導にあたることができる。近年教育研究機関として、6年制薬学部を有する大学が多数設立されたため、実務家教員の絶対数が不足しており、大学教員としての需要も高まっている。従来の調剤業務以外の薬剤師業務の新しい展開を促進するためには、臨床の場で十分な経験を有するだけでなく、新しい業務を開発・実践していくことのできる創造性に満ちた教員が求められており、大学院において研究能力を高める教育を受けた薬剤師はそれに適任であると考えられる。

以上のことから、高度な研究能力を身に付けた薬剤師は広く臨床・教育の場で要望されると

考えられる。

②臨床経験を有する研究者を志向した大学院生は、新薬候補の基礎的開発部門と臨床現場とのブリッジングを行える人材として、製薬業界に就業することが期待される。このような人材を養成するためには、学生時代に実務実習を行い臨床の現場を経験した6年制薬学部の卒業者や、実際に薬剤師として就業した経験を持つ者が大学院にて研究のトレーニングを受ける必要がある。また、先端医療の場で実地経験を積みながら研究を行うことができれば新しい研究のアイデアが浮かぶ場合もあると考えられる。今回統合する兵庫医科大学の医学部・医学研究科と共同研究を行ったり、セミナーや講演会などに参加するなどして、先端医学の知識や技術を取り入れながら薬学研究を行うことができればそのような人材を養成する上で有効である。臨床経験を有しなおかつ基礎薬学の素養も身に付けた人材は製薬企業の開発部門から要望されると考えられる。また6年制薬学部を有する大学からも、実地臨床での経験を踏まえて基礎薬学を教授することのできる教員は貴重な人材として要望されると考えられる。

(7) 人材需要の見通し

病棟薬剤師の保険点数化に伴い、医療機関では質の高い薬物療法を実践できる高度な問題解決能力を持った薬剤師が求められている。平成25年の本研究科設置時には、薬学職能団体である兵庫県薬剤師会から本学の大学院博士課程設置に対する要望書では、チーム医療推進のために高度な専門知識と科学的根拠に基づく問題解決能力を有する薬学専門職者育成への要請、特に不足する高度薬学教育機関の開設と社会人教育に対する要望が記されており、県内薬剤師の本薬学研究科への修学希望者は、薬剤師会との協力・連携のもと継続的に確保可能と考える。

将来の薬剤師の需給見通しについては、平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の需給動向の予測及び薬剤師の専門性確保に必要な研修内容等に関する研究」（分担研究者：長谷川洋一・名城大学薬学部教授）の報告書によれば、今後数年間は需要と供給が均衡している状況が続くことになるが、長期的に見ると、供給が需要を上回るが見込まれている。との予測が示されている。今後機械化等による業務の効率化によって需要が減少する部分もあると思われるが、65歳以上の高齢者は今後令和22年まで増加し続けると推定されており（総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1131.html>）対人業務の充実や在宅医療の普及の中で薬剤師が存在感を発揮することができれば、薬剤師に対する需要は今後も維持されるものと考えられる。しかし、薬剤師が対人業務や在宅医療の中で活動することが医療の向上に役立つというエビデンスが提示されなければ、それらの薬剤師の活動は評価されず、需要が増えることにはならない。研究能力を持った薬剤師がどんどん臨床現場に増えて、薬剤師の活動による医療の向上をデータ化し、論文化していくこと

が薬剤師の需要を支えていくうえで不可欠である。このような認識は調剤薬局にも共有されており、現在調剤薬局に努めながら博士の学位を取得した学生が1名、在学中の学生が1名いる。今後、研究能力を有する薬剤師に対する需要は増えていくものと考えられる。

さらに、近年の医療薬学系教育機関の急増は、全国的に医療薬学教員、特に実務家教員の不足をもたらしており、将来教育・研究を担う人材の養成が急務である。特に薬学教育が4年制から6年制に転換されたところに新設された薬学部においては、この数年の間に定年を迎える教員が多く、臨床経験と研究能力を併せ持つ人材が医療薬学系教育機関から強く求められている。

また、近年多くの薬学部において「チーム医療」を唱えるようになったが、単科の薬科大学では表面的な講義しか行えていないところが多い。兵庫医科大学大学院薬学研究科となり、大学院においても医学部や附属病院との共同研究の中でチーム医療における薬剤師の有用性を実証できる研究を行った人材には特に需要が多いと予測される。

現行の兵庫医療大学薬学部5学年の128名の在生者を対象として、令和2年11月に進路希望調査を実施し（【資料2】参照）、108名から回答が得られた。その結果によれば、大学院に「ぜひ進学したいと思う」、「機会があれば進学したいと思う」と回答した者は、全体の33.3%にあたる36名であった。また、統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科を「受験してみたいと思う」かつ「進学したいと思う」と回答した者は、全体の21.3%にあたる23名であった（【資料3】参照）。このことから、薬学部在生者においても、大学院薬学研究科に対する需要があるものと考えられる。

【資料2 薬学研究科に関するアンケート】

【資料3 薬学研究科進学意向調査（薬学部第5学年次生）集計表】

（8） 到達目標等

薬学研究科修了時の到達目標は、修了に必要な科目を履修し、博士論文を完成させ、審査に合格し博士の学位を取得することである。薬学研究科修了後には、修得した研究能力と専門的知識を医療の場で提供・実践し、組織の発展と変革に指導的役割を担う薬剤師、及びグローバルな視点で社会に貢献できる研究者・教育者となることを目標とする。

II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科では、基礎的・臨床的な薬学研究を遂行できる人材の養成に主眼をおくことから、研究科・専攻名称、学位名称について以下のとおりとする。

（1） 研究科名称

薬学研究科

(2) 専攻・学位名称

医療薬学専攻

Course of Clinical Pharmacy

博士（薬学）

Doctor of Philosophy in Pharmacy

Ⅲ 教育課程の編成の考え方及び特色

薬学研究科はその目標を達成するために、以下のようなカリキュラム・ポリシーを掲げている。
なお、カリキュラムマップについては【資料4】に示す。

【資料4 カリキュラムマップ】

(1) 薬学研究科のカリキュラム・ポリシー

高度な研究能力を持つ医療専門職者、医療薬学における問題点を解決できる薬学研究者を養成するために、以下の3つの科目でカリキュラムを編成する。

専門基礎科目：先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ

専門演習科目：各専門演習Ⅰ・Ⅱ

研究指導科目：医療薬学特別研究

① 編成方針

研究の実施に必要な基盤的な知識・技能・態度を修得させることを目的とする専門基礎科目や専門演習科目は低学年次に配置する。研究指導科目は、問題発見能力・課題設定能力・問題解決能力・情報発信力を含む幅広い研究能力を養成するための中心となる科目であるので、4年間にわたり配置する。

② 実施方針

コースワークとして実施される専門基礎科目や専門演習科目は、学生の広い視野を涵養するとともに学際的研究を可能にするため、本研究科の複数の教員が分担して実施する。リサーチワークとして実施される研究指導科目は、研究指導教員の指導の下に実施する。テーマの探索・設定、研究内容・計画の策定、研究の実施、研究成果の取りまとめ・公表を通じて、独立した研究者となるに十分な知識・技能・態度を修得する。

③ 成績評価方法

成績評価は、授業・研究への積極的・能動的な取り組み姿勢と提出された成果物（レポート、研究成果論文など）の内容に基づいて科目責任者が行い、薬学研究科委員会で確認する。学位の認定においては、研究指導教員を除く複数の審査員から構成される学位論文審査委員会が公正な評価を行い、薬学研究科委員会で確認する。

2 大学統合後も、兵庫医科大学大学院薬学研究科として上記のカリキュラム・ポリシーを引き続き維持していく。

(2) 教育課程編成の考え方

以下に専門基礎科目、専門演習科目、研究指導科目の詳細について説明する。

① 専門基礎科目：先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ（各1単位、計4単位）

まず高度な能力を持つ薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者として、医学・薬学の幅広い分野について、新しい知識を絶えず更新していくことが必要である。そのため、医学・薬学全般にわたる最新の知見を各分野の専門家が紹介する共通のオムニバス科目を先端医薬学特論Ⅰ～Ⅳ、各1単位、計4単位を全必修科目として開講する。この授業科目では本大学院の教員が分担して、各分野の最新知見を紹介する。さらに、それぞれの教員が自分の研究内容、研究手法を紹介することにより、本大学院に入学した学生がここでどのような研究が行われているかを概観することができるようにする。この科目を行うことにより、大学院生が自分の所属する研究室以外の教員との交流を深め、学際的な研究を行うことが容易になるよう促進する。

② 専門演習科目：各専門演習Ⅰ・Ⅱ（各4単位、計8単位）

この科目は研究の遂行に必要な基盤的及び先端的な知識・技能・態度を修得するための演習科目である。高度な能力を持つ薬剤師を志向する学生にも臨床経験を有する薬学研究者を志向する学生にも十分対応できるだけの幅広い内容の科目を用意した。研究遂行に必要な知識・技能・態度を早期に修得するため、各専門演習Ⅰ・Ⅱとしてそれぞれ1年次、2年次で開講し、各4単位、計8単位の選択必修科目として開講し、3年次、4年次では研究指導科目に専念できるようにする。演習指導は複数の分野の教員が共同して行うことにより、1つ専門分野について多様なアプローチを修得することができるように配慮する。外国文献の抄読会、自分の研究テーマに関するレビュー、自分の研究課題の進捗状況のプレゼンテーションなどを通じて、他者の研究を正當に評価する能力や研究の進捗状況をプレゼンテーションする技能の獲得を目標とする。

医学部・医学研究科と共同研究する研究室においては、薬学研究科の大学院生が基礎医学・臨床医学の知識・研究手法を修得することを促進する目的で、兵庫医科大学の研究室と合同で行う場合もある。臨床医学の教室の症例検討会や抄読会に参加することにより、臨床医学を深く理解し、チーム医療を推進することのできる能力を涵養することもあれば、基礎医学の教室と合同で演習を行うことにより基礎医学と薬学の融合領域で研究活動を行うための知識・技能・態度を修得する場合もある。多様な協力形態のなかで効率的な人材育成を目指す。

③ 研究指導科目：医療薬学特別研究（18単位）

この科目は大学院博士課程の中心をなす科目である。高度な能力を持つ薬剤師を志向する学生にも臨床経験を有する薬学研究者を志向する学生にも十分対応できるだけの幅広い内容の科目を用意した。教育研究の柱となる専攻分野としては、高度な研究能力を有する薬剤師となることを希望する学生が専攻しやすい分野として分子病態解析学、神経病態制御学、微生物・寄生体学、レドックス生物学、臨床ゲノム薬理・分子薬物動態学、呼吸器疾患病態治療学、応用医療薬学を、臨床経験を有する薬学研究者となることを希望する学生が専攻しやすい分野として医薬品化学、創薬化学、天然薬物学、微生物制御学、免疫制御学がある。

テーマの探索・設定、研究内容・計画の策定、研究の実施、研究成果の取りまとめ・公表を通じて、独立した研究者となるに十分な知識・技能・態度を修得する。

医学部・医学研究科と共同研究する研究室においては、薬学研究科の大学院生が臨床医学・基礎医学の知識・研究手法を修得することを促進する目的で、薬学研究科の教員の指導のもとに、医学部・医学研究科の研究室や兵庫医科大学病院で研究を行う場合もある。医学と薬学の境界領域において研究活動を行うことにより、薬学研究と医学研究の橋渡しを行うことのできる人材を養成する。

この科目で兵庫医科大学病院をはじめとする医療施設で患者データを扱って臨床研究を行う際は、適切な倫理審査を行う。これまで兵庫医科大学は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」並びに「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に則った研究を実施するにあたり、『兵庫医科大学 倫理審査委員会』、『兵庫医科大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会』にて審査してきた。一方、兵庫医療大学では「兵庫医療大学 倫理審査委員会」「兵庫医療大学 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会」で倫理審査を行ってきた。どちらの委員会も外部の学識経験者や一般の立場を代表する者も含めて組織され、適切に運用されてきた。両委員会の規程を【資料5】及び【資料6】に添付する。

2 大学統合後も同様の審査体制を維持し、公正な研究を行う所存である。

【資料5 兵庫医療大学倫理審査委員会規程】

【資料6 兵庫医療大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程】

IV 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

「教育課程等の概要」に示すとおり、専門基礎科目（4単位）、専門演習科目（8単位）、研究指導科目（18単位）をもって構成する。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

① 指導教員の決定

入学志願者に対して、大学院研究科ホームページ及び入学案内パンフレットにおいて本研究科における教育及び研究体制を広く周知し、教員の専門分野及び担当する授業科目と研究活動を適切に開示する。また学生募集要項には志願者が出願に先立って必ず志望する研究指導科目の担当教員に相談することを明記し、志願者が担当教員との十分な意見交換の後に志望する研究指導科目を選択できるよう指導する。また入学後のガイダンスで研究科が定める教育課程及び指導を受ける研究課題等について説明を行い、事前の相談に基づいて指導教員を決定する。

② 履修指導、研究指導・論文指導

入学後のガイダンスにおいて、研究科の教育課程と研究科が定める修了要件を明示し授業科目（専門基礎科目、専門演習科目、及び研究指導科目）の単位取得や指導教員による研究指導を受けるために必要な履修指導を実施する。併せて、課程修了までの凡そのスケジュールと履修モデルを例示する。

研究指導及び論文指導に当たっては、指導教員は担当する学生の学問的な背景や能力及び適性等を十分に考慮し、高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者及び薬学研究者の育成を目指した指導を行う。

(3) 修了要件

研究科が定める教育課程（専門基礎科目、専門演習科目、及び研究指導科目）を履修して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び試験に合格することとする。

(4) 修了までのスケジュール表

入学後4年間のスケジュールは【資料7】のとおりである。

【資料7 修了までのスケジュール表】

(5) 履修モデル

薬学研究科の特徴を盛り込んだ履修モデルを【資料1】に示す。

2つの履修モデルの違いは選択する演習科目と研究科目の違いによる。高度な能力を持つ薬剤師として将来臨床現場で研究活動を行うものに適すると考えられる演習科目・研究科目を履修モデル(1)に、臨床経験を有する薬学研究者として企業や大学で研究活動を行うものに適すると考えられる演習科目・研究科目を履修モデル(2)に配置している。

どちらの履修モデルも基礎科目は共通している。将来薬剤師として臨床研究を行う者も大学や企業の研究所で基礎的研究を行う者も共通して学んでおくべき最先端の知識を基礎科目として配置している。

【資料1 履修モデル】

(6) 学位論文審査体制、学位論文の公表方法等について

本研究科では、博士論文審査は、専門分野の知見と研究業績を有し、当該研究方法に卓越した研究実績を持つ教員を主査(1名)・副査(2名)とし、それらによる審査委員会を設置し、厳正に可否の審査を行うと共に、公開で発表の場を設け、他の専門分野から助言を受けて研究の質向上を図ってきた。学位申請者の研究指導教員は審査委員になれないように定め、審査の公正性を担保してきた。

論文審査基準は、履修要項に下記のように明記し、学生に周知している。

(4) 薬学研究科論文審査基準

以下に掲げる学位論文審査基準に従い審査を行い判定する。

- ①薬学の研究として意義があり、課題が適切である
- ②十分な文献検討が行われている
- ③研究目的が明確である
- ④研究目的に沿った研究方法が適切に用いられている
- ⑤実験方法・データ収集方法が適切である
- ⑥データの分析方法が適切である
- ⑦適切な文献を用いて妥当な考察を行っている
- ⑧一貫性・論理性のある論文である
- ⑨論文としての形式が整っている
- ⑩倫理的事項が遵守されている

各基準の審査を経て博士論文として合格とする。ピアレビューのある雑誌に筆頭著者として

投稿し掲載を許可された原著論文を基盤とする博士論文を審査の対象とする。また、最終試験を実施し、学位申請者が下記のディプロマ・ポリシーを満たしているかどうかを確認したうえで、研究指導科目である医療薬学特別研究の単位を認定している。

＜兵庫医療大学薬学研究科ディプロマ・ポリシー＞

本研究科所定の単位を修得し、以下の目標を達成した学生の修了を認め、博士（薬学）の学位を授与する。

1. 自立した薬学研究者として活動するために必要な専門的知識を有する。
2. 学術論文等から修得した医療薬学に関する最先端の知識を基に、他者の研究を理解し、かつ批判的に吟味できる能力を有する。
3. 医療の抱える問題点を自ら見出し、それに基づき検証可能な薬学的課題を設定する能力を有する。
4. 薬学的課題を解決するために必要な技能と意欲を有する。
5. 研究成果を論文などとして発表することができる。

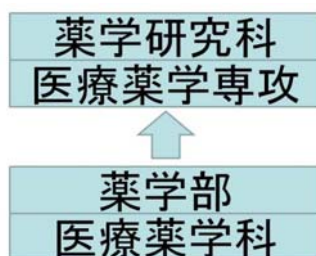
合格と判定された博士論文については、全文を機関レポジトリにおいて閲覧することができるようにしている。

以上のような学位論文審査体制、学位論文の公表方法を2大学総合後も続けていく。

V 基礎となる学部との関係

本研究科は、薬学部医療薬学科を基盤としており、高度な研究能力を有する薬学研究者の養成を目指す（図1）。

＜図1＞ 既設学士課程との関係



VI 「大学院設置基準」第2条の2項又は第14条による教育方法を実施する場合

(1) 修業年限

修業年限は原則的には4年とするが、最大8年までとすることができる。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導に関しては、研究科の教育課程と研究科が定める修了要件を明示し、授業科目（専門基礎科目、専門演習科目、及び研究指導科目）の単位取得や研究指導科目の単位取得に必要な指導を実施する。

研究指導に関しては、指導教員との十分な意見交換の後に志望する研究指導科目を決定し、さらに、学生の学問的な背景や能力及び適性等を十分に考慮した上で、高度な研究能力を有する薬剤師、薬学教育者及び薬学研究者の育成を目指した指導を行う。

臨床現場に関連した研究に関しては、病院などの医療現場と密な連携と協力のもとに、また企業等に関連した研究に関しては、関係研究所と密な連携と協力のもとに、研究指導を行う。

(3) 授業の実施方法

授業については、社会人入学生が無理なく履修できるように平日の夜間、夏期、冬期、春期、土曜日を中心に開講する。また新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い、本研究科もオンライン授業を実施する必要から、兵庫医療大学大学院学則第12条に令和2年4月1日から以下のように第2項を追加した。

社会人学生の利便性も考慮し、今後もオンライン授業を積極的に実施していく。

(教育方法)

第12条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導等により行うものとする。

② 本学が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(4) 教員の負担の程度

基本的な時間割は【資料8】に示すように、講義科目の開講期・開講曜日を工夫し、教員の負担が週40時間を大きく逸脱しない体制をとり、教員の負担をできるだけ抑えるよう配慮する。

特に、平日の夜間授業は、各教員の平日昼間の学部教育との重複を避け、研究室での研究指導と連動して行うものとし、教員の負担の緩和に努める。

【資料8 時間割】

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

学生には、ICカードによる図書館や情報処理施設への入退館を許可し、夜間や土曜日にもそれら施設が利用できるようにする。大学での電子メールサービス等を行い、電子ジャーナル

等にもアクセスできる環境を提供する。

(6) 入学者選抜の概要

アドミッション・ポリシー、出願資格、及び選抜方法については、「Ⅷ 入学者選抜の概要」を参照されたい。

(7) 必要とされる分野であること

高齢化社会を迎え、医療に対するニーズは高まる一方であり、それに応えるためにすべてのメディカルスタッフの質の向上が求められている。特に、近年の医療の高度化に伴い、医療現場において高度な医療を実践する人材の要求が高まっているが、医師の供給だけでは追いつかず、高度な知識と判断力を有する薬剤師の育成が必要である。さらに、教育や研究に携わった経験のある薬剤師も極めて少なく、大学においても6年制薬学部教育を担う実務家教員の絶対数も不足している。また、新薬開発のアイデアは臨床現場に多くあるが、医薬品の開発者と医療者との交流はきわめて乏しい。臨床薬剤師として抱いた問題点を医薬品の開発研究に反映させるためには、両現場のブリッジングを行える薬学研究者の育成が必要である。本研究科は、6年制薬学部の上に立つ大学院として、高度な研究能力を有する薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者を養成する課程であり、社会的ニーズが高い。特に、高度な知識、判断力、研究力を有する薬剤師、臨床経験を有する薬学研究者の養成は学部教育だけで完結するものではなく、大学院博士課程を置き、人材の育成を推進することは時代の要請であり本学の使命と考える。

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、入学者は以下のように推移している(定員3名)。平成25年度3名、平成26年度2名、平成27年度3名、平成28年度3名、平成29年度1名、平成30年度1名、平成31年度1名、令和2年度3名である。平成29年度～令和元年度は入学者が1名しかない状態が続いたため、令和元年度に受審した大学基準協会の認証評価では「薬学研究科においては、社会の環境変化に伴う大学院のニーズを検討し、定員充足に向けた取組みを行うことが望まれる。」との提言が示された。

オープンキャンパスの実施、個別相談会の開催、卒業生への働きかけなど様々な取り組みの成果が実り、令和2年度には定員を満たすことができた。本学薬学部の卒業生が、業務を一通りこなせるようになり、自分の将来のビジョンを考えたとき、大学院に進学して博士号を取得することを志す者が増えてきており、今後も入学者の確保は可能と考える。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況

教員は、学部教育と大学院教育を兼ねることになる。個々の教員の大学院教育と学部教育の担当比率に大きな偏りがないように考慮することで、教員全員が大学院教育に参加できる体制をと

る。

VII 入学者選抜の概要

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科においては以下のとおり入学者の選抜を行っている。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、同様の選抜方法で適正な実施を行っていく。

(1) 入学者受け入れ方針

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では以下のようなアドミッション・ポリシーを掲げている。

本研究科の理念に共感し、高度な研究能力を有する医療専門職者、そして医療薬学の問題を解決したいと願う薬学研究者をめざす以下のような人材を求めます。

1. 高度な研究能力を獲得する基盤となる薬学に関する基礎知識を有する人
2. 薬学に関する最先端の情報を獲得するために必要な外国語の能力を有する人
3. 医療の現場における問題点を明確化し、それを解決する研究能力を身につけたいという意欲を有する人

統合後もこのアドミッション・ポリシーを維持したい。

(2) 入学資格

薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- 2 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 3 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号又は第2号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(3) 選抜方法、選抜体制

薬学研究科医療薬学専攻の入学定員は3名とする。その理由は、個々の学生に緻密な研究・論文指導を行う計画であり、指導できる学生数が限られることから、適切な入学定員として3名と

決定する。

選抜方法としては、(1)の項目で記載したアドミッション・ポリシーを実現すべく、下記の科目の試験により行う。

1. 専門科目：高度な研究能力を獲得する基盤となる薬学に関する基礎知識を判定する
2. 外国語：薬学に関する最先端の情報を獲得するために必要な外国語の能力を判定する
3. 面接：医療現場における問題点を明確化し、それを解決する研究能力を身につけたいという意欲を持っているかどうかについて判定する

なお、出願に際して、入学志願者は希望する専門分野の指導教員との事前相談を必須とし、専門演習科目・研究指導科目の選択、希望する研究分野の履修可能性等を明確にした上で選抜を受ける。

選抜方法は、14条特例の適用の如何を問わず同一とする。

(4) 社会人に対する選抜の上での配慮等

社会人が受験しやすいように、学力検査と面接の日程を土・日・祝日に設定する。

VIII 教員組織の編成の考え方及び特色

開学以来、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科の教員組織は教授・准教授・講師・助教の構成とし、博士の学位取得者及び同等の業績を有する者により本研究科の教育・研究を担当してきた。大学院博士課程の中核となる研究指導科目は、豊富な教育・研究業績を有する教授・准教授を中心に担当し、研究遂行能力を高める演習科目には講師・助教が加わり手厚い教育・指導体制をとった。また、大学院教育と学部教育の担当比率を考慮することで特定の教員に負担が集中しないようにした。

完成年度を迎えたのち、平成29年度からは独自の基準を設定し、研究指導教員、研究指導補助教員に関しては、薬学研究科委員会で審査の上認めることとした。その基準は以下のとおりである。

<薬学研究科における研究指導教員の教員審査について>

兵庫医療大学大学院薬学研究科で研究指導することを希望する教員は、所定の教員審査の様式(1. 研究指導教員申請書、2. 文部科学省に提出する教員個人調書)に必要事項を記入し、薬学研究科委員会に提出し、審査を受け、認められなければならない。

その際の認定基準を以下のように定める。

- ・兵庫医療大学大学院薬学研究科で研究指導する教員は、原則として博士の学位を有し、兵庫医療大学の専任の教授、准教授、もしくは講師であること。
- ・独立して研究指導を行い、学位論文を指導する資格を持つ教員（所謂〇合教員）の基準は、査読のある雑誌に掲載された論文が10本以上あることとする。ただし、そのうち2本は、審査時の5年以内に筆頭著者もしくは責任著者として掲載されたものであることとする。
- ・独立して研究指導を行い、学位論文を指導する権限を持つ教員の補助として研究指導に当たるもの（所謂合教員）の基準は、査読のある雑誌に掲載された論文が5本以上あることとする。ただし、そのうち1本は、審査時の5年以内に掲載されたものであることとする。

以上の基準に加え、外部資金獲得の実績、学部における研究指導の実績等を踏まえて、総合的に研究指導教員としての適格性を薬学研究科委員会で審査する。

教員組織の編成の考え方をさらに明確にするために、平成31年12月に兵庫医療大学薬学研究科は教員組織の編成方針を下記のように定めた。

1. 兵庫医療大学における教員組織の編成方針を原則とし、兵庫医療大学が求める教員像の要件を満たす教員をもって編成する。
2. 兵庫医療大学薬学研究科の理念・目標及び3つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針・入学者受入れの方針）に基づく教育・研究活動を適切に実施するための教員組織を編成する。
3. 薬学研究科の卒業認定・学位授与の方針を満たす学生を育成するために、高い倫理性、十分な学識・研究能力を有し、高い学生指導能力をもつ教員を当てる。
4. 薬学部の教員を兼任する場合は、薬学部の教員組織編成方針にもかなう者でなければならない。
5. 薬学研究科として求められる専門性に基づき、諸分野のバランスを考慮した教員組織を編成する。
6. より専門的な知識の教授、及び教育内容の多様性を確保するために、適宜、非常勤講師、兼任教員など、必要な人材を教育組織に加える。
7. 全学的なFDに加えて、薬学研究科独自のFD活動を組織的かつ継続的に実施し、教員の資質向上を図る。

この教員組織の編成方針を2大学統合後も維持し、適切な教員組織の編成に努める。

なお、薬学研究科を担当する教員の年齢構成は、「専任教員の年齢構成・学位保有状況」に示

すとおり、30～60歳代に分散しており、定年退職年齢が分散するため、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を損なうことはない。

IX 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部並びに大学院 薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科を設置している神戸キャンパスは、神戸市中央区港島（ポートアイランド）に位置している。キャンパス全体の校地等の総面積は49,138.25㎡で、神戸の中心地からのアクセスが良好なポートアイランドには本学以外にも大学があり、研究・教育活動等で連携する文教ゾーンである。

また、本法人本部、医学部及び兵庫医科大学病院のある西宮キャンパスからは、車で約30分、公共交通機関で約60分の距離にあり、教育、研究、課外活動等あらゆる面での協力体制、相互交流を充実させることができる。

附属施設（薬用植物園）を除く敷地面積は、収容定員上の換算で学生1人当たり約30㎡と大学設置基準に定められた10㎡の約3倍の面積を有しており、屋外の芝生広場等、敷地内における学生の憩うスペースも十分確保されている。

また、レストラン、M棟・G棟ラウンジの開放により、屋内における学生の居留スペースにも十分な配慮を行っている。

運動スペースについては、体育館（G棟アリーナ）があり、体育の授業やクラブ・サークル活動として利用する。

また、敷地内にミニグランド、テニスコートなどを備えている。

(2) 校舎等施設の整備計画

神戸キャンパスは、主たる校舎として4棟の建物を有し、その大部分を校舎等のスペースに充当している。

Port Wing（P棟）には、事務室、レストラン・売店・書店等の厚生施設、オクタホール（講堂）、図書館、ラーニングスクエア、グループ学習室等を配置。

Mt. Wing（M棟）には、講義室、各種実習室、教員研究室、臨床薬学研修センター、カンファレンスルーム等教育施設を配置。

Garden Wing（G棟）には、動物実験センター、RI実験センター等の特殊実験室、先端医薬研究センター、共同機器室、薬学部研究室、リハビリテーションラボ等を配置。

Garden Wing Arena（G棟アリーナ）には、アリーナ、多目的ホール、スタジオ、アトリエ工作室等を配置。

施設配置の考え方は、医療関係3学部を併設する教育・研究上の強みを活かし、ボーダレスな教育を志向することにとめない、学部固有のスペースを極力排し、学生、教員とも学部間の交流が容易に図り得る施設設備を行っている。

いずれの学部も講義に加えて演習・実習による講義形態の科目の比重が大きく、講義室とともにこれら演習・実習に対応した各種実習室を整備する。学部横断的な学科目も多数配していることもあり講義室は3学部の共同利用とし、また、学部間で跨る教育研究の促進のための共同機器室・実験室の設置など、効率性にも繋がる施設設備を行っている。

また、各棟には、学生教職員が、憩い、コミュニケーションを図る場としてのラウンジスペースを随所に確保し、特にM棟及びG棟4階の教員研究室スペース周辺には、学生指導、教員間のコミュニケーションの確保のためのスペースを十分に確保し、開かれた環境を重視している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

現行の兵庫医療大学の図書館は、現在、兵庫医科大学及び兵庫医療大学の2大学が共用する図書館としてすでに運用している。

図書館はP棟3階に位置し、面積は2,795.24㎡、閲覧席は408席（学生収容定員数1,664名に対し24.5%）を有しており、学生・教員の教育研究の場として十分な座席数を確保している。

館内には、グループ学習室20室、ラーニングコモنزとして「ラーニングスクエア」も設置しており、アクティブラーニングなど多様化する「学び」を支える場を提供している。

収容可能冊数は約88,000冊で、現在、和書約28,000冊、外国書約6,000冊、学術雑誌約480種（電子ジャーナル除く）、視聴覚資料約1,700点を所蔵している。教育研究・自学自習に必要な最新図書の収集は、シラバス掲載の教科書・参考書の購入及び図書館委員会を中核とした選書により行われ、各学部の専門分野及び必要性を考慮して整備している。

兵庫医科大学に薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科の設置を計画するにあたり、現行の兵庫医療大学の上記資料及び兵庫医療大学として契約していた電子リソース（電子ジャーナル・データベース・電子書籍）についても、引き続き契約し、神戸キャンパス、西宮キャンパスの両キャンパスで活用することとする。電子リソースは、SSL-VPNを利用して学外からのアクセスも可能としている（【資料9】参照）。さらに、医中誌Web、SciFinder等のデータベースの検索結果から、電子ジャーナルや電子ブック・OPAC・CiNii Books・CiNii Articles・Webサーチエンジン等、利用者が求める最適な資料へと購読状況などの状況判断をしながらナビゲーションするリンクナビゲーションシステム「ExLibris SFX」も導入しており、学生・教員の利便性を高めている。

また、国立情報学研究所目録所在情報サービス「NAC S I S - C A T / I L L」に参加しており、「NAC S I S - C A T」により形成されている総合目録データベースのデータを利用することで、本学の蔵書目録データベースを構築し、蔵書検索を可能にしている。さらに、「NAC S I S - I L L」により、全国の I L L サービス参加大学機関図書館間での相互貸借サービス（文献複写・現物貸借）を可能としている。

他大学の図書館等との協力については、日本図書館協会、私立大学図書館協会、日本看護図書館協会、大学図書館コンソーシアム連合（J U S T I C E）、オープンアクセスリポジトリ推進協会に加盟し、情報交換や実務研修、相互利用等で連携を図っている。

【資料9 電子リソースリスト】

（4） 大学院学生の研究室（自習室）等の整備計画

薬学研究科博士課程は、1学年3名（4学年合わせて12名）の定員であり、4学年で大学院生研究室（自習室）として1室を整備する。大学院生1名ごとに机、椅子、書庫、ロッカーを設備し、共有のパソコン2台、プリンター2台を設備する。また、M棟1階に設置されている情報処理演習室1・2の利用も可能であり、キャンパス内の無線LANも利用可能である。よって、自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できるものと考えられる。

講義室については大学院専用の講義室や学部共用の講義室を使用し、学びに必要な備品等を整備している（【資料10】参照）。

【資料10 大学院学生研究室等整備状況】

X 管理運営

統合後の兵庫医科大学の教学面の管理運営は、大学の代表で包括的責任者である学長の下に、学長が必要に応じて置く職務毎の副学長（5名以内）及び各学部の学部長（大学院研究科長を兼務）を置く体制とする。

学長が教育研究事項に係る決定を行うに当たり意見を聴く目的で学部教授会及び研究科教授会並びに大学運営会議を置き、大学の意思決定がより効果的に行えるガバナンス体制とする。

大学運営会議は、大学全体の重要事項を審議するとともに学部間・研究科間の調整等の役割を果たし、教授会の運営等については、教授会規程で規定された学長との事前協議を通して学長・学部長間の意見調整が図られる。

大学院の管理運営について、現在の兵庫医療大学では大学院の各研究科委員会（教授会相当）の上位に「兵庫医療大学大学院運営委員会」を置き、大学院全体の運営等の共通事項を協議する体制とし大学院の独立性を確保している。統合後、大学院全体の管理運営、大学院各研究科間の

調整等の協議は、当面、大学運営会議において行う予定とする。

(1) 研究科教授会

大学院学則第11条第1項に基づき各研究科に設置する研究科教授会は、次の者をもって構成し、研究科長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、必要があるときは随時開くことができる。

医学研究科：

研究科長及び専任の教授

薬学、看護学及び医療科学研究科：

研究科長並びに研究指導教員又は研究指導補助教員である専任の教授、准教授及び講師

研究科教授会は同条第3項に基づき、次の事項を審議し、学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、進級、卒業及び課程の修了に関する事項
- 2 学位の授与に関する事項
- 3 学生の身分に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 教員の人事に関する事項
- 6 研究に関する事項
- 7 教育研究に関する規程の制定、改廃に関する事項
- 8 学位論文に関する事項
- 9 研究科の運営に関する重要な事項
- 10 その他学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と定めた事項

同条第4項に基づき、その他、学長及び研究科長の求めに応じ、教育研究に関する事項について審議し意見を述べることができる。

(2) 大学運営会議

学則第16条に基づき、大学の重要事項を審議する会議体として大学運営会議を置き、学長、副学長及び学部長をもって構成する。役割は兵庫医科大学運営会議規程第2条に規定する事項を審議し、学長が当該事項の決定を行うに当たり意見を述べることとする。

同会議は学長が議長となり、原則として月1回定例開催するほか、臨時に開催が必要な場合は、

学長が召集することができる。

- 1 将来計画に関する事項
- 2 教育研究活動に係る基本方針及び計画に関する事項
- 3 入試に関する基本方針に関する事項
- 4 学則その他重要な規程等の制定及び改廃に関する事項
- 5 教育研究予算に関する事項
- 6 内部質保証に関する事項
- 7 教員その他重要な人事に関する事項
- 8 学部間、研究科間の調整に関する事項
- 9 その他学長が必要と認める重要事項

(3) 各種センター、委員会等

現行の庫医療大学では、平成19年度の開学以来、チーム医療を支える人材の養成のために、3学部との密なる連携によるボーダレスな教育体制の下、融合的・連携教育プログラムを提供するとの方針で、大学全体に関わる主要事項を審議する委員会等（学生委員会、教育委員会、研究委員会、入試センター運営会議、広報委員会、内部質保証委員会など）は、各学部からの選出委員で構成する全学委員会として設置し、更に学部独自での審議は各教授会の下に関連する委員会を設置してきた。一方、兵庫医科大学は医学部単科のため、殆どの委員会等を教授会の下に設置しているが、大学統合後は、両大学の現状を踏まえながら、委員会の目的に応じて、全学、キャンパス毎又は学部独自での委員会の設置を整備する。

その中で、多職種連携教育の更なる推進、附属病院での臨床実習管理統括等を目的とした「臨床統教育統括センター」、学部教育の充実、改善に特化した「薬学教育センター」の設置などの組織再編を図る。

X I 自己点検・評価

(1) 目的

本学では、兵庫医科大学学則第3条第1項に、本学はその教育研究水準の向上を図り、大学の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すると規定し、大学院学則第4条にも同様に規定している。また、学則第3条第2項には、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表すると規定している。

(2) 実施体制等

現行の兵庫医科大学では、学長を議長とする「兵庫医科大学内部質保証会議」が次に掲げる事項を審議し、各学部・研究科、委員会等に対して、同会議が示す方針及び年度毎の課題についての自己点検・評価の実施を指示し、その結果について報告を受ける。その結果は年次報告書の作成等に活用するとともに、自己点検・評価の実施方法、評価項目の活用等を見直し、必要に応じて改善方策を策定の上、各学部等へ助言・改善に努めている（【資料1 1】【資料1 2】参照）。

(審議事項)

- ① 自己点検・評価及び内部質保証の実施体制に関する事項
- ② 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
- ③ 本学の使命や各種方針・ポリシーの点検・策定に関する事項
- ④ センター及び委員会等の自己点検・評価の総括に関する事項
- ⑤ 自己点検・評価年次報告書の作成及び改善方法の策定に関する事項
- ⑥ 学校教育法に定められた認証評価などの外部評価に関する事項
- ⑦ 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓蒙活動に関する事項
- ⑧ その他自己点検・評価及び内部質保証に関する事項

現行の兵庫医療大学では、内部質保証担当副学長を委員長とする「内部質保証に関する委員会」において、学部長、研究科長、委員長等を責任者とする各部局内の内部質保証委員会等が認証評価（第3サイクル）の基準及び自己点検・評価項目を基本として、該当項目について実施する自己点検・評価結果の報告を受け、全体の内部質保証委員会において、助言・改善等のフィードバックを行っている。これらの報告等は担当副学長から学長に報告される（【資料1 3】参照）。

(点検評価の基準) ①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務

統合後の兵庫医科大学においては、上記の内部質保証会議及び各学部、研究科、委員会等による自己点検・評価について、兵庫医療大学で実施していた点検評価項目を加味した上、全学内部質保証システムを再整備する。また、兵庫医科大学内部質保証会議が取りまとめた報告に対して、第三者（教職員、学生、同窓会会員、学外評価者等）の視点による客観評価を行う「兵庫医科大学内部質保証評価会議」は継続して設置し、統合後の組織に対応するよう改正のうえ、内部質保証の質の維持及び向上を図る。

また、各学部、研究科単位で実施する自己点検・評価については、それぞれの分野での外部評価を踏まえた独自の点検項目も加えることとする。

【資料1 1 兵庫医科大学内部質保証会議規程】

【資料1 2 兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規】

【資料 1 3 兵庫医療大学の内部質保証に関する規程】

(3) 認証評価及び公表

最新の大学認証評価については、兵庫医科大学は平成 29 年度（第 2 期）に、兵庫医療大学は令和元年（第 3 期）に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、ともに同協会が定める大学基準に適合しているとの認定を受けている。統合後は、兵庫医科大学での受審サイクルにより認証評価に対応する予定となる。

また、各学部・学科のそれぞれの分野における教育評価機構等の外部機関により実施される分野別認定の結果も併せて、現状どおり大学ホームページ上に公表する。

X II 情報の公表

現行の兵庫医療大学大学院の薬学研究科では、大学ホームページを活用して、情報を公表してきた。建学の精神をはじめ、理念、教育目的、カリキュラム、シラバス、学則、専任教員のプロフィール・研究テーマ・研究業績、認証評価報告書、大学の基本的な情報、学生数、教職員数、入試情報、就職及び財務に関する情報などを公表している。

さらに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく情報についても、大学ホームページに「情報の公表」のページを設け、公表している（【資料 1 4】参照）。

統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、同様の情報を適正に公表していく。

【資料 1 4 「学校教育法施行規則第 172 条の 2」等に規定する教育情報の公表について】

X III 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 基本方針

本研究科の目的は「薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。」である。この目的を実現するためには、絶えず教育研究水準の向上や教育内容及び教育方法の改善を図らなければならない。大学設置基準第二十五条の三に「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」とある。設置基準に従い、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、設置当時から、薬学部と協働してファカルティ・ディベロップメント（FD）に取り組んできた。

統合後は、兵庫医科大学として全学的な実施体制（仮称：FD・SD統括本部）を整備し、両大学が既に実施している研修等各種取組の充実・改善を図り、更なる教職員の資質向上を目指す。

(2) 組織的な研修等の実施体制（FD・SD）

教育内容等の改善を図るための組織として、学部等の教育体制の支援を目的とする「教育支援室」にFD・SD部門を設置し、学内で開催されるFD・SD研修等の情報を収集・管理し、新たな研修企画等に役立てている。

具体的には、同部門が毎年度、全教員（事務職の管理監督職を含む。）を対象に開催する「全学FD・SDワークショップ」の企画・実施をはじめ、各学部・研究科が独自で企画・開催する研修、管理運営に係るSD研修等について、年間実施計画、実施内容（実施日、テーマ、参加者等）の提出を求め、それらの情報を把握したうえ、関係会議等への報告している（【資料15】【資料16】参照）。

また、各学部等が個々に開催する学外講師を招聘しての研修会、事務部門が実施する管理運営に必要な知識・能力の向上のためのSD研修なども、テーマに応じて学内Web上に公開し、多くの教職員が参加できる状況にある。また、法人部門、兵庫医科大学及び附属病院が主催する医学・医療、管理運営に関わるFD・SD研修についても、部門、学部等を超えて共有すべきテーマでは法人内Web上に公開されることで各キャンパスからの教職員も参加できる。

事務職員に関しては、全員が法人事務局に所属しており、新人研修、階層的研修の他、個々のスキルアップ、業務知識の向上を図るため、学内外での各種研修、講演会等への参加を研修・自己啓発活動状況として個人データベースに記録する制度も構築しており、対象イベントの開催は学内周知され、研修の機会を提供している。

【資料15 兵庫医療大学教育支援室規程及び同部門内規】

【資料16 2019年度FD・SD研修会等実施一覧】

(3) 大学院独自の研修等の実施

兵庫医療大学が令和元年度受審した大学基準協会による認証評価結果において、「修士課程・博士課程全体又は各研究科として、教育改善に関する固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。」との改善課題が付された。

そこで令和元年11月14日に大学院独自のFD活動として、「アンガーマネジメント&アサーティブコミュニケーション」をテーマに講演とグループディスカッションを行った（【資料17】参照）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施が遅れていたが、令和3年2月25日に大学院FD講演会を行った（【資料18】参照）。

【資料17 令和元年度FDセミナー案内】

【資料18 令和2年度FDセミナー案内】

(4) 活動計画

① 研究会・研修会・講習会の実施

令和2年4月に、薬学部FD委員会とは独立した薬学研究科FD委員会を設置した。この委員会を中心に、本研究科で、全学や薬学部のFD活動とは独立して、教育力や研究能力の向上のため、その目的に応じ、学内外の専門の講師による研究会、研修会、講演会、ワークショップ、グループ討議、研究報告会等を開催する。令和3年3月11日に大学院研究セミナー兼大学院特別講義を行った（【資料19】参照）。

【資料19 令和2年度大学院研究セミナー案内】

② 研究活動の成果報告

各研究科のホームページで適宜活動報告を行うと共に、毎年まとめている大学年報に大学院の成果も加えて外部に公表していく。

XIV 転入学する学生への措置について

(1) 学生、保護者、入学志願者、卒業者等への周知について

法人内の2大学を統合するため、令和4年度に兵庫医科大学（医学部）及び兵庫医科大学大学院（医学研究科）に3学部（薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部）及び3研究科（薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科）を設置し、現行の兵庫医療大学（薬学部、看護学部及びリハビリテーション学部）及び兵庫医療大学大学院（薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科）を廃止する。

廃止する兵庫医療大学及び同大学院に在籍する学生については、兵庫医科大学に設置する学部学科及び同大学院研究科へそれぞれ転入学させる計画であり、学生、保護者、卒業生、入学志願者等に周知、説明している。

学生に対しては、令和元年12月20日開催の大学統合に関する説明会において、学長が直接2大学の統合計画の経緯、概要等を説明のうえ、統合後も教育研究活動は基本的にはこれまで通りの形で行う旨を併せて説明をした。また、同月内に保護者・学部生宛及び大学院生宛に、それぞれ、「兵庫医科大学と兵庫医療大学の統合について（お知らせ）」の説明文書を郵送した。更に、令和2年8月下旬からは、学内Web上に学長のメッセージ動画を掲載し、周知を図った。

保護者に対しては、上記の説明文書送付の他、令和2年1月25日開催の3学部保護者会役員会において、学長が直接説明を行い、質疑応答の場とした。

卒業生に対しては、令和元年12月に同窓会役員宛及び同窓会員（全卒業生）宛に統合計画の概要に係る説明文書を送付した。

また、対外的には、令和2年1月10日付のニュースリリースに合わせて、ホームページ及び学

内インフォメーションボードに統合の経緯、概要を常時掲載し周知を図っている。

兵庫医療大学の入学志願者に対しては、大学案内、資料送付用の保護者宛のリーフレット、高校訪問時の進路指導担当者宛のリーフレットに大学統合の情報を記載し、入学予定者には大学統合計画の概要の資料を配付して広く周知している。今後とも学生、保護者、入学志願者、卒業生等に対して、各々が関係する行事等において、又はホームページ上等で必要情報を順次、発信していく。

(2) 転入学に伴う教育方法等の担保

設置する薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科を開設する令和4年度に、現行の兵庫医療大学大学院から転入学する学生については、設置後の兵庫医科大学大学院学則において教育方法、教育課程、修了要件等での変更はないが、統合に際して各研究科の入学金、授業料及び教育充実費の区分の金額を変更（合計額では薬学研究科は減額、他の2研究科は同額）することから、同大学院学則の附則に「2022年度に兵庫医療大学大学院から、本学の薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科に転入学した学生についての別表2の授業料及び教育充実費は、兵庫医療大学大学院入学時の金額を適用する。」と明示している。また、転入学生の兵庫医療大学大学院における修業年数及び在学年数並びに修得単位等については、設置後の兵庫医療大学大学院に継承する。

その他、設置後も校地・校舎等の施設設備、教員等も同一性を保持するため、修学のための履修・研究指導、健康管理、ハラスメント対策及び障がい学生への支援、就職活動支援、危機管理等、これまで兵庫医療大学が提供してきた学生生活支援サービスは継続して実施する。

以上のとおり、転入学する学生への教育条件の維持及び学生支援等については、万全を期することとする。

資 料 目 次

- 【資料1】履修モデル
- 【資料2】薬学研究科に関するアンケート
- 【資料3】薬学研究科進学意向調査（薬学部第5学年次生）集計表
- 【資料4】薬学研究科カリキュラムマップ
- 【資料5】兵庫医療大学倫理審査委員会規程
- 【資料6】兵庫医療大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程
- 【資料7】修了までのスケジュール表
- 【資料8】時間割
- 【資料9】電子リソースリスト
- 【資料10】大学院学生研究室等整備状況
- 【資料11】兵庫医科大学内部質保証会議規程
- 【資料12】兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する規程
- 【資料13】兵庫医療大学の内部質保証に関する規程
- 【資料14】「学校教育法施行規則第172条の2」等に規定する教育情報の公表について
- 【資料15】兵庫医療大学教育支援室規程及び同部門内規
- 【資料16】2019年度FD・SD研修会等実施一覧
- 【資料17】令和元年度FDセミナー案内
- 【資料18】令和2年度FDセミナー案内
- 【資料19】令和2年度大学院研究セミナー案内

薬学研究科 履修モデル（1）

1 対象学生: 高度な研究能力を有する薬剤師となることを希望する学生

2 履修科目

区分	授業科目	1 年次	2 年次	1-4 年次	計
薬学専門 基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1			4
	先端医薬学特論Ⅱ	1			
	先端医薬学特論Ⅲ	1			
	先端医薬学特論Ⅳ	1			
薬学専門 演習科目	医療薬学演習Ⅰ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ 呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ 分子毒性学・レドックス生物学 演習Ⅰ 医薬品適正治療科学演習Ⅰ（分 子薬物動態学演習） 応用医療薬学演習Ⅰ	4			8
	医療薬学演習Ⅱ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ 呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ 分子毒性学・レドックス生物学 演習Ⅱ 医薬品適正治療科学演習Ⅱ（臨 床ゲノム薬理学演習） 応用医療薬学演習Ⅱ		4		
薬学研究 指導科目	医療薬学特別研究 分子病態解析学 神経病態制御学 微生物・寄生体学 レドックス生物学 呼吸器疾患病態治療学 臨床ゲノム薬理・分子薬物動態学 応用医療薬学			18	18
	計	8	4	18	30

本履修モデルは、高度な研究能力を有する薬剤師の育成を目的に本学薬学研究科で開講される薬学専門基礎科目、薬学専門演習科目および薬学研究指導科目を示したものである。

- ① 薬学専門基礎科目としては医学・薬学の幅広い研究分野に関する基礎的および発展的な内容を取り扱う先端医薬学特論（ⅠからⅣ）を開講する。本科目は、医学・薬学分野における基礎的な知識の習得とともに、各分野における研究活動を概観することを通じて薬学研究指導科目の学問的基盤を構築することを目的としている。
- ② 薬学専門演習科目としては、医療薬学演習（ⅠおよびⅡ）を開講する。本科目は薬剤師としての研究能力を高めることを目的として、学生ごとに定めた指導教員により、薬剤師としての研究活動に必要な医学・薬学に関する情報を的確に収集し、これを科学的に読み解く方法を習得する。また、論文紹介や研究発表を通じて研究成果を適切に報告する手法を習得する。
- ③ 薬学研究指導科目としては「医療薬学特別研究」を開講し、指導教員とともに専門分野における先端的な研究に取り組む。本科目を通じて、薬剤師として研究に取り組み臨床的な課題を解決する力と研究成果を科学論文として発表するために必要な能力を培う。

これらの授業科目から構成される教育課程を履修して 30 単位以上を習得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び試験に合格することにより、博士（薬学）の学位が授与される。なお、博士

課程の修了要件として、原則として本研究科に4年以上の在学を必要としているが、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

薬学研究科 履修モデル（2）

1 対象学生：臨床経験を有する薬学研究者となることを希望する学生

2 履修科目

区分	授業科目	1年次	2年次	1-4年次	計
薬学専門 基礎科目	先端医薬学特論Ⅰ	1			4
	先端医薬学特論Ⅱ	1			
	先端医薬学特論Ⅲ	1			
	先端医薬学特論Ⅳ	1			
薬学専門 演習科目	医療薬学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅰ 免疫病態制御学演習Ⅰ 微生物学演習Ⅰ	4			8
	医療薬学演習Ⅱ 医薬品創製科学演習Ⅱ 免疫病態制御学演習Ⅱ 微生物学演習Ⅱ		4		
薬学研究 指導科目	医療薬学特別研究 天然薬物学 創薬化学 医薬品化学 免疫制御学 微生物制御学			18	18
	計	8	4	18	30

本履修モデルは、臨床経験を有する薬学研究者の育成を目的に本学薬学研究科で開講される専門基礎科目、専門演習科目および研究指導科目を示したものである。

- ① 専門基礎科目としては医学・薬学の幅広い研究分野に関する基礎的および発展的な内容を取り扱う先端医薬学特論（ⅠからⅣ）を開講する。本科目は、医学・薬学分野における基礎的な知識の習得とともに、各分野における研究活動を概観することを通じて研究指導科目の学問的基盤を構築することを目的としている。
- ② 専門演習科目としては、医療薬学演習（ⅠおよびⅡ）を開講する。本科目は学生ごとに定めた指導教員により、薬剤師としての臨床経験を背景とする研究活動に必要な医学・薬学に関する情報を的確に収集し、これを科学的かつ論理的に読み解く方法を習得する。また、論文紹介や研究発表を通じて研究成果を適切に報告する手法を習得する。
- ③ 研究指導科目としては「医療薬学特別研究」を開講し、指導教員とともに専門分野における先端的な研究に取り組む。本科目を通じて、薬剤師としての臨床経験を有する薬学研究者に求められる研究を立案し実施する能力とともに、研究成果を科学論文として発表するために必要な能力を培う。

これらの授業科目から構成される教育課程を履修して 30 単位以上を習得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び試験に合格することにより、博士（薬学）の学位が授与される。なお、博士課程の修了要件として、原則として本研究科に4年以上の在学を必要としているが、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

兵庫医科大学 大学院「薬学研究科」(仮称、設置構想中)

に関するアンケート

～2022年4月、兵庫医科大学と兵庫医療大学は統合します～

令和2年10・11月 兵庫医科大学

2022年(令和4年)4月に、兵庫医科大学大学院と兵庫医療大学大学院は統合します。それに伴い、兵庫医科大学大学院では、現在の兵庫医療大学大学院の教育内容を継承した大学院「薬学研究科」(仮称、設置構想中)の開設を計画しております。

兵庫医科大学では、現在、学部生または、薬剤師として勤務されている皆様へ調査させていただき、構想中の「薬学研究科」(仮称)の内容をより充実したものにするための参考とさせていただきたいと考えております。なお、この調査は無記名で行います。アンケートへのご協力をよろしくお願い致します。

この調査についてご不明な点、ご質問などありましたら、お手数ですが下記にご連絡ください。

連絡先：兵庫医科大学 大学統合準備室 TEL：078-304-3007

※このアンケートに記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。

問1. あなたご自身についてお教えてください。

※回答から個人を特定することは一切ありません。

年代 (1つに○)	1. 20代	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代以上
学年・所属 (1つに○)	1. 薬学部5年生	2. 社会人(病院・診療所勤務)		3. 社会人(その他)	

【社会人】の方のみにお伺いします。

保有資格 (いくつでも○)	1. 薬剤師	2. その他()			
勤務地 (1つに○)	1. 兵庫県	2. 大阪府	3. その他()		
最終学歴 (ひとつだけ○)	1. 大学	2. 短期大学	3. 専門学校	4. その他()	

【全員】の方にお伺いします。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。

現在のあなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. ぜひ進学したいと思う 2. 機会があれば進学したいと思う 3. 進学したいとは思わない

※ ここからは、裏面の資料をご覧いただいた上でお答えください ※

兵庫医科大学では、2022年(令和4年)4月に、新しく大学院「薬学研究科」(仮称)を設置することを構想しています。

問3. あなたは、兵庫医科大学 大学院の「薬学研究科」(仮称、設置構想中)を

受験してみたいと思いますか。あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. 受験してみたいと思う 2. 受験したいとは思わない

問4. あなたが、もし兵庫医科大学 大学院の「薬学研究科」(仮称、設置構想中)を受験して合格したら、

進学したいと思いますか。あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. 進学したいと思う 2. 進学したいとは思わない

*** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。***

兵庫医科大学大学院

薬学研究科博士課程（仮称、設置構想中）の設置計画の概要

（注）概要は現在計画中の予定であり、変更される場合があります。

1. 名称 薬学研究科(博士課程)

2. 開設予定時期 2022(令和4)年4月

3. 設置の理念、養成する人材像

薬学分野において、新たな展開を目指した研究を指導、推進することを通じて、社会の期待に対応することのできる高度な研究能力を持つ薬剤師、薬学研究者を育てることを目的とする。

4. 修了後に想定される主な進路

- ①病院や薬局の薬剤師としてキャリアアップ
- ②製薬会社の研究開発者として活躍
- ③大学教員として教育に携わりながら研究を継続

5. 研究科の特徴と開設予定の授業科目

「専門基礎科目」、「専門演習科目」、「研究指導科目」の3つの科目で教育課程を編成。基礎研究から臨床研究まで多様なテーマが選べる上に、医学研究科との連携による医学と薬学を融合させた研究活動も可能です。社会人が働きながらでも学びやすいよう、共通科目は主に土曜日・日曜日に開講し、標準修業年限を超えての履修が可能になる「長期履修制度」も設けています。

- ①専門基礎科目 「先端医薬学特論Ⅰ」「先端医薬学特論Ⅱ」「先端医薬学特論Ⅲ」「先端医薬学特論Ⅳ」
- ②専門演習科目 「医薬品創製科学演習」「免疫病態制御学演習」「神経薬理・薬物治療学演習」「微生物学演習」「分子毒性学・レドックス生物学演習」「医薬品適正治療科学演習」「応用医療薬学演習」「呼吸器疾患病態治療学演習」等
- ③研究指導科目 「医療薬学特別研究」

【研究指導科目分野】分子病態解析学、天然薬物学、応用医療薬学、免疫制御学、レドックス生物学、神経病態制御学、医薬品化学、創薬化学、微生物・寄生体学、微生物制御学、呼吸器疾患病態治療学

6. 学位の名称 博士(薬学)

7. 設置場所 神戸キャンパス(兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番6)
・ポートライナー「みなとじま(キャンパス前)」駅下車、徒歩約10分
・神姫バス「ポーアイキャンパス東」バス停下車、すぐ

8. 入学定員 3人(収容定員12人)

9. 学生納付金 入学金200,000円 授業料(年額)600,000円

※本学出身者および、学校法人兵庫医科大学の教職員として通算5年以上の勤務実績のあるものについては、入学金を免除します。

<類似の他大学院研究科専攻>

神戸薬科大学大学院薬学研究科、神戸学院大学大学院薬学研究科、武庫川女子大学大学院薬学研究科

薬学研究科 進学意向調査（薬学部第5学年次生） 集計表

このアンケートは、兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向調査の一部を抜粋したものである。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。（択一）

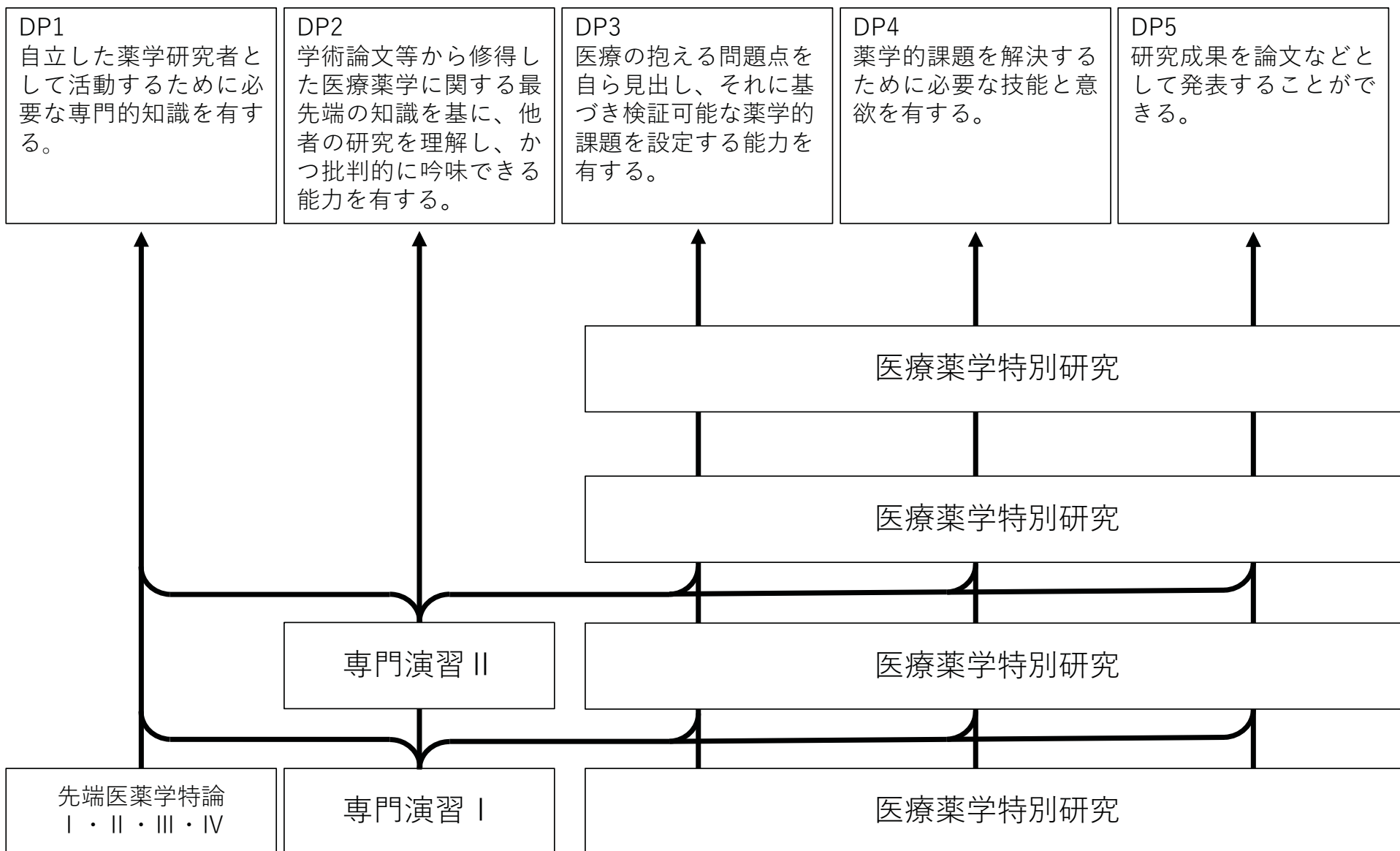
評価	調査数	有効回答件数	進学したい			進学したいとは思わない	無回答
			進学したい	ぜひ進学したいと思う	進学したいと思う機会があれば		
実数	128	108	36	7	29	72	0
%	—	100.0%	33.3%	6.5%	26.9%	66.7%	—

問3. あなたは、兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験してみたいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	受験してみたい	受験したいとは思わない	無回答
実数	128	108	23	85	0
%	—	100.0%	21.3%	78.7%	—

問4. あなたが、もし兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験して合格したら、進学したいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	進学したいと思う	進学したいとは思わない	無回答
実数	23	23	23	0	0
%	—	100.0%	100.0%	0.0%	—



兵庫医療大学倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は兵庫医療大学及び関連する施設で行われる、人を対象とした医学系研究（以下「医学系研究」という。）等がヘルシンキ宣言の趣旨及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」にそって倫理的配慮のもとに行われることを目的として、兵庫医療大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究責任者から申請された実施計画の内容について、学長の諮問に基づき、倫理的、科学的及び社会的観点から次の各号に掲げる点に留意して審査し、答申しなければならない。

- 1 研究の対象となる個人（以下「研究対象者」という。）の人権の擁護
- 2 研究対象者の個人情報の保護
- 3 研究対象者に理解を求め同意を得る方法
- 4 研究によって生じる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮
- 5 医学・医療及び社会への貢献度の予測

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第5条第1項の定める条件を満たさなければならない。

- 1 副学長、学部長、共通教育センター長又は研究科長から1名
 - 2 薬学部の講師以上の教員 1名
 - 3 看護学部の講師以上の教員 1名
 - 4 リハビリテーション学部の講師以上の教員 1名
 - 5 共通教育センターの講師以上の教員 1名
 - 6 人文社会科学の学外学識経験者 1名
 - 7 一般の立場を代表する学外の者 1名
 - 8 事務局の者 1名
- ② 委員長が必要とする場合は、学長が指名する者を前項委員に追加することができる。
- ③ 第1項及び第2項の委員は学長が指名し、委嘱する。
- ④ 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- ⑤ 委員会に欠員が生じたときは、補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- ② 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名する。
- ③ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- ④ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(議事)

第5条 委員会は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準じ、以下の条件を満たしていなければ、会議を開くことができない。

- 1 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
 - 2 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - 3 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者が含まれていること。
 - 4 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しないものが複数含まれていること。
 - 5 男女両性で構成されていること
 - 6 5名以上であること
- ② 審査対象となる研究計画に関係する委員は、当該研究計画の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、その会議に出席し、説明することを妨げない。
 - ③ 委員会は、研究責任者に委員会への出席を求め、その申請内容等についての説明あるいは意見を述べさせることができる。
 - ④ 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。
 - 1 承認
 - 2 修正した上で承認
 - 3 条件付承認
 - 4 不承認
 - 5 保留（継続審査）
 - 6 停止（研究の継続には更なる説明が必要）
 - 7 中止（研究の継続は適当でない）
 - 8 非該当
 - ⑤ 委員会は、実施中又は終了した医学系研究等について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

(迅速審査)

第6条 委員会は、委員長が指名する複数の委員による迅速審査に付すこと、その他必要な事項を定めることができる。

- ② 迅速審査に付すことができる事項は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。迅速審査された研究計画は、速やかに委員会に報告しなければならない。
 - 1 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合

- 2 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- 3 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- 4 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(専門委員)

第7条 倫理的問題の検討、或いは専門分野の事項を検討する必要があるときは、委員長は、学長と協議のうえ、第3条に定める委員とは別に、若干名を専門委員として臨時に委嘱することができる。

- ② 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門委員を出席させ、当該事項の討議に加えることができる。ただし、専門委員は審査の判定に加わることはできない。

(小委員会)

第8条 委員会は、医学系研究以外の研究計画を審査するため、各学部内に小委員会を置くことができる。

- ② 小委員会は、審査結果を委員会に報告し、承認を得なければならない。
- ③ 委員会は、小委員会の審査結果に異議あるときは再審査を請求することができる。
- ④ 小委員会に関する規程は別に定める。

(他の機関における研究にかかる倫理審査)

第9条 委員会は、学長の諮問により、他の機関で実施する研究に関する倫理審査を行うことができる。

(守秘義務)

第10条 本委員会委員及び委員会出席者は、任務遂行上知り得た情報は正当な理由なく漏洩してはならない。その職を辞した後も同様である。

(審査の公開)

第11条 審査の経過及び判定結果その他委員会に関する事項は、個人の人権若しくはプライバシー又は研究に関わる独創性若しくは知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある場合を除き、公開するものとする。

(申請手続き及び判定通知)

第12条 研究責任者は、所定の申請書に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- ② 学長は、研究責任者からの申請書を受理し、委員会に諮問するものとする。
- ③ 委員長は、審査終了後速やかにその結果を、学長へ答申するものとする。
- ④ 学長は、所定の審査に基づき、研究責任者へ研究の実施又は継続に関する通知をするも

のとする。

(実施制限及び再審査)

第13条 研究責任者は、審査結果通知書による承認を経た後でなければ当該研究を実施することはできない。

② 研究責任者は、審査の結果に異議あるときは再審査を請求することができる。

(研究の終了等に係る報告)

第14条 研究責任者は、承認された研究を終了又は中止したときには、速やかに学長に報告しなければならない。

② 研究責任者は、承認された研究を実施中、不測の結果が生じたときは、直ちに当該研究を中止し、遅滞なく学長へ報告しなければならない。

③ 研究責任者は研究期間が2年を超える場合には、研究計画の定めるところにより、学長に研究実施状況報告書を提出しなければならない。

(教育研修)

第15条 研究責任者は、医学系研究に関する倫理、その他医学系研究等の実施に必要な知識についての講習等の教育を受けなければならない。

(事務)

第16条 委員会の事務は、神戸キャンパス事務部が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学長が発議し、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年2月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年1月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

兵庫医療大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医療大学（以下「本学」という）におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めるもののほか、「ヒトゲノム研究に関する基本原則」（平成12年6月14日科学技術会議生命倫理委員会）、「遺伝子解析研究に付随する倫理問題等に対応するための指針」（平成12年4月28日厚生科学審議会先端医療技術評価部会）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日 文部科学省 厚生労働省）をそれぞれ遵守して、本学における当該研究の適切な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究試料とは、研究に用いる血液、組織、細胞、体液及び排泄物やこれらから抽出したDNA等の人の体の一部（死者から提供された試料を含む。）及び提供者の診療情報をいう。ただし、研究とその評価により学術的な価値が定まり、研究業績として十分に認められ、研究用に広く一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出したDNA等は除く。

(研究の基本)

第3条 研究は、生物学上、遺伝学上及び医学上の有意義な成果が見込まれるものでなければならない。

② 研究の実施及びその成果の応用は、倫理的、法的、及び社会的問題に十分配慮して行われなければならない。

(研究の承認)

第4条 本学の研究者は、研究を実施しようとするときは、次の各号に掲げる内容を記載した研究計画書を作成し、学長に提出しなければならない。

- 1 具体的な研究計画
- 2 予測される研究成果
- 3 研究試料提供者に対する説明事項
- 4 研究試料提供者に対して予測される不利益
- 5 研究試料の保存の必要性及びその方法
- 6 研究試料の廃棄の方法
- 7 個人情報の保護及び匿名化の方法
- 8 その他学長が必要と認める事項

② 学長は、兵庫医療大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の審査を経て、当該研究者に対し、研究の実施を承認するものとする。

③ 前項により承認された研究者（以下「研究者」という。）が研究計画を変更しようとするときは、第1項の規定に準じて申し出なければならない。

(研究状況の報告)

第5条 研究者は、学長に対し、定期的に研究状況を報告しなければならない。

② 研究者は、研究試料提供者、その家族等の人権保護の観点から重大な懸念が生じたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 学長は、前2項の報告があったときは、委員会の意見を聴いたうえで、研究者に研究の実施方法の

改善、研究計画の変更又は研究の中止を命じることができるものとする。

(研究状況の調査)

第6条 学長は、研究試料提供者、その家族等の人権保護のため、必要に応じて外部有識者による研究状況の实地調査を行うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第7条 研究者は、研究を実施するにあたっては、研究試料提供者に対し、事前に十分な説明を行い、研究試料提供者の同意を得なければならない。

(研究試料の保存及び廃棄)

第8条 研究試料の保存及び廃棄については、研究試料提供者の同意に基づくものとし、研究計画書に記載された方法により行わなければならない。

(営利団体への研究試料等の提供)

第9条 研究者は、研究試料又はそれから得れた遺伝情報を営利を目的とする団体等に提供しようとするときは、研究試料提供者の同意を得たうえで、学長に申し出なければならない。

(個人情報の保護)

第10条 学長は、個人情報の厳格な保護を図るため、個人情報の管理に関し具体的な取扱い等を明示した指針を定めなければならない。

(個人情報管理者)

第11条 学長は、個人情報を管理するため、個人情報管理者を置かなければならない。

(研究公表の原則)

第12条 研究によって得られた成果は、個人情報及び研究に係る独創性若しくは知的財産権を害する恐れがあるものを除き、公表されることを原則とする。

② 研究者は、研究の意義、社会とその将来に果たす役割等について社会に対して十分な説明を行うよう努めなければならない。

(事務)

第13条 本規程に関する事務は、神戸キャンパス事務部が行うものとする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。(事務局組織の一部改組)

附 則

この改正は、平成29年5月30日から施行する。(倫理指針改正に伴う一部改正)

薬学研究科修了までのスケジュール

年次・月		学生	薬学研究科
入学 手 続 き ま で	4月	入学志望者事前相談 入学試験 入学手続き	薬学部学生進路希望調査 薬学部6年次学生への大学院設置計画説明 オープンキャンパスでの大学院設置計画説明 大学ホームページでの大学院設置計画説明 兵庫医科大学での大学院設置計画説明 第一回入学試験 合格者発表
	8月 10月 ～1月		
1 年 次	4月	入学時オリエンテーション 授業科目履修ガイダンス 研究指導に関するガイダンス 修了要件の説明・履修モデルの例示 指導教員の決定 履修登録	研究科委員会設置 履修指導 授業科目（専門基礎科目・専門演習科目・研究指導科目）の開講
	5～3月	授業科目（専門基礎科目・専門演習科目・研究指導科目）の履修	1年次成績判定
2 年 次	4月	履修登録	履修指導
	4～3月	授業科目（専門演習科目・研究指導科目）の履修	授業科目（専門演習科目・研究指導科目）の開講
	2月	研究指導科目に関する中間評価	研究指導科目の進捗状況の評価と指導
			2年次成績判定

年次・月		学生	薬学研究科
3 年 次	4月	履修登録	履修指導
	4~3月	授業科目（研究指導科目）の履修	授業科目（研究指導科目）の開講 3年次成績判定
4 年 次	4月	履修登録	履修指導
	4~3月	授業科目（研究指導科目）の履修	授業科目（研究指導科目）の開講
	1月 2月	博士論文提出 博士論文審査 最終試験	主査及び副査の決定 博士論文の審査 最終試験の実施
	3月	公聴会 学位授与	学位審査 学位授与

曜日	学年	時限	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12	6/19	6/26	7/3	7/10	7/17	7/24		
土	1年	I		先端医薬学特論 I (前田 初男)		先端医薬学特論 I (田中 明人、清水 忠)		先端医薬学特論 I (甲谷 繁)		先端医薬学特論 I (上田 寛樹)			先端医薬学特論 II (森山 雅弘)		先端医薬学特論 II (桂木 聡子)		先端医薬学特論 II (長野 基子)		先端医薬学特論 II (木下 淳)		
		II		先端医薬学特論 I (塚本 功司)		先端医薬学特論 I (芝崎 誠司)		先端医薬学特論 I (宮部 豪人)		先端医薬学特論 I (吉岡 英斗)			先端医薬学特論 II (田中 稔之)		先端医薬学特論 II (村上 雅裕)		先端医薬学特論 II (斎藤 あつ子)		先端医薬学特論 II (天野 学)		
		III									先端医薬学特論 I (補講日) G446			先端医薬学特論 II (大野 善也)						先端医薬学特論 II (補講日) G446	
		IV									先端医薬学特論 I (補講日) G446									先端医薬学特論 II (補講日) G446	
		V									先端医薬学特論 I (補講日) G446									先端医薬学特論 II (補講日) G446	
		VI																			
		VII																			
			7/31	8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25										
土	1年	I			夏季休業					先端医薬学特論 III (田端 千春)	秋季学位授与式										
		II				先端医薬学特論 III (藤野 秀樹)															
		III																			
		IV																			
		V																			
		VI																			
		VII																			
曜日	学年	時限	10/2	10/9	10/16	10/23	10/30	11/6	11/13	11/20	11/27	12/4	12/11	12/18	12/25	1/1	1/8	1/15	1/22		
土	1年	I		日本薬学会関西支部 総会・大会		先端医薬学特論 III (九川 文彦)				先端医薬学特論 III (青木 俊二)	先端医薬学特論 III (南取 晋平)		先端医薬学特論 IV (山本 信史)	先端医薬学特論 IV (敷 毅)	先端医薬学特論 IV (小淵 修平)	大学入学 共通テスト	大学院入試				
		II		海鳥祭 ?		先端医薬学特論 III (清宮 健一)		先端医薬学特論 III (岩岡 恵実子)	先端医薬学特論 III (前田 拓也)		先端医薬学特論 IV (上田 晴康)	先端医薬学特論 IV (西山 信好)	先端医薬学特論 IV (大河原 知次)								
		III						先端医薬学特論 III (補講日) G446			先端医薬学特論 IV (辻野 健)			先端医薬学特論 IV (補講日) G446							
		IV								先端医薬学特論 III (補講日) G446				先端医薬学特論 IV (補講日) G446							
		V								先端医薬学特論 III (補講日) G446				先端医薬学特論 IV (補講日) G446							
		VI																			
		VII																			
			1/29	2/5	2/12	2/19	2/26														
土	1年	I			先端医薬学特論 IV (三浦 大作)																
		II			先端医薬学特論 IV (田中 康一)																
		III																			
		IV																			
		V																			
		VI																			
		VII																			

◎授業時限について
 I 時限：9:30~11:00
 II 時限：11:10~12:40
 III 時限：13:40~15:10
 IV 時限：15:20~16:50
 V 時限：17:00~18:30
 — 休憩(10分間) —
 VI 時限：18:40~20:10
 VII 時限：20:20~21:50

※各専門演習科目：時間・場所に関しては各演習科目担当者に確認。

※各研究指導科目：時間・場所に関しては各研究指導教員に確認。

和洋区分	契約種別	製品名・誌名	出版社名	備考	タイトル数
和	パッケージ	MedicalFinder	医学書院		54
和	パッケージ	メディカルオンライン	メテオ	アグリゲータ	1,385
和	単誌	Chemistry letters			1
和	単誌	Training journal			1
洋	パッケージ	ACS All Pubs	American Chemical Society		59
洋	パッケージ	Annual RSC Gold Package	Royal Society of Chemistry		49
洋	パッケージ	CINAHL	EBSCO	アグリゲータ	70
洋	パッケージ	Nature Journals	SpringerNature		16
洋	パッケージ	Nursing & Allied Health	ProQuest	アグリゲータ	1,440
洋	パッケージ	Ovid Nursing Full Text	Wolters Kluwer		54
洋	パッケージ	RUP 3titles Package	Rockefeller University Press		3
洋	パッケージ	Science online	AAAS		1
洋	パッケージ	ScienceDirect	Elsevier		1,010
洋	パッケージ	SpringerNature Core	SpringerNature		1,680
洋	パッケージ	Wiley Online Library	Wiley		1,507
洋	単誌	Age and ageing	Oxford University Press		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Cell Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Endocrinology and Metabolism	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Gastrointestinal and Liver Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Heart and Circulatory Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Lung Cellular and Molecular Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Regulatory, Integrative and Comparative Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Physiology. Renal Physiology	American Physiological Society		1
洋	単誌	American Journal of Sports Medicine	Sage Publications		1
洋	単誌	Annual Review of Immunology	Annual Reviews		1
洋	単誌	Blood	American Society of Hematology		1
洋	単誌	Current Protocols in Immunology	Wiley-Blackwell		1
洋	単誌	Current Protocols in Molecular Biology	Wiley-Blackwell		1
洋	単誌	Drug Metabolism and Disposition	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	Education in Chemistry	Royal Society of Chemistry		1
洋	単誌	Gerontologist	Oxford University Press		1
洋	単誌	Integrative Biology	Oxford University Press		1
洋	単誌	International Journal of Sport Nutrition and Exercise Metabolism	Human Kinetics Publishers		1
洋	単誌	JAMA : the journal of the American Medical Association	American Medical Association		1
洋	単誌	Journal of Biological Chemistry	American Society for Biochemistry and Molecular Biology		1
洋	単誌	Journal of Immunology	American Association of Immunologists		1
洋	単誌	Journal of Neuroscience	Society for Neuroscience		1
洋	単誌	Journal of Orthopaedic and Sports Physical Therapy	Orthopaedic Section American Physical Therapy Association		1
洋	単誌	Journal of Pharmacology and Experimental Therapeutics	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	Journals of Gerontology. Series A, Biological Sciences and Medical Sciences	Oxford University Press		1
洋	単誌	Journals of Gerontology. Series B, Psychological Sciences and Social Sciences	Oxford University Press		1
洋	単誌	Molecular Pharmacology	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	New England Journal of Medicine	Massachusetts Medical Society		1
洋	単誌	Oncology Nursing Forum	Oncology Nursing Society		1
洋	単誌	Pharmacological Reviews	American Society for Pharmacology and Experimental Therapeutics		1
洋	単誌	Sports Health	Sage Publications		1
洋	単誌	Thorax	BMJ Publishing Group		1
洋	単誌	Toxicology Research	Oxford University Press		1
洋	単誌	Cancer Epidemiology, Biomarkers & Prevention	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Cancer Prevention Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Cancer Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Clinical Cancer Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Endocrinology	Endocrine Society		1
洋	単誌	Molecular Cancer Research	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Molecular Cancer Therapeutics	American Association for Cancer Research		1
洋	単誌	Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America	National Academy of Sciences		1

電子リソースリスト（データベース）

和洋区分	製品名	出版社名
和	医中誌Web	医学中央雑誌刊行会
和	最新看護Web	日本看護協会
和	magazineplus	日外アソシエーツ
洋	The Cochrane Library	Wiley
洋	SciFinder	Chemical Abstracts Service
洋	Web of Science	Clarivate Analytics

電子リソースリスト（電子書籍）

和洋区分	書名	著編者名	出版者名
和	脳・神経系疾患	祖父江, 元	中山書店
和	呼吸器疾患	貫和, 敏博	中山書店
和	循環器疾患	永井, 良三	中山書店
和	消化管疾患	千葉, 勉	中山書店
和	肝・胆・膵疾患	井廻, 道夫	中山書店
和	腎疾患と高血圧	佐々木, 成	中山書店
和	代謝疾患・内分泌疾患	中尾, 一和	中山書店
和	糖尿病と合併症	南條, 輝志男	中山書店
和	血液・造血器疾患	北村, 聖	中山書店
和	微生物と感染症	岩本, 愛吉	中山書店
和	免疫・アレルギー疾患	山本, 一彦	中山書店
和	精神疾患	加藤, 進昌	中山書店
和	認知症	武田, 雅俊	中山書店
和	新生児・小児科疾患	原, 寿郎	中山書店
和	産科疾患	岡村, 州博	中山書店
和	婦人科疾患	神崎, 秀陽	中山書店
和	老人の医療	井藤, 英喜	中山書店
和	運動器疾患	中村, 利孝	中山書店
和	皮膚科疾患	中川, 秀己	中山書店
和	眼科疾患	水流, 忠彦	中山書店
和	耳鼻咽喉科疾患	喜多村, 健	中山書店
和	泌尿・生殖器疾患	奥山, 明彦	中山書店
和	歯科口腔系疾患	山本, 悦秀	中山書店
和	腫瘍の臨床	今井, 浩三	中山書店
和	救急	中谷, 壽男	中山書店
和	麻酔科学	弓削, 孟文	中山書店
和	リハビリテーション・運動療法	岡島, 康友	中山書店
和	薬物療法	安原, 真人	中山書店
和	栄養療法・輸液	武田, 英二	中山書店
和	人体の構造と機能	塩田, 浩平	中山書店
和	医学と分子生物学	小島, 至	中山書店
和	医療面接から診断へ	福井, 次矢	中山書店
和	Alternative medicine	長尾, 和治	中山書店
和	医療人間学	坪井, 康次	中山書店
和	医療と社会	山崎, 美貴子	中山書店
和	EBNと臨床研究	福井, 次矢	中山書店
和	実践R統計分析	外山, 信夫	オーム社
和	看護の時代：看護が変わる医療が変わる	日野原, 重明	日本看護協会出版会
和	「複雑ネットワーク」とは何か：複雑な関係を読み解く新しいアプローチ	増田, 直紀	講談社
和	2020 衛生試験法註解	日本薬学会	金原出版
洋	Encyclopedia of human behavior	Ramachandran, V. S.	Elsevier
洋	Comprehensive chirality	Carreira, Erick Moran	Elsevier
洋	Encyclopedia of microbiology	Schaechter, Moselio	Tokyo : Elsevier/Academic Press
洋	Comprehensive Physiology		Wiley-Blackwell

大学院学生研究室等整備状況

研究科名	室名	部屋番号	場所	面積 (㎡)	整備状況	
講義室	講義室1 看護	G443	G棟4F	35	ノートPC	1
					机	9
					椅子	18
					棚	1
					ホワイトボード	1
					プロジェクター台	1
					メールBOX	1
					スクリーン	1
					ゴミ箱	1
					レポート提出BOX	1
講義室	講義室2 薬学	G446	G棟4F	29.1	ノートPC	1
					机	2
					椅子	14
					棚	1
					ホワイトボード	1
					プロジェクター台	1
					メールBOX	—
					スクリーン	1
					ゴミ箱	1
					講義室	講義室3 医療
椅子	18					
棚	1					
ホワイトボード	1					
プロジェクター台	1					
メールBOX	—					
スクリーン	1					
ゴミ箱	1					
レポート提出BOX	1					
薬学 研究科	院生室	P205	P棟2F	118.61		
					PC机	4
					プリンター(複合機)	2
					院生机	12
					棚	12
					ロッカー	12
					椅子(青)	12
看護学 研究科	院生室	P205	P棟2F	118.61	デスクトップPC	3
					PC机	5
					プリンター(複合機)	3
					院生机	22
					棚	22
					ロッカー	26
					椅子(青)	9
					椅子(グレー)	4
医療科学 研究科	院生室	G313	G棟3F	49.59	ノートPC	2
					PC机	2
					プリンター(EPSON LP-M5300)	1
					プリンター(canon LBP3100)	2
					院生机	9
					棚	9
					ロッカー 2、外に6	8
					ホワイトボード	1
					椅子(青)	9
	椅子(グレー)	—				
	院生室	G312	G棟3F	49.59	ノートPC	1
					PC机	3
					プリンター(EPSON LP-M5300)	1
					プリンター(canon LBP3100)	1
					院生机	7
					棚	7
					ロッカー8、外に2	10
椅子(青)					7	
椅子(グレー)	7					

兵庫医科大学内部質保証会議規程

(趣旨)

第1条 兵庫医科大学学則第3条及び兵庫医科大学大学院学則第3条に基づき、兵庫医科大学（兵庫医科大学大学院を含む。以下「本学」という。）における教育・研究水準の向上と活性化を図り、本学の目的及び使命並びに社会的使命を達成するため、本学における教育、研究、診療及び管理運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、もって本学の内部質保証の全学的取り組みを行う。

(設置)

第2条 前条の趣旨を達成するために、本学に兵庫医科大学内部質保証会議（以下「内部質保証会議」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 内部質保証会議は、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- 1 自己点検・評価及び内部質保証の実施体制に関する事項
 - 2 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
 - 3 本学の使命や各種方針・ポリシーの点検・策定に関する事項
 - 4 センター及び委員会等の自己点検・評価の総括に関する事項
 - 5 自己点検・評価年次報告書の作成及び改善方策の策定に関する事項
 - 6 学校教育法に定められた認証評価など外部評価に関する事項
 - 7 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓蒙活動に関する事項
 - 8 その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項
- ② 内部質保証会議は前項の事項に関して、実施した内容を自己点検・評価しなければならない。

(組織)

第4条 内部質保証会議は、次に掲げる構成員から組織される。

- 1 学長
 - 2 副学長
 - 3 教員役職者（図書館長、学生部長、教務部長、先端医学研究所長、入試センター長、医学教育センター長及び国際交流センター長）
 - 4 大学院委員会委員長
 - 5 学長に指名された教員 若干名
 - 6 学務部長
 - 7 IR担当事務部長
- ② 前項第5号は学長が委嘱し、任期は委嘱された年の年度末までとし、再任することができる。
- ③ 第3条第3項の審議の際には、学生の代表を会議に参加させることとする。また、その他の審議事項において学生の参加が望ましいと委員長が判断する場合は、適宜参加させることとする。

(議長及び副議長)

第5条 内部質保証会議に議長及び副議長を置く。

- ② 議長は学長とする。また、副議長は内部質保証担当副学長とする。
- ③ 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 議長は、内部質保証会議を招集し、その運営にあたる。

- ② 内部質保証会議は、構成員の過半数の出席をもって成立とする。
- ③ 内部質保証会議は、必要に応じて構成員以外の者(学外者を含む。)の出席を求めて意見を聴くことができる。

(副学長の責務)

第7条 各センター及び委員会等の自己点検・評価は、各副学長がその職責に応じて、内部質保証会議が示す方針に基づき、主体的かつ具体的に実施するものとする。

- ② 副学長の職責については別に定める。
- ③ 副学長は、自己点検・評価の経過及び結果について、内部質保証会議に適宜報告しなければならない。

(自己点検・評価結果の活用)

第8条 内部質保証会議は、副学長等からの報告を取りまとめ、内部質保証評価会議へ諮問し答申を受け、これにより年次報告書を完成させ、大学運営会議に報告するものとする。

- ② 学長は、前項の年次報告書を理事会に提出するものとする。
- ③ 内部質保証会議は、自己点検・評価結果を踏まえ、自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価項目、評価結果の活用等につき定期的に見直し、必要に応じて改善方策を策定の上、センター及び委員会等へ助言し、改善に努めるものとする。
- ④ 兵庫医科大学の教職員並びにセンター及び委員会等は、自己点検・評価結果を真摯に受け止め、教育、研究、診療及び管理運営等の改善に努めなければならない。
- ⑤ 学長は、必要に応じて学外者から年次報告に対する意見を聴くことができる。
- ⑥ 第1項の内部質保証評価会議については別に定める。

(事務)

第9条 内部質保証会議に関する事務は、IR室が行う。センター及び委員会等の自己点検・評価に関する事務は、各組織の主管部署が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、学長が決定し、常務会に報告する。

附 則

この規程は、平成28年2月19日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、兵庫医科大学自己点検・評価委員会規程（平成8年2月26日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2020年1月14日から施行する。

附 則

この改正は、2020年4月1日から施行する。

兵庫医科大学内部質保証評価会議に関する内規

(設置)

第1条 内部質保証会議が取りまとめた報告に対し、第三者の視点による客観評価を行うことで、内部質保証の質を維持、向上させるため、兵庫医科大学内部質保証会議規程第8条に基づき、兵庫医科大学内部質保証評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 評価会議は、次の各号で構成し、学長が委嘱する。

- | | | |
|---|-------|------|
| 1 | 副学長 | 1名 |
| 2 | 専任教員 | 2名 |
| 3 | 事務局職員 | 2名 |
| 4 | 本学学生 | 2名 |
| 5 | 同窓会会員 | 3名 |
| 6 | 学外評価者 | 5名程度 |

- ② 前項第1号は学長の指名により、第2号及び第4号及び第6号は議長の指名により、第3号は事務局長の指名により、第5号は本学専任教員を除いた同窓会会員から同窓会会長の指名によるものとする。但し、第6号は医学教育に通じた学識経験者を含む本学と利害関係の無い学外の個人とする。
- ③ 第2号から第6号の任期は委嘱された年の年度末までとし、再任することができる。
- ④ 副学長を除き、内部質保証会議と評価会議の兼任は不可とする。

(運営)

第3条 評価会議には議長及び副議長を置く。

- ② 議長は副学長とし、副議長は議長の指名による。
- ③ 議長は会議を招集し、その進行にあたる。
- ④ 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤ 評価会議は、構成員の過半数並びに学外評価者の過半数の出席をもって成立とする。

(事務)

第4条 評価会議に関する事務は、IR室が行う。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、学長が発議し、教授会及び研究科教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成28年2月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2020年1月14日から施行する。

兵庫医療大学の内部質保証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学兵庫医療大学（以下「本学」という。）における内部質保証について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「内部質保証」とは、本学がその理念や目的を実現するため、自らが行う教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的・恒常的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことについて、自らの責任において保証し、それらの取組及び結果を社会に示していくことをいう。

(内部質保証の体制)

第3条 本学に、内部質保証に責任を負う組織として兵庫医療大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議及び実施にあたる。

- 1 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- 2 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定
- 3 自己点検・評価活動における各学部、研究科及び各部局への指示
- 4 自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく全学にかかわる改善を要する事項の改善方法の検討
- 5 その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 副学長
- 2 学部長
- 3 共通教育センター長
- 4 大学院研究科長
- 5 教務部長
- 6 学生部長
- 7 神戸キャンパス事務部長
- 8 その他学長が委嘱する者

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第1号委員から学長が指名する。

- ② 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- ③ 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した副学長がその職務を代行する。

(任期)

第7条 前条に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

- ② 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第10条 委員会は、本学の内部質保証に係る基本方針及び方策並びにそれらに関する審議・実施内容を学長に報告する。

- ② 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて、委員会に対し、改善指示を行うものとする。
- ③ 学長は、必要に応じて、委員会に対して、自ら報告を求めることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、神戸キャンパス事務部において処理する。

(部局の内部質保証委員会)

第12条 部局に、部局の内部質保証委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- ② 部局委員会を置く部局は、委員会が別に定める。
- ③ 部局委員会に、責任者を置く。
- ④ 部局委員会の名称、構成員、任期等については、委員会が別に定める基準を基本として、当該部局が別に定める。
- ⑤ 部局委員会は、当該部局の質保証を統括するとともに、向上及び改善に係る措置を講ずるものとする。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、内部質保証の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

- ① この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- ② 兵庫医療大学自己点検・評価委員会規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

「学校教育法施行規則第 172 条の 2」等に規定する教育情報の公表について

情報の公表ページ

<https://www.huhs.ac.jp/about/publish>

〔第 1 号関係〕《大学の教育研究上の目的に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
建学の精神他	ホーム > 大学案内 > 建学の精神・教育理念・沿革	https://www.huhs.ac.jp/about/education/
学部、学科、研究科の目的	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish

〔第 2 号関係〕《教育研究上の基本組織に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
学部、学科、研究科の名称	ホーム > 学部・大学院	https://www.huhs.ac.jp/faculty
学部、学科、研究科の定員	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 収容定員・入学者数・在学生数・卒業生数	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/capacity
教育研究上の基本組織概要	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish

〔第 3 号関係〕《教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
教員組織、各教員が有する学位及び業績	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish
年齢別・職階別専任教員数	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の詳細情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/teacher-age2020.pdf
専任教員と非常勤教員の比率	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 教育研究上の詳細情報	学部 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/12/students_per_teacher2020_01_document.pdf 大学院 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/students_per_teacher2020_document.pdf
研究業績	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	http://ofcach.ofc.huhs.ac.jp/hhshp/KgApp
教員担当授業科目	ホーム > 学生生活 > シラバス・教務便覧	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/syllabus

[第4号関係]《入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
アドミッションポリシー	ホーム > 大学案内 > 3つのポリシー・各種方針	https://www.huhs.ac.jp/about/policy
収容定員、入学者数、在学学生数、卒業生数等	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/capacity/
卒業生の進路・就職先	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/career-design/results/
学科別就職率一覧	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/08/employment_rate.pdf
国家試験結果	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	薬学部 医療薬学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/pharmacy/results 看護学部 看護学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/nursing/results リハビリテーション学部 理学療法学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/rehabilitation/pt/results リハビリテーション学部 作業療法学科 https://www.huhs.ac.jp/faculty/rehabilitation/ot/results

[第5号関係]《授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
カリキュラム・ポリシー	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/policy/
教育課程	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	薬学部 医療薬学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-pharmacy_01.pdf 看護学部 看護学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-nurse_01.pdf リハビリテーション学部 理学療法学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-pt_01.pdf リハビリテーション学部 作業療法学科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/course-ot_01.pdf 薬学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/course-science_pharmacy.pdf 看護学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/course-science_nurse.pdf 医療科学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/10/course-

		science_medical.pdf
シラバス（年間授業計画、 単位認定評価基準・評価 方法含む）	ホーム> 大学案内> 情報の公表 > 修 学上の情報	https://cswb.ofc.huhs.ac.jp/syex/index.html

[第6号関係] 《学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
ディプロマ・ポリシー	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/policy/
卒業要件等学部学科	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/elements.pdf
修了要件等大学院研究科	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate/
学位授与数（学部・大学 院）	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/number_of_degrees_awarded_2020_document.pdf
大学院論文審査基準（大 学院研究科）	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria

[第7号関係] 《校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること》

掲載内容	掲載場所	URL
校地、校舎概要 構成施 設、面積など	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/schoolhouse/
キャンパスツアー	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/about/photo
課外活動状況	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/club/
交通アクセス	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/access/
学校法人兵庫医科大学 施設および延床面積	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.corp.hyo-med.ac.jp/library/guide/pdf/floor-taishin_2020.pdf

[第8号関係] 《授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること》

掲載内容	掲載場所	URL
学費・その他の費用	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 教育研究上の基礎的な情報	https://www.huhs.ac.jp/admission/pay

[第9号関係] 《大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。》

掲載内容	掲載場所	URL
進路選択支援体制	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/
学生保健管理体制	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/health-facilities/
修学実態調査	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/stateofstudy
「高等教育の修学支援新制度」に係る機関要件確認申請書	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/09/Scholastic-Support.pdf
兵庫医療大学における障がい学生支援に関するガイドライン	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/support_guidelines.pdf
グローバル教育への取り組み	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/global/

[第3項関係] 《大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報》

掲載内容	掲載場所	URL
大学院論文審査基準 (大学院研究科)	ホーム > 大学案内 > 情報の公表> 大学院論文審査基準 (大学院研究科)	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria

[その他の公開情報]

掲載内容	掲載場所	URL
財務諸表	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 財務情報	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/
学則	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > その他の情報	兵庫医療大学学則 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/gakusoku_202004.pdf 兵庫医療大学大学院学則 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/daigakuin_gakusoku_202004.pdf
設置認可申請関係	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > その他の情報	設置認可申請書大学 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/settininkasinseisyo.pdf 設置認可申請書看護学研究科・医療科学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/application-guraduate.pdf 設置認可申請書薬学研究科 https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2017/06/application-guraduate-yaku.pdf
大学評価認証評価、自己点検・評価活動	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > その他の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/authentication

教育上の目的に応じ 学生が修得すべき知 識及び能力に関する 情報	ホーム > 大学案内> 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish
---	-------------------------------	---

兵庫医療大学教育支援室規程

(設置)

第1条 兵庫医療大学（以下「本学」という。）に兵庫医療大学教育支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、本学の薬学部、看護学部、リハビリテーション学部及び共通教育センター（以下「学部等」という。）における教育体制を支援する。

(業務)

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- 1 学部等における教育の質の向上に関すること
- 2 教学改善に係るIR（Institutional Research）活動に関すること
- 3 履修支援対象者対策及び成績優秀者へのアドバンスト教育に関すること
- 4 兵庫医科大学との連携を中心とした多職種連携教育に関すること
- 5 教職員のFD・SDに関すること
- 6 高大接続教育に関すること
- 7 教育に関する情報ツールの開発・利用促進に関すること
- 8 教育評価（教員評価を含む。）に関すること

(部門)

第4条 支援室に前条第1項第2号から第6号までの業務を遂行するために、次の部門を置く。

- 1 IR部門
 - 2 高大接続教育・学習支援部門
 - 3 多職種連携教育推進部門
 - 4 FD・SD部門
- ② 各部門の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 支援室に次に掲げる教職員を置き、学長が委嘱する。

- 1 室長
- 2 副室長
- 3 部門長
- 4 事務職員 若干名
- 5 その他室長が必要と認めた者

(室長・副室長)

第6条 室長は、教育担当副学長がこれに当たる。

② 副室長は、室長が指名し、学長が決定する。

(部門長)

第7条 部門長は、室長の推薦に基づき、大学協議会の意見を聴いて、学長が決定する。

② 部門長は、関係部門に係る業務を掌理する。

(任期)

第8条 室長以外の者の任期は、2年間とする。ただし、再任することができる。

(運営会議)

第9条 室長は、支援室の円滑な運営を図るため、定期的に教育支援室運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。

② 運営会議は、第5条に規定する組織員で構成する。

③ 室長は、運営会議を招集し、議長となる。

(事務)

第10条 支援室に関する事務は、神戸キャンパス事務部教育支援課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が発議し、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

兵庫医療大学教育支援室部門内規

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫医療大学教育支援室規程（以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、IR部門、高大接続教育・学習支援部門、多職種連携教育推進部門及びFD・SD部門（以下「部門」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部門は、教育支援室の目的を達成するため、規程第3条第1項第2号から第6号までの業務について具体の活動計画を策定し、実践することを目的とする。

(組織)

第3条 部門に次の各号に掲げる教職員を置き、学長が委嘱する。

[IR部門]

- 1 部門長
- 2 学部及び共通教育センター教員 各1名
- 3 IR専従の教員 1名
- 4 事務職員 若干名

[高大接続教育・学習支援部門]

- 1 部門長
- 2 学部及び共通教育センター教員 各1名

[多職種連携教育推進部門]

- 1 部門長
- 2 薬学部教員（薬剤師有資格者） 1名
- 3 看護学部教員（看護師有資格者） 1名
- 4 リハビリテーション学部教員（理学療法士又は作業療法士有資格者） 1名
- 5 共通教育センター教員 1名

[FD・SD部門]

- 1 部門長
- 2 学部及び共通教育センター教員 各1名
- 3 事務職員 若干名

(任期)

第4条 組織員以外の組織員の任期は、2年間とする。ただし、再任することができる。

(部門会議)

第5条 部門の円滑な運営を図るため、必要に応じて部門会議を開くものとする。

② 部門長は、部門会議の内容及び部門の活動状況等について、随時、教育支援室長及び学長に報告するものとする。

(事務)

第6条 部門に関する事務は、神戸キャンパス事務部教育支援課が行う。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

2019年度 兵庫医療大学FD・SD研修実施一覧

区分	担当部署等	テーマ	実施日	講演者	主な対象者	参加者数(名)
全学的研修	総務課	2019年度 全学教職員集会(第1回)	2019年4月9日	学内教員	全教職員	154
		2019年度 全学教職員集会(第2回)	2019年12月24日	学内教員 学内事務職員	全教職員	146
	教育支援室 FD・SD部門	全学FD・SDワークショップ 「多様な学生に対する教育や指導のあり方について」	2020年3月18日	学外講師 学内教員	全教員、監督職以上事務職員	132
		全学FD・SDワークショップ「森村茂樹と建学の精神」	2020年3月18日	学外講師	全教員、監督職以上事務職員	138
所属別研修	薬学部	授業改善に係る学生参画FD(薬学4～6年)	2019年9月26日	-	学部教員	5
		授業改善に係る学生参画FD(薬学2・3年)	2019年9月26日	-	学部教員	7
		授業改善に係る学生参画FD(薬学1年)	2019年9月30日	-	学部教員	3
		医薬品医療機器等法(旧薬事法)等改正は 薬学部教育にどのような変革をもたらすか	2020年2月27日	学内教員	学部教員	41
		薬学部FD講演会 兵庫医科大学病院での実務実習	2020年3月5日	学内教員	学部教員	42
	看護学部	授業改善に係る学生参画FD	2019年8月23日	学内教員	学部教員	6
		効果的なアクティブラーニングとその評価	2020年2月26日	学外講師	学部教員	33
		保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に向けた検討	2020年3月12日	学内教員	学部教員	34
	リハビリテーション学部	腎不全と理学療法	2019年5月30日	学内教員	学部教員	21
		脳卒中片麻痺患者のトイレでのズボン上げ	2019年7月4日	学内教員	学部教員	19
		痛みとは？	2019年8月1日	学内教員	学部教員	21
		大学教員として大学を深く理解する ～私立大学等改革総合支援事業及び 大学基準協会による大学評価～	2019年9月26日	学内教員	学部教員	19
		リーダーシップとは？ ～大学におけるリーダーシップ教育～	2019年10月24日	学内教員	学部教員	19
		国際精神腫瘍学会の発表について	2019年11月7日	学内教員	学部教員	22
脳卒中後遺症者の病的共同運動		2019年12月5日	学内教員	学部教員	18	
臨床参加型実習～臨床現場の視点から～		2020年3月10日	学外講師	学部教員	20	

所属別研修	共通教育センター	共通教育センター授業改善のための学生参加型FD	2019年9月27日	学内教員	学部教員	15
		『リーディングスキルフォーラム2019』参加報告	2020年1月9日	学内教員	学部教員	11
		地域交流プロジェクト『脳と心の健康チェック』実践報告	2019年2月13日	学内教員	学部教員	12
	大学院薬学研究科	アンガーマネジメント&アサーティブコミュニケーション	2019年11月14日	学外講師	研究科教員	38
	大学院看護学研究科	公正な研究活動について事例から学ぶ	2019年11月14日	学内教員	研究科教員	12
	大学院医療科学研究科	大学院教育の在り方、大学院生のキャリア形成に向けての取り組み	2019年10月31日	学外講師	研究科教員	22
テーマ別研修	教育支援課	消費税研修会（DVD講習）	2019年9月20日	学外講師	全教職員	16
		2020年度シラバス作成方法に関するFD	2019年11月11日	学内教員	全教員	78
		2020年度シラバス作成方法に関するFD（DVD講習）	2019年11月14日	学内教員	全教員	9
		2020年度シラバス作成方法に関するFD（DVD講習）	2019年11月14日	学内教員	全教員	3
		2020年度シラバス作成方法に関するFD（DVD講習、レポート提出）	2019年11月15日	学内教員	全教員	24
		消費税研修会（DVD講習）	2019年9月10日	学外講師	全教職員	23
	教育支援室	1. 成績評価に関するFD 2. 教育支援室報告会	2019年9月13日	学外講師 学内教員	全教員	74
		1. 成績評価に関するFD 2. 教育支援室報告会（DVD講習）	2019年11月7日	学外講師 学内教員	全教員	18
		1. 成績評価に関するFD 2. 教育支援室報告会（DVD講習）	2019年11月8日	学外講師 学内教員	全教員	13
	教育支援室 教育委員会 図書館委員会 （共催）	著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年6月13日	学外講師	全教職員	11
		著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年6月19日	学外講師	全教職員	19
		著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年6月20日	学外講師	全教職員	10
		著作権と教材—授業内における動画の利用・配布、 教材作成時の留意点—（DVD講習）	2019年9月17日	学外講師	全教職員	8
	図書課	オープンアクセス・オープンサイエンス時代の著作権法	2020年2月28日	学外講師	全教員	47
		オープンアクセス・オープンサイエンス時代の著作権法（DVD講習）	2020年3月16日	学外講師	全教員	22
	総務課	新任教員FD	2019年4月2日	学内教員	新入教員	11
	入試・広報課	2019年度入試結果分析および入試・模試データからみた 兵庫医療大学の状況について	2019年7月1日	学外講師	全教職員	43
	研究支援課	2019年度「公正研究推進FD・SD研修会」 第1部：公的研究費執行に関する説明会 第2部：神戸医療産業都市推進機構ワーカー推進センターの活動紹介	2019年8月30日	学外講師 学内事務職員	全教員	98



2019年度兵庫医療大学大学院 薬学研究科教育FDセミナー

日時：2019年11月14日（木）
教授会終了後

場所：M106

DVD講演会 & グループディスカッション

講師：蓮沼 直子 教授

兵庫医科大学招聘教授

広島大学 医学部附属医学教育センター 教授、

米国NLP※協会認定マスタープラクティショナー

演題：「アンガーマネジメント & アサーティブ
コミュニケーション」

大学院教育においては、教員と学生の1対1の指導が行われることが多く、研究方法や、結果の解釈、今後の方針などについて、時には学生と議論を戦わせる必要もあることでしょう。そのようなとき、つい熱が入りすぎて、うまく伝わらないことにイライラして、怒りを感じてしまうこともあるかもしれません。しかし、感情的になって指導をしても、効果がないばかりか、アカデミックハラスメントと受け取られてしまうことすらあるかもしれません。それでは、怒りなどの感情をコントロールし、学生の成長を促す指導につなげるには、どのようにすればいいのでしょうか。本講演とその後のグループディスカッションを通じて、どのように怒りをコントロールし、適切に自分の思いを伝えるのかを学んでいただきたいと思います。

連絡先：薬学研究科・辻野 健（内線 ）



2020年度兵庫医療大学大学院 薬学研究科教育FDセミナー

日時：2021年2月25日(木)

16:00～17:00

場所：M112(座席指定)

オンライン講演会

講師：川崎 郁勇 教授

武庫川女子大学薬学部 薬化学I講座

武庫川女子大学大学院薬学研究科 薬学専攻長

武庫川女子大学薬学部 FD委員長

演題：「6年制薬学教育と大学院教育・研究(仮)」

連絡先：薬学研究科・辻野 健(内線)



2020年度兵庫医療大学 大学院薬学研究科 研究セミナー&大学院特別講義

日時：2021年3月11日(木) 16:00～17:00

場所：M113(オンライン中継)

講師：江本 憲昭 先生

神戸薬科大学 臨床薬学研究室 教授

神戸大学大学院医学研究科

循環器内科学分野 客員教授

演題：「エンドセリンのトランスレーショナル
研究：分子の同定から肺高血圧、慢性腎臓
病への臨床応用まで」

江本憲昭先生はエンドセリンの発見者である柳沢正史先生の下で研究を始められ、エンドセリン変換酵素の同定・遺伝子の単離などにより、AHA(米国心臓協会)のKatz賞の優秀賞を受賞されるなど、目覚ましい成果を上げてこられました。臨床医としても高血圧症・肺高血圧症の専門医として豊富な経験を有しておられます。今回はエンドセリンの発見から臨床応用に至るまで、貴重なお話しが伺えるものと思います。奮ってご参加ください。

連絡先：薬学研究科・辻野 健(内線)

目 次

I	学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	
(1)	学生の確保の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	2
(2)	学生確保に向けた具体的な取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	4
II	人材需要の動向等社会の要請	
(1)	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）・・・・ P.	4
(2)	上記（1）が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠・・・・・・・・ P.	6

I 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

「設置の趣旨等を記載した書類」の記載のとおり、本大学院薬学研究科の設置は、学校法人兵庫医科大学内の2大学（兵庫医科大学、兵庫医療大学）を統合するための計画であり、兵庫医科大学大学院への設置後も、兵庫医療大学大学院の現状の校地・校舎等の施設設備、教員、教育、学生支援等について、同一性を保持することを前提とする。

(1) 学生確保の見通し

① 定員充足の見込み

病棟薬剤師の保険点数化に伴い、医療機関では質の高い薬物療法を実践できる高度な問題解決能力を持った薬剤師が求められている。日本学術会議の薬学委員会医療系薬学分科会の報告書「医療系薬学の学術と大学院教育のあり方について」の冒頭にも、「近年、医学、生命科学の急速な進歩や科学技術の発展を背景として、薬物治療が著しく高度化し、薬学特に医療と創薬科学をつなぐ医療系薬学の研究・実践が、難病の克服や医薬品の安全使用などの社会的要請に応える道として、大きな期待を集めるようになった。また、国民の健康増進に向けた革新的な医薬品の創出が国家的な目標となり、医薬品開発の基盤技術や開発システムの構築を支える医療系薬学の学術・教育の充実、高度化が強く望まれている。」とあるように、医薬品製剤の開発や生産、あるいは医療における適正使用を支える学術研究を行う人材が医療系薬学部の上につつ大学院に求められている。

さらに近年の医療薬学系教育機関の急増は、全国的に医療薬学教員、特に実務家教員の不足をもたらしており、将来教育・研究を担う人材の養成が急務である。臨床経験と研究能力を併せ持つ人材が医療薬学系教育機関から強く求められている。

上述の状況を踏まえ、個々の学生に緻密な研究・論文指導を行える人数として、薬学研究科の入学定員は3名としており、令和2年度において現行の兵庫医療大学薬学研究科では、定員を充足した。

② 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

ア 兵庫県内の薬学系学部及び大学院博士課程の設置状況

兵庫県内において、薬学系の学部（6年制）を設置している大学は、令和2年4月現在兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学、姫路獨協大学の5大学であり、この5大学の入学定員の合計は980人である。一方、薬学系の大学院（博士課程）を設置している大学は、令和2年4月現在、兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学の4大学であり、この4大学大学院（博士課程）の入学定員の合計は11人であり、学部（6年制）の入学定員に対する大学院（博士課程）の入学定員の割合は約1.1%となっており、大阪府の4大学大学院（博士課程）の約1.6%に比較して僅かに優位ではある。また、最近3年間の兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学の大学院（博士課程）の4大学全体での定員充足率についてみると、平成30年度と平成31年度は63.6%、令和2年度は約118%となっており、未充足の年度もあるが各大学での格差がある（【資料1】参照）。本学では、兵庫医科大学大学院医学研究科との連携促進を見据え、今後の取組強化により定員充足の見通しがあると考ええる。

【資料1 兵庫県内の薬学系大学・大学院の設置状況並びに定員充足状況】

イ 現行の兵庫医療大学大学院の入学志願者状況

現行の兵庫医療大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程は、平成25年度に開設され、開設時から入学者は平成25年度3人、平成26年度2人、平成27年度3人、平成28年度3人、平成29年度1人、平成30年度1人、平成31年度1人、令和2年度3人と推移し、平均志願者数は2.3人、平均入学者数は2.1人となっている。また、大学自体が新設であったため、薬剤師として臨床を経験した本学薬学部の卒業生数が今までは少なかったが、近年ではこのような卒業生が自分の将来のビジョンを考えた時、大学院に進学して博士の資格を取得することを志すケースが増加すると期待できる。本学薬学研究科入学者の入学時の大卒後年数では、6年以上が65%を占め、平均年数が6.8年となっており、本学薬学部完成から8年を経過し、今後は自大学出身の入学者の確保の強化により定員充足は可能と考える。薬学研究科入学者の内訳は、自大学出身35%、他大学出身65%となっている（【資料2】参照）。

また、令和2年度には、学術交流協定大学（平成27年12月6日締結）の北京中医薬大学出身の留学生1名の入学があり、社会情勢が安定していけば今後も志願はあり得る。

【資料2 兵庫医療大学大学院薬学研究科入学状況表】

ウ 在学生に対する進学需要調査結果

兵庫医科大学大学院薬学研究科の設置計画において、学生確保の見通しを数値的側面から検証することを目的として、現行の兵庫医療大学薬学部在籍している第5学年次生を対象として、統合後の兵庫医科大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程における受験意向及び進学意向に関するアンケート調査を実施した（【資料3】参照）。

その結果、大学院への進学意向については、大学院に「ぜひ進学したいと思う」「機会があれば進学したいと思う」と回答した者は、有効回答者数108人の約33%にあたる36人であった。さらに、有効回答者数の約21%にあたる23人が、兵庫医科大学大学院薬学研究科を「受験してみたい」かつ「進学したいと思う」と回答した（【資料4】参照）。

上記のように、現行の兵庫医療大学薬学部在籍している第5学年次生に限定した調査においても、統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向が伺えるが、上記イで述べたように過去の大学院入学者が卒後一定年数の実務経験を経て進学していることから、より早期に進学を促す個々への対応を含めて取り組むことで学生確保の見通しが立つと考える。

【資料3 兵庫医科大学大学院「薬学研究科」（仮称、設置構想中）に関するアンケート】

【資料4 薬学研究科進学意向調査（薬学部第5学年次生）集計表】

③ 学生納付金の設定の考え方

学生納付金については、近隣の医療機関や企業、学部卒業生などの進学を想定し、近隣他大学の状況も踏まえ、現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科の入学金20万円を10万円

に、授業料40万円は据え置き、教育充実費20万円を10万円に改定し（4年間の総額で210万円）、改定前から50万円減額により学生の経済的負担の軽減を図る。

なお、近隣の私立7大学院の入学金の平均は20万円、授業料等は約71万円となっている（【資料5】参照）。

また、自大学出身者及び本法人の教職員で通算5年以上の勤務実績ある者には、入学金免除の制度も設けている。

【資料5 近隣大学院学費比較一覧表】

（2） 学生確保に向けた具体的な取組状況

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、大学院案内パンフレットやホームページ、オープンキャンパス、教員による個別相談会等において、研究科の特色や育成する人材像等の情報を提供し、学生募集活動を行ってきた。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科となっても、同様にこれらの広報活動を実施し、学生確保に努める。

また、兵庫医科大学には特定機能病院として指定されている附属病院があり、各関係学会の研修施設認定を受けていることから、高い専門性と豊富な臨床経験を有する専門、認定指導の各薬剤師が多数在籍している。本研究科の臨床経験と研究能力を併せ持つ人材育成という目的を踏まえ、このような薬剤師に向けた大学院進学のご案内についてもより強化する。

さらに、薬学部生の就職活動で協力を得ている「学校法人兵庫医科大学 連携病院の会」会員の124病院に在籍する薬剤師等の医療従事者に対しても積極的に広報していく。

学内的には、薬学部在学生について、4年次からの研究室配属の期間に大学院進学の意義、研究テーマへの興味、将来の教育者又は研究者への進路等への理解を深めるよう進学説明会等を開催する。

II 人材需要の動向等社会の要請

（1） 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

学校法人兵庫医科大学は、建学の精神として、「社会への奉仕、人間への深い愛、人間への幅広い科学的理解」を掲げて昭和47年兵庫医科大学を開学し、兵庫医科大学病院を開院した。昭和53年には大学院医学研究科を、平成9年には兵庫医科大学篠山病院（現在の「兵庫医科大学ささやま医療センター」）を、平成19年には兵庫医療大学を、平成23年には兵庫医療大学大学院を設立し、医療の諸分野において建学の精神に基づき教育・研究・診療に取り組んできた。

現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科は、平成25年に設置され、先端的な内容の講義、演習、研究活動によって最先端の薬学に関する知識と科学的な思考力を高め、医療薬学の諸問題を解決する高度な能力を持った人材を養成することにより、社会に貢献してきた。兵庫医科大学と兵庫医療大学の統合後も引き続き、薬学研究の分野で建学の精神を発展させていくことが統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科の使命であり、理念・目的・目標を以下のように定める。

<理念>

薬学研究科の理念は、高度な研究能力を有する薬剤師、そして臨床経験を有する薬学研究者を養成することにより、人々の健康の増進及び薬学の進歩・発展に寄与することである。

<目的>

薬学研究科は、医療薬学専攻を設け、薬学研究を志す者に、薬学に関する高度な専門知識と研究手法を修得させ、高い課題発見能力と研究倫理を培い、独創性豊かな研究を立案・遂行できる力を育成する。研究成果を世界に発信し、地域社会に還元し、薬学の進歩に貢献できる薬剤師、薬学研究者を育成する。

<目標>

本研究科の目的を達成するために、以下のような人材を育成することを目標とする。

1. 高度な研究能力、すなわち医療の現場において問題点を発見し、それを解決する適切な研究計画を立案し、さらにその成果を論文化することのできる能力を持って医療の質向上と変革を推進することができる医療専門職者。
2. 医療薬学における問題点を基礎薬学の視点から提起し、それを解決しうる基礎的・実験的研究課題を自ら設定し、それを新しい薬剤・製剤・臨床適応の開発に発展させていくことができる薬学研究者。

上記の理念・目的・目標をより具体的な形で学生に示すために、平成28年下記のようなディプロマ・ポリシーを作成した。

<ディプロマ・ポリシー>

本研究科所定の単位を修得し、以下の目標を達成した学生の修了を認め、博士（薬学）の学位を授与します。

1. 自立した薬学研究者として活動するために必要な専門的知識を有する。
2. 学術論文等から修得した医療薬学に関する最先端の知識を基に、他者の研究を理解し、かつ批判的に吟味できる能力を有する。
3. 医療の抱える問題点を自ら見出し、それに基づき検証可能な薬学的課題を設定する能力を有する。
4. 薬学的課題を解決するために必要な技能と意欲を有する。
5. 研究成果を論文などとして発表することができる。

このディプロマ・ポリシーを達成することができれば、目標として掲げた人材を育成することができると考えている。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科においてもこのディプロマ・ポリシーを維持し、学生と教員で共有し、本研究科の理念・目的・目標にかなう人材を育成していきたい。

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

① 社会的、地域的な人材需要の動向

ア 神戸医療産業都市

統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科の設置を予定するポートアイランド（神戸市中央区）は、先端医療技術の研究開発拠点や医療関連産業が集積された「神戸医療産業都市」の取り組みが行われている。令和2年11月末現在は369社・団体が同取り組みに参画しており、大手製薬企業はもちろん、先進的な医療を実践する医療機関やバイオベンチャーなどが集積している。

この取り組みでは、スーパーコンピューター「京」におけるIT創薬の取り組みなど最先端の開発・研究環境の提供はもちろん、異業種の企業・医療機関・団体が連携を図ることで相乗効果を発揮することが期待できる。また、神戸医療産業都市として参画企業の採用活動を行う取り組みも実践しており、現行の兵庫医科大学が神戸医療産業都市に参画している。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、こうした枠組みの中で研究活動及び就職活動を行っていくことが期待できる。

イ 社会人に対する進学需要調査結果

兵庫医科大学大学院薬学研究科の設置計画を進めるにあたり、本研究科の教育研究上の目的が、社会的・地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることを検証するため、本法人内の病院に薬剤師として勤務する社会人を対象として、統合後の兵庫医科大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程における受験意向及び進学意向に関するアンケート調査を実施した（【資料3】参照）。

その結果、本研究科設置の理念、養成する人材像や教育研究上の特徴、開設予定授業科目等を理解したうえで本研究科を「受験してみたい」かつ「進学したいと思う」と回答した者は、有効回答者数45人のうちの42.7%にあたる17名であった。

近年、多くの薬学部において「チーム医療」を唱えるようになったが、単科の薬科大学では表面的な講義しか行えていないところが多い。兵庫医科大学大学院薬学研究科となり、大学院においても医学部や附属病院との共同研究の中でチーム医療における薬剤師の有用性を実証できる研究を行った人材には特に需要が多いと予測される。

このように、現役の薬剤師に対して行った調査においても一定数の進学意向が見込まれ、本研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、社会的な人材需要の動向等を踏まえたものであることを示している（【資料6】参照）。

【資料3 兵庫医科大学大学院「薬学研究科」（仮称、設置構想中）に関するアンケート】

【資料6 薬学研究科進学意向調査（社会人）集計表】

② 現行の兵庫医科大学大学院薬学研究科における状況

現行の兵庫医科大学大学院薬学研究科においては、現職の病院薬剤師が臨床における研究能力向上を目的として入学した事例が複数名存在している。個々の勤務状況などに応じて、カリキュラム及び教員の研究指導を夜間や土日に対応する（大学院設置基準第14条特

例) などの取り組みを行ってきた。兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、社会人学生が学びやすい環境を構築することで、より柔軟な学生確保が期待できる。

具体的な取組みとして、「ティーチング・アシスタント制度」、「長期履修制度」があり、社会人学生の経済面でバックアップする。

資 料 目 次

- 【資料 1】 兵庫県内の薬学系大学・大学院の設置状況並びに定員充足状況
- 【資料 2】 兵庫医療大学大学院薬学研究科入学状況表
- 【資料 3】 兵庫医科大学大学院「薬学研究科」（仮称、設置構想中）
に関するアンケート
- 【資料 4】 薬学研究科進学意向調査（薬学部第 5 学年次生）集計表
- 【資料 5】 近隣大学院学費比較一覧表
- 【資料 6】 薬学研究科進学意向調査（社会人）集計表

兵庫県内の薬学系大学・大学院の設置状況並びに定員充足状況

1.兵庫県内の薬学系大学の設置状況（6年制）

大学名	学部	学科	入学定員（人）
兵庫医療大学	薬学部	医療薬学科	150
神戸学院大学	薬学部	薬学科	250
武庫川女子大学	薬学部	薬学科	210
神戸薬科大学	薬学部	薬学科	270
姫路獨協大学	薬学部	医療薬学科	100
合計			980

2.兵庫県内の薬学系大学院の設置状況・定員充足状況（博士課程）

大学院名	研究科	専攻	入学定員（人）	H30年度		H31年度		R2年度	
				入学者数	定員充足率(%)	入学者数	定員充足率(%)	入学者数	定員充足率(%)
兵庫医療大学大学院	薬学研究科	医療薬学専攻	3	1	33.3	1	33.3	3	100
神戸学院大学大学院	薬学研究科	薬学専攻	3	2	66.7	0	0	4	133.3
武庫川女子大学大学院	薬学研究科	薬学専攻	2	0	0	0	0	0	0
神戸薬科大学大学院	薬学研究科	薬学専攻	3	4	133.3	6	200	6	200
合計			11	7	63.6	7	63.6	13	118.2

※入学定員、入学者数は、各大学ホームページを参照して記載

兵庫医療大学大学院薬学研究科入学状況表（開設年度以降）

(人)

入学年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	合計	平均人数
定員	3	3	3	3	3	3	3	3	24	
志願者数	3	2	3	3	1	1	2	3	18	2.3
合格者数	3	2	3	3	1	1	1	3	17	2.1
入学者数(※)	3	2	3	3	1	1	1	3	17	2.1
(自大学出身者)	1	1	1	0	0	1	0	2	6	0.7
(他大学出身者)	2	1	2	3	1	0	1	1	11	1.4

入学者(※)の大学院入学時の大卒後年数

(人)

大卒後年数	0～5年	6～10年	11年～	合計	出身別割合
(自大学出身者)	4	2	0	6	35.2%
(他大学出身者)	2	5	4	11	64.8%
合計	6	7	4	17	100%

兵庫医科大学 大学院「薬学研究科」(仮称、設置構想中)

に関するアンケート

～2022年4月、兵庫医科大学と兵庫医療大学は統合します～

令和2年10・11月 兵庫医科大学

2022年(令和4年)4月に、兵庫医科大学大学院と兵庫医療大学大学院は統合します。それに伴い、兵庫医科大学大学院では、現在の兵庫医療大学大学院の教育内容を継承した大学院「薬学研究科」(仮称、設置構想中)の開設を計画しております。

兵庫医科大学では、現在、学部生または、薬剤師として勤務されている皆様へ調査させていただき、構想中の「薬学研究科」(仮称)の内容をより充実したものにするための参考とさせていただきたいと考えております。なお、この調査は無記名で行います。アンケートへのご協力をよろしくお願い致します。

この調査についてご不明な点、ご質問などありましたら、お手数ですが下記にご連絡ください。

連絡先：兵庫医科大学 大学統合準備室 TEL：078-304-3007

※このアンケートに記載されている内容はあくまで予定であり、内容が変更になる可能性もあります。

問1. あなたご自身についてお教えてください。

※回答から個人を特定することは一切ありません。

年代 (1つに○)	1. 20代	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代以上
学年・所属 (1つに○)	1. 薬学部5年生	2. 社会人(病院・診療所勤務)		3. 社会人(その他)	

【社会人】の方のみにお伺いします。

保有資格 (いくつでも○)	1. 薬剤師	2. その他()			
勤務地 (1つに○)	1. 兵庫県	2. 大阪府	3. その他()		
最終学歴 (ひとつだけ○)	1. 大学	2. 短期大学	3. 専門学校	4. その他()	

【全員】の方にお伺いします。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。

現在のあなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. ぜひ進学したいと思う 2. 機会があれば進学したいと思う 3. 進学したいとは思わない

※ ここからは、裏面の資料をご覧いただいた上でお答えください ※

兵庫医科大学では、2022年(令和4年)4月に、新しく大学院「薬学研究科」(仮称)を設置することを構想しています。

問3. あなたは、兵庫医科大学 大学院の「薬学研究科」(仮称、設置構想中)を

受験してみたいと思いますか。あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. 受験してみたいと思う 2. 受験したいとは思わない

問4. あなたが、もし兵庫医科大学 大学院の「薬学研究科」(仮称、設置構想中)を受験して合格したら、

進学したいと思いますか。あなたのお気持ちに一番近いもの1つに○をつけてください。(1つだけ)

1. 進学したいと思う 2. 進学したいとは思わない

*** 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。***

兵庫医科大学大学院

薬学研究科博士課程（仮称、設置構想中）の設置計画の概要

（注）概要は現在計画中の予定であり、変更される場合があります。

1. 名称 薬学研究科(博士課程)

2. 開設予定時期 2022(令和4)年4月

3. 設置の理念、養成する人材像

薬学分野において、新たな展開を目指した研究を指導、推進することを通じて、社会の期待に対応することのできる高度な研究能力を持つ薬剤師、薬学研究者を育てることを目的とする。

4. 修了後に想定される主な進路

- ①病院や薬局の薬剤師としてキャリアアップ
- ②製薬会社の研究開発者として活躍
- ③大学教員として教育に携わりながら研究を継続

5. 研究科の特徴と開設予定の授業科目

「専門基礎科目」、「専門演習科目」、「研究指導科目」の3つの科目で教育課程を編成。基礎研究から臨床研究まで多様なテーマが選べる上に、医学研究科との連携による医学と薬学を融合させた研究活動も可能です。社会人が働きながらでも学びやすいよう、共通科目は主に土曜日・日曜日に開講し、標準修業年限を超えての履修が可能になる「長期履修制度」も設けています。

- ①専門基礎科目 「先端医薬学特論Ⅰ」「先端医薬学特論Ⅱ」「先端医薬学特論Ⅲ」「先端医薬学特論Ⅳ」
- ②専門演習科目 「医薬品創製科学演習」「免疫病態制御学演習」「神経薬理・薬物治療学演習」「微生物学演習」「分子毒性学・レドックス生物学演習」「医薬品適正治療科学演習」「応用医療薬学演習」「呼吸器疾患病態治療学演習」等
- ③研究指導科目 「医療薬学特別研究」

【研究指導科目分野】分子病態解析学、天然薬物学、応用医療薬学、免疫制御学、レドックス生物学、神経病態制御学、医薬品化学、創薬化学、微生物・寄生体学、微生物制御学、呼吸器疾患病態治療学

6. 学位の名称 博士(薬学)

7. 設置場所 神戸キャンパス(兵庫県神戸市中央区港島1丁目3番6)
・ポートライナー「みなとじま(キャンパス前)」駅下車、徒歩約10分
・神姫バス「ポーアイキャンパス東」バス停下車、すぐ

8. 入学定員 3人(収容定員12人)

9. 学生納付金 入学金200,000円 授業料(年額)600,000円

※本学出身者および、学校法人兵庫医科大学の教職員として通算5年以上の勤務実績のあるものについては、入学金を免除します。

<類似の他大学院研究科専攻>

神戸薬科大学大学院薬学研究科、神戸学院大学大学院薬学研究科、武庫川女子大学大学院薬学研究科

薬学研究科 進学意向調査（薬学部第5学年次生） 集計表

このアンケートは、兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向調査の一部を抜粋したものである。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	進学したい			進学したいとは思わない	無回答
			進学したい	ぜひ進学したいと思う	進学したいと思う機会があればと思う		
実数	128	108	36	7	29	72	0
%	—	100.0%	33.3%	6.5%	26.9%	66.7%	—

問3. あなたは、兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験してみたいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	受験してみたい	受験したいとは思わない	無回答
実数	128	108	23	85	0
%	—	100.0%	21.3%	78.7%	—

問4. あなたが、もし兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験して合格したら、進学したいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	進学したいと思う	進学したいとは思わない	無回答
実数	23	23	23	0	0
%	—	100.0%	100.0%	0.0%	—

近隣大学院学費比較一覧表

(大学院)

単位：円

大学名	研究科名	入学金	授業料（1年分）	教育充実費（1年分）	施設設備費（1年分）	2年次以降学費（3年分）	4年間合計
兵庫医療大学	薬学研究科	100,000	400,000	100,000	—	1,500,000	2,100,000
神戸学院大学	薬学研究科	200,000	506,000		154,000	1,980,000	2,840,000
武庫川女子大学	薬学研究科	280,000	705,000	117,000		2,466,000	3,568,000
神戸薬科大学	薬学研究科	200,000	600,000			1,800,000	2,600,000
大阪医科薬科大学	薬学研究科	100,000	500,000			1,500,000	2,100,000
摂南大学	薬学研究科	220,000	800,000			2,400,000	3,420,000
近畿大学	薬学研究科	200,000	1,000,000			3,000,000	4,200,000
大阪大谷大学	薬学研究科	200,000	600,000		100,000	2,100,000	3,000,000
		(平均額) 200,000	(平均額) 711,714				

※各大学のホームページを参照して記載

薬学研究科 進学意向調査（社会人-病院勤務-） 集計表

このアンケートは、兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向調査の一部を抜粋したものである。

問2. あなたは、大学院に進学したいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	進学したい			進学したいとは思わない	無回答
			進学したい	ぜひ進学したいと思う	進学したいと思う機会があれば		
実数	45	45	22	5	17	22	0
%	—	100.0%	48.9%	11.1%	37.8%	48.9%	—

問3. あなたは、兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験してみたいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	受験してみたい	受験したいとは思わない	無回答
実数	45	45	17	28	0
%	—	100.0%	37.8%	62.2%	—

問4. あなたが、もし兵庫医科大学大学院の「薬学研究科」（仮称、設置構想中）を受験して合格したら、進学したいと思いますか。（択一）

評価	調査数	有効回答件数	進学したいと思う	進学したいとは思わない	無回答
実数	17	17	17	0	0
%	—	100.0%	100.0%	0.0%	—

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 薬学研究科 医療薬学専攻（D）

1. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第一百七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報が無いことから、適切に公表すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 2

2. 以下の点を踏まえて、本研究科における学生確保の見通しについて、客観的な根拠を明らかにした上で、長期的かつ安定的に学生確保の見通しがあることを改めて明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 4
 - （1）本研究科の前身となる兵庫医療大学大学院も含めた兵庫県内の薬学系大学院の定員充足状況をもって学生確保の見通しを説明しているが、兵庫県内の薬学系大学院の定員充足状況は、改善傾向にはあるものの、令和2年度以外は全ての大学が定員を充足している訳ではなく、本研究科の前身となる兵庫医療大学大学院においては、過去5年間のうち、3年間の入学定員充足率がいずれも33.3%と未充足となっている。
 - （2）本研究科に対する入学意向に係るアンケート調査の結果をもって学生確保の見通しを説明しているが、具体的な進学時期が不明確であり、長期的かつ安定的に学生確保の見通しがあるとは判断できない。

(是正事項) 薬学研究科 医療薬学専攻 (D)

1. 公表する情報として挙げられている項目に、学校教育法施行規則第一百七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報がないことから、適切に公表すること。

(対応)

学校教育法施行規則第一百七十二条の二第三項に規定されている学位論文に係る評価に当たっての基準については、2019年11月6日より大学ホームページに掲載しており、公表されている。

よって、設置の趣旨等を記載した書類(資料)の資料14に掲載URLを追記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(資料) 資料14 (33ページ)

新			旧		
(省略)			(省略)		
[第9号関係]《大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。》			[第9号関係]《大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。》		
掲載内容	掲載場所	URL	掲載内容	掲載場所	URL
進路選択支援体制	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/	進路選択支援体制	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/
学生保健管理体制	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/health-facilities/	学生保健管理体制	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/campuslife/health-facilities/
修学実態調査	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/stateofstudy	修学実態調査	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/stateofstudy
「高等教育の修学支援新制度」に係る機関要件確認申請書	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/09/Scholastic-Support.pdf	「高等教育の修学支援新制度」に係る機関要件確認申請書	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/09/Scholastic-Support.pdf
兵庫医療大学	ホーム > 大学	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/support_guidelines.pdf	兵庫医療大学	ホーム > 大学	https://www.huhs.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2019/12/support_guidelines.pdf

における障がい学生支援に関するガイドライン	案内 > 情報の公表 > 修学上の情報		における障がい学生支援に関するガイドライン	案内 > 情報の公表 > 修学上の情報													
グローバル教育への取り組み	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/global/	グローバル教育への取り組み	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 修学上の情報	https://www.huhs.ac.jp/career/global/												
<p>[第3項関係]《大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準についての情報》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載内容</th> <th>掲載場所</th> <th>URL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学院論文審査基準（大学院研究科）</td> <td>ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 大学院論文審査基準（大学院研究科）</td> <td>https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria</td> </tr> </tbody> </table> <p>[その他の公開情報]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載内容</th> <th>掲載場所</th> <th>URL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 財務情報</td> <td>http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>						掲載内容	掲載場所	URL	大学院論文審査基準（大学院研究科）	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 大学院論文審査基準（大学院研究科）	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria	掲載内容	掲載場所	URL	財務諸表	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 財務情報	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/
掲載内容	掲載場所	URL															
大学院論文審査基準（大学院研究科）	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 大学院論文審査基準（大学院研究科）	https://www.huhs.ac.jp/about/publish/graduate_examination_criteria															
掲載内容	掲載場所	URL															
財務諸表	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 財務情報	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/															
<p>[その他の公開情報]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載内容</th> <th>掲載場所</th> <th>URL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 財務情報</td> <td>http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>						掲載内容	掲載場所	URL	財務諸表	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 財務情報	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/						
掲載内容	掲載場所	URL															
財務諸表	ホーム > 大学案内 > 情報の公表 > 財務情報	http://www.corp.hyo-med.ac.jp/guide/financial_statement/															

(是正事項) 薬学研究科 医療薬学専攻 (D)

2. 以下の点を踏まえて、本研究科における学生確保の見通しについて、客観的な根拠を明らかにした上で、長期的かつ安定的に学生確保の見通しがあることを改めて明確に説明すること。
- (1) 本研究科の前身となる兵庫医療大学大学院も含めた兵庫県内の薬学系大学院の定員充足状況をもって学生確保の見通しを説明しているが、兵庫県内の薬学系大学院の定員充足状況は、改善傾向にはあるものの、令和2年度以外は全ての大学が定員を充足している訳ではなく、本研究科の前身となる兵庫医療大学大学院においては、過去5年間のうち、3年間の入学定員充足率がいずれも33.3%と未充足となっている。
- (2) 本研究科に対する入学意向に係るアンケート調査の結果をもって学生確保の見通しを説明しているが、具体的な進学時期が不明確であり、長期的かつ安定的に学生確保の見通しがあるとは判断できない。

(対応)

前身となる兵庫医療大学大学院薬学研究科の学生確保の見通しについて、兵庫県内の薬学系大学院の定員充足状況では、年度及び大学院間での格差があり安定的な見通しとはなっておらず、審査意見のとおり、本研究科においては、現に過去5年間のうち3年間に入学者1名に留まっている。この定員未充足の改善のため、従来からの取組である学部卒業生、その就職先、本法人内外の病院、薬局、企業等への案内資料等の送付、メール他での広報活動を兵庫医科大学大学院の薬学研究科であることと背景に拡充、強化していく。

兵庫医療大学大学院薬学研究科開設（平成25年度）以降の入学状況では、平均志願者数2.3人、平均入学者数2.1人で、うち自大学出身者が35%と他大学出身者65%の約半数であるため、学部生の在学中からの大学院進学の意味、研究者・教育者への進路、研究への興味等について、指導教員との関わり、説明会などを通じて伝えることで、自大学出身者の入学に繋げていく。

また、審査意見にある本研究科に対する入学意向に係るアンケート調査結果の入学時期については、兵庫医療大学大学院薬学研究科開設以降の入学状況において入学者の入学時の大卒後年数が平均6.8年となっていることから、進学時期については一定の実務経験を経てからとなるが、上記取組の中でも学部卒業後の早い時期での進学者の確保に努める。

この説明にあたり、「学生確保の見通し等を記載した書類」に追記を行い、参考資料を追加及び修正する。

(新旧対照表) 学生確保の見通し等を記載した書類 (本文)

頁	新	旧
2	<p>② 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要</p> <p>ア 兵庫県内の薬学系学部及び大学院博士課程の設置状況</p> <p>兵庫県内において、薬学系の学部（6年制）を設置している大学は、令和2年4月現在兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学、姫路獨協大学の5大学であり、この5大学の入学定員の合計は980人である。一方、薬学系の大学院（博士課程）を設置している大学は、令和2年4月現在、兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学の4大学であり、この4大学大学院（博士課程）の入学定員の合計は11人であり、学部（6年制）の入学定員に対する大学院（博士課程）の入学定員の割合は約1.1%となっており、大阪府の4大学大学院（博士課程）の約1.6%に比較して僅かに優位ではある。また、最近3年間の兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学の大学院（博士課程）の4大学全体での定員充足率についてみると、平成30年度と平成31年度は63.6%、令和2年度は約11.8%となっており、未充足の年度もあるが各大学での格差がある（【資料1】参照）。本学では、兵庫医科大学大学院医学研究科との連携促進を見据え、今後の取組強化により定員充足の見通しがあると考え</p>	<p>② 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要</p> <p>ア 兵庫県内の薬学系学部及び大学院博士課程の設置状況</p> <p>兵庫県内において、薬学系の学部（6年制）を設置している大学は、令和2年4月現在兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学、姫路獨協大学の5大学であり、この5大学の入学定員の合計は935人である。一方、薬学系の大学院（博士課程）を設置している大学は、令和2年4月現在、兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学の4大学であり、この4大学大学院（博士課程）の入学定員の合計は11人であり、学部（6年制）の入学定員に対する大学院（博士課程）の入学定員の割合は約1.2%となっている。また、最近3年間の兵庫医療大学、神戸薬科大学、神戸学院大学、武庫川女子大学の大学院（博士課程）の定員充足率の平均についてみると、平成30年度は約58.3%となっているが、平成31年度は約83%、令和2年度については約15.8%となっており、十分な定員充足の見通しがあると考えられる（【資料1】参照）。</p>
3	<p>イ 現行の兵庫医療大学大学院の入学志願者状況</p> <p>現行の兵庫医療大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程は、平成25年度に開設され、開設時から入学者は平成25年度3人、平成26年度2人、平成27年度3人、平成28年度3人、平成29年度1人、平成30年度1人、平成31年度1人、令和2年度3人と推移し、平均志願者数は2.3人、平均入学者数は2.1人となっている。ま</p>	<p>イ 現行の兵庫医療大学大学院の入学志願者状況</p> <p>現行の兵庫医療大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程は、平成25年度に開設され、開設時から入学者は平成25年度3人、平成26年度2人、平成27年度3人、平成28年度3人、平成29年度1人、平成30年度1人、平成31年度1人、令和2年度3人と推移している。完成年度より間もないため、薬剤師として臨床を経験した本学薬学部の卒業生</p>

	<p>た、大学自体が新設であったため、薬剤師として臨床を経験した本学薬学部卒業生数が今までは少なかったが、近年ではこのような卒業生が自分の将来のビジョンを考えた時、大学院に進学して博士の資格を取得することを志すケースが増加すると期待できる。本学薬学研究科入学生の入学時の大卒後年数では、6年以上が65%を占め、平均年数が6.8年となっており、本学薬学部完成から8年を経過し、今後は自大学出身の入学者の確保の強化により定員充足は可能と考える。薬学研究科入学者の内訳は、自大学出身35%、他大学出身65%となっている（【資料2】参照）。</p> <p>また、令和2年度には、学術交流協定大学（平成27年12月6日締結）の北京中医薬大学出身の留学生1名の入学があり、社会情勢が安定していけば今後も志願はあり得る。</p> <p>【資料2 兵庫医療大学大学院薬学研究科入学状況表】</p>	<p>自体の数が今までは少なかったが、近年ではこのような卒業生が自分の将来のビジョンを考えた時、大学院に進学して博士の資格を取得することを志すケースが増えてきており、今後も入学者の確保は可能と考える。</p>
3	<p>ウ 在学生に対する進学需要調査結果</p> <p>兵庫医科大学大学院薬学研究科の設置計画において、学生確保の見通しを数値的側面から検証することを目的として、現行の兵庫医療大学薬学部在籍している第5学年次生を対象として、統合後の兵庫医科大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程における受験意向及び進学意向に関するアンケート調査を実施した（【資料3】参照）。</p> <p>その結果、大学院への進学意向については、大学院に「ぜひ進学したいと思う」「機会があれば進学したいと思う」と回答した者は、有効回答者数108人の約33%にあたる36人であった。さらに、有効回答者数の約21%にあたる23人が、兵庫医科大学大学院薬学研究科を「受験してみたい」かつ「進学したいと思う」と回答した（【資料4】参照）。</p> <p>上記のように、現行の兵庫医療大学薬学部在籍している第5学年次生に限定した調査においても、</p>	<p>ウ 在学生に対する進学需要調査結果</p> <p>兵庫医科大学大学院薬学研究科の設置計画において、学生確保の見通しを数値的側面から検証することを目的として、現行の兵庫医療大学薬学部在籍している第5学年次生を対象として、統合後の兵庫医科大学大学院の薬学研究科医療薬学専攻博士課程における受験意向及び進学意向に関するアンケート調査を実施した（【資料2】参照）。</p> <p>その結果、大学院への進学意向については、大学院に「ぜひ進学したいと思う」「機会があれば進学したいと思う」と回答した者は、有効回答者数108人の約33%にあたる36人であった。さらに、有効回答者数の約21%にあたる23人が、兵庫医科大学大学院薬学研究科を「受験してみたい」かつ「進学したいと思う」と回答した。</p> <p>上記のように、現行の兵庫医療大学薬学部在籍している第5学年次生に限定した調査においても、統合後の</p>

	<p>統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向が伺えるが、上記イで述べたように過去の大学院入学者が卒業後一定年数の実務経験を経て進学していることから、より早期に進学を促す個々への対応を含めて取り組むことで学生確保の見通しが立つと考える。</p>	<p>兵庫医科大学大学院薬学研究科への進学意向が伺えることから、学生確保においては十分な見通しがあると考えられる（【資料3】参照）。</p>
<p>3～4</p>	<p>③ 学生納付金の設定の考え方</p> <p>学生納付金については、近隣の医療機関や企業、学部卒業生などの進学を想定し、近隣他大学の状況も踏まえ、<u>現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科の入学金20万円を10万円に、授業料40万円は据え置き、教育充実費20万円を10万円に改定し</u> <u>（4年間の総額で210万円）、改定前から50万円減額により学生の経済的負担の軽減を図る。</u></p> <p><u>なお、近隣の私立7大学院の入学金の平均は20万円、授業料等は約71万円となっている（【資料5】参照）。</u></p> <p><u>また、自大学出身者及び本法人の教職員で通算5年以上の勤務実績ある者には、入学金免除の制度も設けている。</u></p>	<p>③ 学生納付金の設定の考え方</p> <p>学生納付金については、近隣の医療機関や企業、学部卒業生などの進学を想定し学生の経済的負担の軽減を鑑みたくえ、近隣他大学の状況も踏まえ、<u>入学金10万円、授業料40万円、教育充実費10万円とした。近隣の私立6大学院の入学金の平均は約20万円、授業料は約68.5万円となっている（【資料4】参照）。</u></p>
<p>4</p>	<p>(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況</p> <p>現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、大学院案内パンフレットやホームページ、オープンキャンパス、教員による個別相談会等において、研究科の特色や育成する人材像等の情報を提供し、学生募集活動を行ってきた。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科となっても、同様にこれらの広報活動を実施し、学生確保に努める。</p> <p>また、兵庫医科大学には特定機能病院として指定されている附属病院があり、各関係学会の研修施設認定を受けていることから、高い専門性と豊富な臨床経験を有する専門、認定指導の各薬剤師が多数在籍している。本研究科の臨床経験と研究能力を併せ持つ人材育成という目的を踏まえ、このような薬剤師に向けた大学院進学案内についてもより強化する。</p>	<p>(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況</p> <p>現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科では、大学院案内パンフレットやホームページ、オープンキャンパス、教員による個別相談会等において、研究科の特色や育成する人材像等の情報を提供し、学生募集活動を行ってきた。統合後の兵庫医科大学大学院薬学研究科となっても、同様にこれらの広報活動を実施し、学生確保に努めることとする。</p> <p>また、兵庫医科大学には特定機能病院として指定されている附属病院があり、各関係学会の研修施設認定を受けていることから、高い専門性と豊富な臨床経験を有する専門、認定指導の各薬剤師が多数在籍している。本研究科の、臨床経験と研究能力を併せ持つ人材育成という目的を踏まえ、このような薬剤師に向けた大学院進学案内についてもより強化する。</p>

	<p>さらに、薬学部生の就職活動で協力を得ている</p> <p>「学校法人兵庫医科大学 連携病院の会」会員の124病院に在籍する薬剤師等の医療従事者に対しても積極的に広報していく。</p> <p>学内的には、薬学部在学学生について、4年次からの研究室配属の期間に大学院進学の意味、研究テーマへの興味、将来の教育者又は研究者への進路等への理解を深めるよう進学説明会等を開催する。</p>	
6～7	<p>② 現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科における状況</p> <p>現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科においては、現職の病院薬剤師が臨床における研究能力向上を目的として入学した事例が複数存在している。個々の勤務状況などに応じて、カリキュラム及び教員の研究指導を夜間や土日に対応する。(大学院設置基準第14条特例)などの取り組みを行ってきた。兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、社会人学生が学びやすい環境を構築することで、より柔軟な学生確保が期待できる。</p> <p>具体的な取組みとして、「ティーチング・アシスタント制度」、「長期履修制度」があり、社会人学生の経済面でバックアップする。</p>	<p>② 現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科における状況</p> <p>現行の兵庫医療大学大学院薬学研究科においては、現職の病院薬剤師が臨床における研究能力向上を目的として入学した事例が複数存在している。個々の勤務状況などに応じて、カリキュラム及び教員の研究指導を夜間や土日に対応するなどの取り組みを行ってきた。兵庫医科大学大学院薬学研究科においても、社会人学生が学びやすい環境を構築することで、より柔軟な学生確保が期待できる。</p>

(新旧対照表) 学生確保の見通し等を記載した書類 (資料)

新	旧
<p>【資料1】「兵庫県内の薬学系大学・大学院の設置状況並びに定員充足状況」の以下の箇所を修正</p> <p>1. 兵庫県内の薬学系大学の設置状況 (6年制)</p> <p>○武庫川女子大学 入学定員 210</p> <p>○合計 980</p> <p>2. 兵庫県内の薬学系大学院の設置状況・定員充足状況 (博士課程)</p> <p>○武庫川女子大学大学院 H31年度</p> <p>入学者数 0 定員充足率 0</p>	<p>【資料1】「兵庫県内の薬学系大学・大学院の設置状況並びに定員充足状況」</p> <p>1. 兵庫県内の薬学系大学の設置状況</p> <p>○武庫川女子大学 入学定員 165</p> <p>○合計 935</p> <p>2. 兵庫県内の薬学系大学院の設置状況・定員充足状況</p> <p>○武庫川女子大学大学院 H31年度</p> <p>入学者数 2 定員充足率 100</p>

<p>○武庫川女子大学大学院 R2 年度 <u>入学者数 0 定員充足率 0</u></p> <p>○合計 H30 年度 <u>定員充足率 63.6</u></p> <p>○合計 H31 年度 <u>定員充足率 63.6</u></p> <p>○合計 R2 年度 <u>定員充足率 118.2</u></p>	<p>○武庫川女子大学大学院 R2 年度 <u>入学者数 4 定員充足率 200</u></p> <p>○合計 H30 年度 <u>定員充足率 58.3</u></p> <p>○合計 H31 年度 <u>定員充足率 83.3</u></p> <p>○合計 R2 年度 <u>定員充足率 158.3</u></p>
<p>【資料 2】「兵庫医療大学大学院薬学研究科入学状況表」を追加</p>	<p>-</p>
<p>【資料 5】「近隣大学院学費比較一覧表」の以下の箇所を修正、追加</p> <p>○神戸学院大学 <u>その他（削除）</u> <u>施設設備費（1 年分） 154, 000</u> <u>4 年間合計 2, 840, 000</u></p> <p>○武庫川女子大学 <u>その他（削除）</u> <u>4 年間合計 3, 568, 000</u></p> <p>○大阪医科薬科大学 <u>その他（削除）</u> <u>4 年間合計 2, 100, 000</u></p> <p>○大阪大谷大学 <u>薬学研究科 ※追加</u> <u>入学金 200, 000</u> <u>授業料（1 年分） 600, 000</u> <u>施設設備費（1 年分） 100, 000</u> <u>2 年次以降学費（3 年分） 2, 100, 000</u> <u>4 年間合計 3, 000, 000</u></p> <p>○入学金（平均額） 200, 000 ※追加</p> <p>○授業料等（平均額） 711, 714 ※追加</p>	<p>【資料 4】「近隣大学院学費比較一覧表」</p> <p>○神戸学院大学 <u>その他 59, 300</u> <u>教育充実費（1 年分） 154, 000</u> <u>合計 2, 899, 300</u></p> <p>○武庫川女子大学 <u>その他 2, 000</u> <u>合計 3, 570, 000</u></p> <p>○大阪医科薬科大学 <u>その他 72, 000</u> <u>合計 2, 600, 000</u></p>

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ノグチ コウイチ 野口 光一 <令和4年4月>		医学博士		兵庫医科大学 学長 (平成28.4~令和5.3)

教 員 の 氏 名 等													
(薬学研究科医療薬学専攻)													
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	担 単 位	当 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大 学等の職務に 従事する 週当たり平均 日数
1	専	教授 (研究科長)	アオキ シュンジ 青木 俊二 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅲ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.3 0.8 0.8 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.4)	5日
2	専	教授	アミノ マサフミ 天野 学 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅱ※ 応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.3 0.6 0.6 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平25.4)	5日
3	専	教授	ウエダ ヒロユキ 上田 晴康 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 免疫病態制御学演習Ⅰ 免疫病態制御学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.1 1 1 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平20.4)	5日
4	専	教授	オオカワラ トモミ 大河原 知水 <令和4年4月>		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.3 1 1 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平20.4)	5日
5	専	教授	カヅサキ サトシ 桂木 聡子 <令和4年4月>		修士(薬科学)		先端医薬学特論Ⅱ※ 応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ	1前 1通 2通	0.1 0.6 0.6	1 1 1	1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平22.4)	5日
6	専	教授	キノシタ アツシ 木下 淳 <令和7年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅱ※ 応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.1 0.6 0.6 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 准教授 (令2.1)	5日
		准教授	キノシタ アツシ 木下 淳 <令和4年4月>										
7	専	教授	コガネ ヨシノブ 甲谷 繁 <令和4年4月>		博士(理学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.1 0.4 0.4 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.4)	5日
8	専	教授	シメズ タカシ 清水 忠 <令和6年4月>		博士(理学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.1 0.4 0.4 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 准教授 (平20.4)	5日
		准教授	シメズ タカシ 清水 忠 <令和4年4月>										
9	専	教授	ダイ ヨシノブ 戴 毅 <令和4年4月>		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.1 1.1 1.1 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平20.4)	5日
10	専	教授	タケノ アキト 田中 明人 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.1 0.4 0.4 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.4)	5日
11	専	教授	タケナカ トシユキ 田中 稔之 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅱ※ 免疫病態制御学演習Ⅰ 免疫病態制御学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.3 1 1 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.4)	5日
12	専	教授	タケノ チハル 田端 千春 <令和4年4月>		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅲ※ 呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ 呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.1 2 2 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平31.4)	5日

教 員 の 氏 名 等												
(薬学研究科医療薬学専攻)												
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	担 単 位	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大 学等の職務に 従事する 週当たり平均 日数
13	専	教授	ナガノ ミトコ 長野 基子 ＜令和4年4月＞		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅱ※ 微生物学演習Ⅰ(基盤的微生物学演習) 微生物学演習Ⅱ(先進的微生物学演習) 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1～4通	0.1 1 1 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 准教授 (平20.4)	5日
14	専	教授	ノウケン シンペイ 南 畝 晋平 ＜令和7年4月＞		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅲ※ 医薬品適正治療科学演習Ⅰ(分子薬物動態学演習)	1後 1通	0.1 2	1 1	兵庫医療大学 薬学部 准教授 (平21.10)	5日
		准教授	ノウケン シンペイ 南 畝 晋平 ＜令和4年4月＞				医薬品適正治療科学演習Ⅱ(臨床ゲノム薬理学演習) 医療薬学特別研究	2通 1～4通	2 -	1 1		
15	専	教授	フジノ ヒデキ 藤野 秀樹 ＜令和4年4月＞		博士(工学)		先端医薬学特論Ⅲ※ 応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1～4通	0.1 0.6 0.6 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 准教授 (平20.4)	5日
16	専	教授	マエダ タクヤ 前田 拓也 ＜令和4年4月＞		博士(工学)		先端医薬学特論Ⅲ※ 微生物学演習Ⅰ(基盤的微生物学演習) 微生物学演習Ⅱ(先進的微生物学演習) 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1～4通	0.3 1 1 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.4)	5日
17	専	教授	ミナミ ダイサク 三浦 大作 ＜令和6年4月＞		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ	1後 1通	0.1 0.5	1 1	兵庫医療大学 薬学部 准教授 (平20.4)	5日
		准教授	ミナミ ダイサク 三浦 大作 ＜令和4年4月＞				分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	2通 1～4通	0.5 -	1 1		
18	専	教授	ミヤベ ヒロト 宮部 隼人 ＜令和4年4月＞		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1～4通	0.3 0.4 0.4 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.4)	5日
19	専	教授	ヤマモト サトシ 山本 悟史 ＜令和4年4月＞		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1～4通	0.2 1.1 1.1 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 教授 (平19.10)	5日
20	専	准教授	シバサキ セイジ 芝崎 誠司 ＜令和4年4月＞		博士(工学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 免疫病態制御学演習Ⅰ 免疫病態制御学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1～4通	0.1 1 1 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 共通教育セン ター 准教授 (平19.4)	5日
21	専	講師	イワサカ エミコ 岩岡 恵実子 ＜令和4年4月＞		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅲ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1～4通	0.1 0.4 0.4 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平19.4)	5日
22	専	講師	カモジ ヒロキ 上田 寛樹 ＜令和4年4月＞		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1～4通	0.1 0.6 0.6 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平20.4)	5日
23	専	講師	オオノ ヨシヤ 大野 喜也 ＜令和4年4月＞		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅱ※ 免疫病態制御学演習Ⅰ 免疫病態制御学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1～4通	0.1 1 1 -	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平20.4)	5日

教 員 の 氏 名 等													
(薬学研究科医療薬学専攻)													
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大 学等の職務に 従事する 通算する 日数
24	専	講師	コブチ ショウヘイ 小渕 修平 <令和4年4月>		博士(医学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.1 1 1 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平21.4)	5日
25	専	講師	タナカ コウイチ 田中 康一 <令和4年4月>		博士(歯学)		先端医薬学特論Ⅳ※ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1後 1通 2通 1~4通	0.1 0.6 0.6 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平19.10)	5日
26	専	講師	ツネモト コウジ 塚本 効司 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.1 0.4 0.4 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平19.4)	5日
27	専	講師	ムラカミ マサヒロ 村上 雅裕 <令和4年4月>		博士(薬科学)		応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ	1通 2通	0.6 0.6	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平26.7)	5日
28	専	講師	ヨシノブ エイト 吉岡 英斗 <令和4年4月>		博士(薬学)		先端医薬学特論Ⅰ※ 医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ 医療薬学特別研究	1前 1通 2通 1~4通	0.1 0.4 0.4 -	1 1 1 1	1 1 1 1	兵庫医療大学 薬学部 講師 (平20.4)	5日
29	専	助教	イトウ ショトケス 伊藤 都裕 <令和4年4月>		博士(医学)		呼吸器疾患病態治療学演習Ⅰ 呼吸器疾患病態治療学演習Ⅱ	1通 2通	2 2	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平27.7)	5日
30	専	助教	オオモリ ニシダ シンゴ 大森(西田) 志保 <令和4年4月>		博士(医学)		微生物学演習Ⅰ(基盤的微生物学演習) 微生物学演習Ⅱ(先進的微生物学演習)	1通 2通	1 1	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平21.4)	5日
31	専	助教	カワシマ アキラ 川島 祥 <令和4年4月>		博士(工学)		医薬品創製科学演習Ⅰ 医薬品創製科学演習Ⅱ	1通 2通	0.4 0.4	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平28.1)	5日
32	専	助教	カンダ ヒロコ 神田 浩里 <令和4年4月>		博士(医学)		神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	1通 2通	0.6 0.6	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平31.1)	5日
33	専	助教	コブレ ヨウコ 小暮 洋子 <令和4年4月>		博士(医学)		神経薬理・薬物治療学演習Ⅰ 神経薬理・薬物治療学演習Ⅱ	1通 2通	0.6 0.6	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平21.4)	5日
34	専	助教	シノダ アツコ 是谷 敦子 <令和4年4月>		博士(医学)		分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	1通 2通	1 1	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平19.4)	5日
35	専	助教	シノダ ユウタ 杉野 佑太 <令和4年4月>		博士(薬学)		医薬品適正治療科学演習Ⅰ(分子薬物動態学演習) 医薬品適正治療科学演習Ⅱ(臨床ゲノム薬理学演習)	1通 2通	2 2	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平28.4)	5日
36	専	助教	ナカオ ショウヘイ 中尾 周平 <令和4年4月>		博士(薬学)		分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅰ 分子毒性学・レドックス生物学演習Ⅱ	1通 2通	0.5 0.5	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (令2.4)	5日
37	専	助教	ハシハラ カナコ 萩原 加奈子 <令和4年4月>		博士(薬学)		微生物学演習Ⅰ(基盤的微生物学演習) 微生物学演習Ⅱ(先進的微生物学演習)	1通 2通	1 1	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平30.4)	5日
38	専	助教	アサダ マダカ オグミ 安田(津田賀) 恵 <令和4年4月>		修士(薬学)		応用医療薬学演習Ⅰ 応用医療薬学演習Ⅱ	1通 2通	0.6 0.6	1 1	1 1	兵庫医療大学 薬学部 助教 (平27.9)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	7人	8人	1人	人	18人	
	修 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	6人	2人	人	人	人	8人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	3人	4人	2人	人	人	人	9人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	3人	12人	12人	8人	1人	人	36人	
	修 士	人	人	1人	人	人	1人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。